



徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画  
(案)

令和8年 月

徳島県

# 目 次

<b>I</b>	<b>計画策定の趣旨、位置付け</b>	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨	1
2	強靱化計画の位置付け	1
	(1) 関係法令等との関係	
	(2) 「徳島新未来創生総合計画」との関係	
	(3) 「徳島県地域防災計画」との関係	
3	計画の推進期間	2
<b>II</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1	基本理念	3
2	施策体系（事前に備えるべき目標）	3
3	県土強靱化を推進する上での基本的な方針	4
	(1) 県土強靱化に向けた取組姿勢	
	(2) 適切な施策の組み合わせ	
	(3) 効率的な施策の推進	
	(4) 地域の特性に応じた施策の推進	
	(5) 復興プロセスと事前復興の推進	
<b>III</b>	<b>強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）</b>	<b>7</b>
1	脆弱性評価とは	7
2	本県の特徴	7
3	対象とする自然災害（想定するリスク）	12
4	施策分野	13
5	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	14
6	重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定	15
7	脆弱性評価の結果	15
<b>IV</b>	<b>県土強靱化の推進方針</b>	<b>15</b>
<b>V</b>	<b>計画の推進と進捗管理</b>	<b>53</b>
<b>VI</b>	<b>県土強靱化・レジリエンス施策の一覧</b>	<b>54</b>
別紙1	「起きてはならない最悪の事態」の様相	78
別紙2	脆弱性評価	85
別紙3	国土強靱化関係の補助金・交付金事業	109
附属資料1	「復興プロセス」と「事前復興の推進」について	128

# I 計画策定の趣旨、位置付け

## 1 計画策定の趣旨

本県では、甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の発災後、「防災」だけでなく、「助かる命を助ける」という「減災」の視点を加え、南海トラフ巨大地震や直下型地震発災時の死者ゼロを目指し、地震・津波対策に対する具体的な政策を網羅した「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」を平成23年度に策定した。

また、国において平成25年度に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行されるとともに、平成26年度には、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されたことを受け、平成27年3月に全国初となる「徳島県国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「県土強靱化」を図るための取組を実施している。

さらに、過去の災害復興から得られた教訓も活かしながら、令和元年12月には「徳島県復興指針」（以下、「復興指針」という。）を策定し、被災後の復興に向けた事前の準備・実践に繋げるための「事前復興」の取組を推進している。

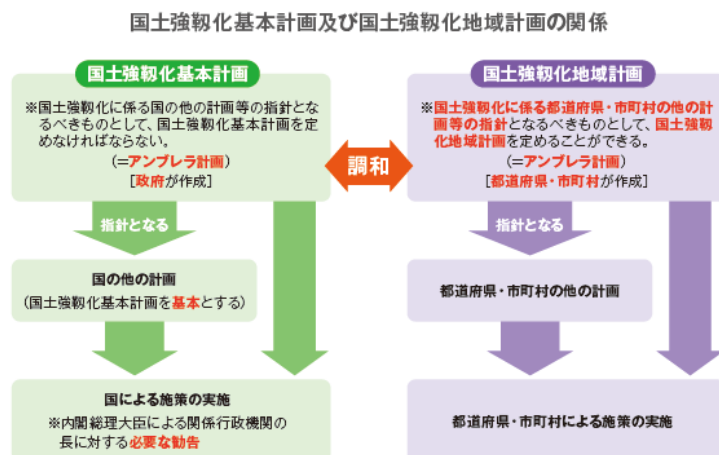
これら3計画は、社会情勢の変化も踏まえ、不断の見直しを行いながら、これまで着実な取組を進めてきたところであるが、令和5年度末に「地域計画」が推進期間の終期を迎えるにあたり、県民にとってより体系的で分かりやすい計画とするため、3計画を統合し、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」（以下、「強靱化計画」という。）を新たに策定する。

なお、「強靱化計画」には、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念や、令和6年元日に発生した「能登半島地震の教訓」を踏まえ、県を挙げての「南海トラフ巨大地震対策」の抜本的な再検証により得られた、県として早急に取り組むべき対策を反映することで、大規模災害を迎え撃つための計画的かつ確実な推進を図ることとしている。

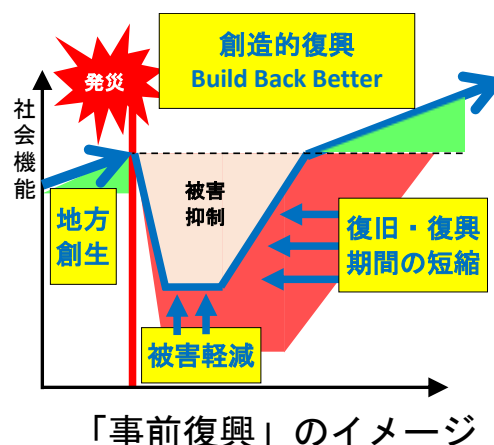
## 2 強靱化計画の位置付け

### (1) 関係法令等との関係

強靱化計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」として位置付けるものであり、県土強靱化に関し本県の計画等の指針となるものである。なお、強靱化計画は、国の「基本計画」と調和を図るものとする。



また、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」（以下、「条例」という。）第10条で規定する「県で実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画」として位置付けるものであり、さらに、事前復興の観点から、「大規模災害からの復興に関する法律」第9条に基づき、被災後に県が定める「復興方針」の迅速かつ円滑な策定に向けた事前準備を推進するものであるとともに、条例第83条に基づき、被災後に県が定める「復旧及び復興に関する計画」の早期策定に向けた事前準備を推進するものである。



### （２）「徳島新未来創生総合計画」との関係

強靱化計画は、「徳島新未来創生総合計画」に掲げるビジョンを目指し、ミッション「安心度UP」の戦略6「危機管理体制の充実と県土強靱化（レジリエンス）の推進」を実現するための施策の推進方向を示すものである。

### （３）「徳島県地域防災計画」との関係

強靱化計画は、「徳島県地域防災計画」において、県が実施する災害対応について、平時から取り組む各種対策を示すものである。

## 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和10年度を目標年次とする。このうち、令和7年度までを重点的に取り組む期間とし、計画の見直しは概ね5年ごとに行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## Ⅱ 基本的な考え方

強靱化計画は、「基本法」に基づく「地域計画」として、「基本計画」との調和が保たれたものとする必要があることから、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）により「基本計画」に沿ったものとし、事前防災の取組により被害を最小化することで県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営めるようにすることで地域の経済成長、持続的な発展にもつながるものである。

また、大規模災害は、人々の生活を一気に破壊する一方、復旧・復興には多大な労力と時間が必要であり、復興の遅れは、地域コミュニティの崩壊、人口流出など、平時から地域が抱える課題を加速させることが指摘されていることから、本県では、被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興を目指して、平時から事前の準備や実践に取り組んできている。

これらの観点を踏まえ、「基本理念」、「施策体系（事前に備えるべき目標）」等を設定するものとする。

また、施策の推進にあたっては、別紙2（脆弱性評価）の結果を踏まえて実施するものとする。

### 1 基本理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「県民の生命・財産」を守り抜くため、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化【強靱化の推進】が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興【レジリエンスの強化】を可能にする
- ⑤ 平時から被災後の復興に向けた事前の準備・実践【事前復興の推進】に取り組むことにより、**未来に引き継げる「災害に強いとくしま」**を実現する。

### 2 施策体系（事前に備えるべき目標）

- (1) **命の72時間への対応**  
～大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る～
- (2) **助かった命をつなぐ対策**  
～救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う～
- (3) **初動対応力の強化**  
～防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ～
- (4) **社会インフラの早期復旧**  
～情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる～
- (5) **持続可能な地域経済**  
～経済活動を機能不全に陥らせない～
- (6) **創造的復興の推進**  
～社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する～

### 3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針

#### (1) 県土強靱化に向けた取組姿勢

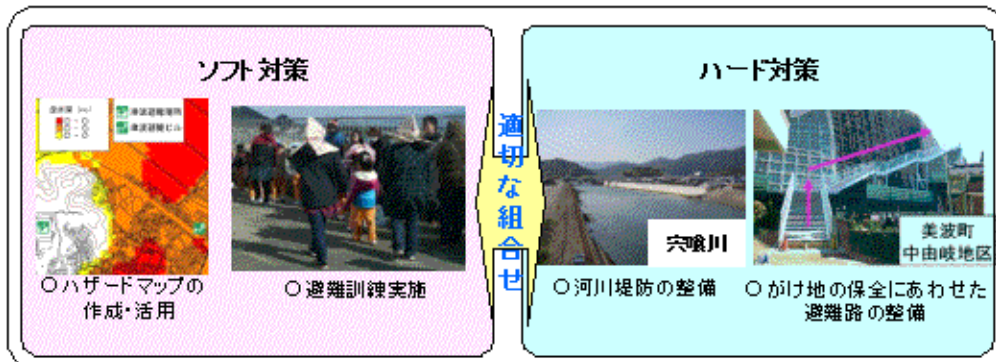
- ・本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組みにあたること
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と E B P M（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ・国、市町村をはじめ関係機関等との連携協力による取組についても取り入れるなど、本県の総力を挙げた取組とすること
- ・本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ・事前復興の取組を推進すること
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」に係る施策を推進すること

SDGsとは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」ことを明確に掲げている。持続可能な社会を構築するには、大規模自然災害に備え、強い地域づくりを進めておくことが重要であり、県土強靱化とSDGsは密接に関連している。

県土強靱化の取組は、SDGsのゴールのうち、特に「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール2 飢餓をゼロに」、「ゴール9 産業と技術革新の基盤を作ろう」、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」、「ゴール13 気候変動に具体的な対策を」、「ゴール15 緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献している。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること



- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

### (3) 効率的な施策の推進

- ・県民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本県の特性を踏まえた、本県独自のものとして、先進的な取組みを反映すること
- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること、また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



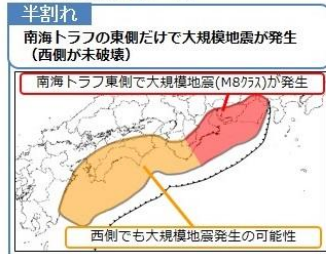
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること



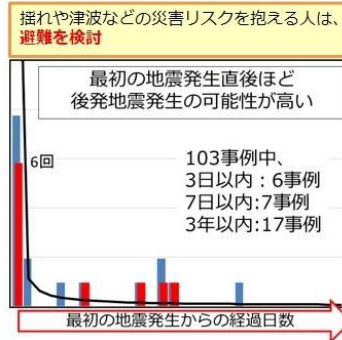
- 「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組を推進する



**■避難を検討するケース**



直近2回の地震は時間差で発生  
●安政東海地震・安政南海地震（3.2時間）  
●昭和東南海地震・昭和南海地震（2年間）



- 支援の長期途絶に備えた取組を推進すること



斜面崩壊による道路の通行止



木造応急仮設住宅

**（5）復興プロセスと事前復興の推進**

大規模災害からの迅速な復旧や着実な復興には、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要で、復興に向けた取組は被災前に既に始まっている。これらの取組には、行政だけでなく、地域住民や様々なコミュニティ、事業者など、復興の各主体の連携・協働に加え、被災地内外からの支援者の存在が不可欠である。そこで、復興における各主体に期待される役割や、被災地内外の支援者との平時からの関係構築など、復興プロセス（過程）や事前復興の推進についての概要を「強靱化計画」の附属資料とする。また、復興へ向けた条件整備や分野別の対策として、実施すべき事項や手順等について、別途整理する。

### Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本県の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、県土の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

#### 2 本県の特性

##### (1) 地勢

本県は山地が多く、全体面積の約8割を占めている。中央部を東西に走る四国山地は、急峻で県を南北に分ける分水嶺となっており、その北方を流れる吉野川は、高知県瓶ヶ森を水源とし、三好市池田町から中央構造線に沿って東流し、下流に行くにしたがって広く、くさび形の徳島平野をつくり、紀伊水道へ注いでいる。



吉野川の北に位置する讃岐山脈は、全般的に低く、山麓には扇状地が発達している。吉野川下流の低地は、勝浦川や那賀川の低地とともに水田地帯となっている。

また、剣山（1,955m）に源を発する那賀川は、急峻な山地部に深いV字型の渓谷を刻みながら東流し、下流には三角州扇状地が広がっている。

県南には、広い平野が少なく、蒲生田岬以南では山地が直接海に迫った岩石海岸となっており、県北の砂浜海岸とは著しい対照をなし、海は深く、港湾、漁港に適した地形となっている。

なお、海岸線延長は約393kmに及んでいる。



剣山



吉野川



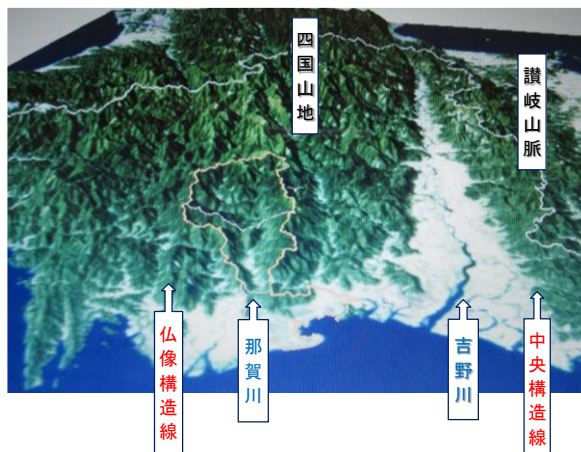
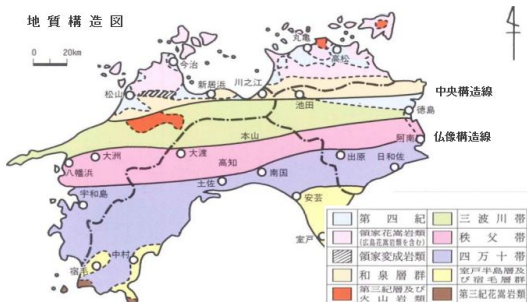
美波町大浜海岸

## (2) 地質

本県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から、和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の北側の和泉帯は、風化されやすい砂岩から形成されている。中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯となっている。

※国土交通省所管の地すべり防止区域は、箇所数、面積とも全国2位である。



## (3) 気象

気温は、年間を通して比較的温暖である。降水は、剣山南麓を中心とした多雨地域と、吉野川北岸を中心とした小雨地域に大別される。年間降水量は、那賀川上流域と海部川流域が最も多く3,000ミリを超え、多い年には5,000ミリ近くを記録することもある。

## (4) 人口

国勢調査の結果によると、令和7年10月時点での徳島県の人口は719,559人となっており、1990年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

県内の人口分布の特徴としては、東部都市計画区域における面積は、県全体の約13%にすぎないが、人口は県全体の約66%を占め、本県の行政、経済、文化の中心地域となっている。

それら都市地域の多くは、かつての氾濫原や津波の影響の受けやすい海岸沿いであり、「水」による災害リスクが高く、軟弱地盤も多い地域である。

一方、中山間地域においては、過疎化とともに高齢化が進み、小規模高齢化集落が増加している。このため、農地や森林の保全活動が低下し、中山間地域が保有する水源かん養などの多面的機能の維持も困難な状況となっている。

## (5) 災害の歴史

### ①南海トラフ地震

本県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も4度の地震・津波に襲われている(次図参照)。南海トラフ地震は100～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

令和8年1月1日時点の今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると60%~90%程度以上となっている。



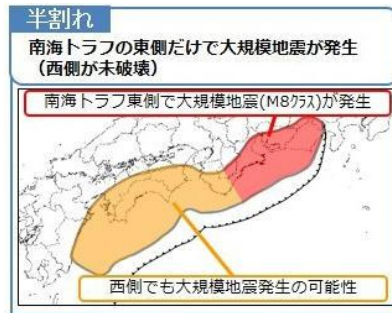
過去に起きた地震

西暦	南海地震	東南海地震	東海地震
1605	慶長地震 M7.9		
	102年		
1707	宝永地震 M8.6		
	(32時間後) 147年		
1854	安政南海地震 M8.4	安政東海地震 M8.4	
	92年		空白域
1944	南海地震 M8.0	東南海地震 M7.9	
1946			
現在	南海トラフの地震		
20??年			

康暦碑(美波町)

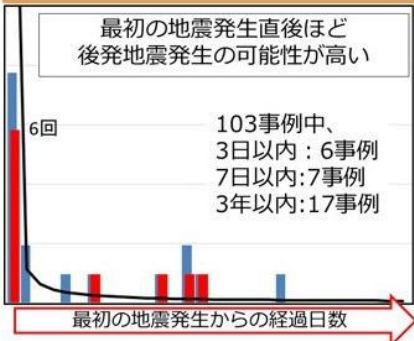


正平南海地震・津波 (1361年)の供養碑 (日本最古の津波碑)



直近2回の地震は時間差で発生  
 ●安政東海地震・安政南海地震 (32時間)  
 ●昭和東南海地震・昭和南海地震 (2年間)

揺れや津波などの災害リスクを抱える人は、避難を検討



【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震によるものである。

## ②大規模な水害

本県では、吉野川、那賀川が代表的な一級河川であり、これらの支派川のほか、四国山地から東流して太平洋に注ぐ、数多くの二級河川がある。また、本県は台風の常襲地帯であることから、これらの河川は幾度となく大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		西の水 死者250人
1866	慶応2年		寅の大水 死者2140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81名、浸水面積28000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12名、浸水面積3248ha
1961	昭和36年	第2室戸台風	浸水面積6638ha
1976	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積12704ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7645ha



うつむき地蔵  
(徳島市国府町東黒田)  
1811年建立



高石垣  
(美馬市穴吹町舞中島)

## ③大規模な土砂災害

本県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊（下図参照）でも大きな被害を受けており、例えば、明治25年7月、台風に伴う集中豪雨により那賀町の高磯山が崩壊し、人家十数戸と住民60余人が埋没した。また、崩壊土砂が、那賀川をせき止め湛水し、その後決壊をしたため、数百戸の人家が流出している。

また、昭和51年9月、台風17号の豪雨により発生した地すべりや土石流により死者・行方不明者が発生。美馬市穴吹町では、発生した地すべりにより70戸が集団移転を余儀なくされた。



高磯山崩壊の石碑(那賀町)



高磯山崩壊の慰霊碑(那賀町)

#### ④豪雪による災害

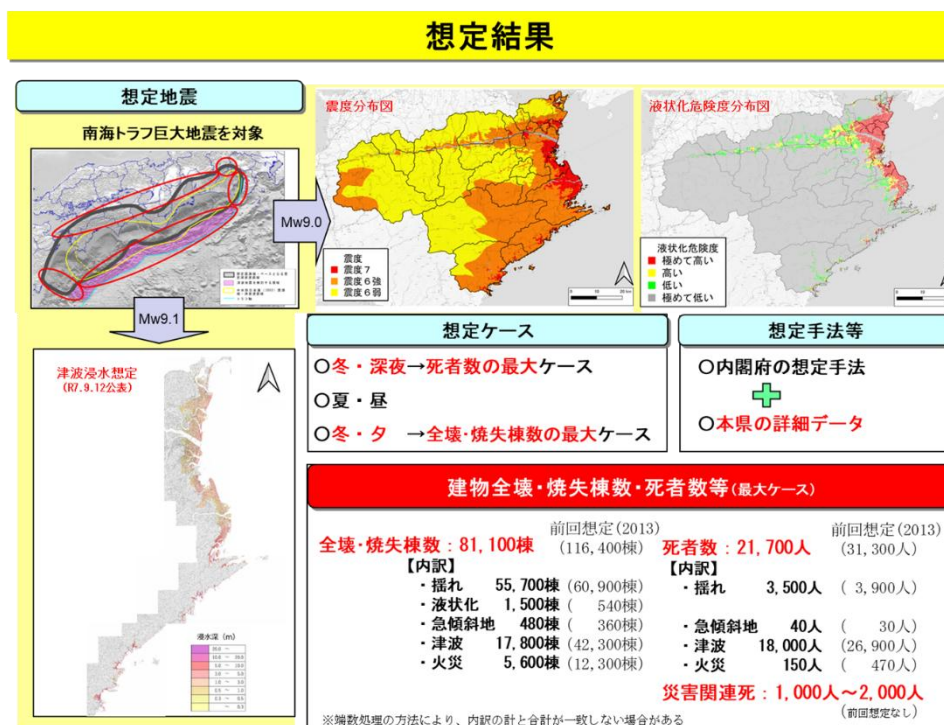
本県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月には、県西部の山間部を中心に大雪となり、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立するなど、あらためて豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。



平成26年12月豪雪による被害

### 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震(M7.7)とする
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪 等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や、100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定



【参考】南海トラフ巨大地震想定結果

## 4 施策分野

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野として、次の5つの個別的施策分野と5つの横断的施策分野を設定する。

### (1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流 県土保全 土地利用

### (2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
⑤研究開発分野	IoT、ICT技術等の活用等

## 5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性評価は、「基本法」第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、「基本計画」の35の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本県の特性を踏まえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして31の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のように設定した。

### （1）施策体系及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1 【命の72時間への対応】 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する防災機能の長期的低下
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
2 【助かった命をつなぐ対策】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 大規模な自然災害と感染症等の同時発生
3 【初動対応力の強化】 防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4 【社会インフラの早期復旧】 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の広域的かつ長期にわたる機能停止による停電
	4-3 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能停止
	4-4 長期にわたる断水、下水道施設の機能停止
	4-5 陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止
5 【持続可能な地域経済】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 コンビナート・重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響
	5-5 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
	5-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う農土の荒廃・多面的機能の低下
6 【創造的復興の推進】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-2 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-3 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
	6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
	6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-6 速やかな復興に資する事業継続対策等の準備不足による地域経済への甚大な影響

## (2) 6つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	【命の72時間への対応】	→			
2	【助かった命をつなぐ対策】	→			
3	【初動対応力の強化】	→			
4	【社会インフラの早期復旧】		→		
5	【持続可能な地域経済】		→		
6	【創造的復興の推進】			→	

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行ったものが別紙2（脆弱性評価）となる。

## 6 重要業績指標（KPI : Key Performance Indicator）の設定

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標を選定した。

重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は脆弱性評価や、今後これを踏まえて推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

## 7 脆弱性評価の結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。

## IV 県土強靱化の推進方針

### 1 プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「県土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

# 1 【命の72時間への対応】 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

## 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、県下全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には大津波が襲来したことから、県庁所在地である徳島市をはじめ広範囲で多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の襲来により、河川堤防が各地で決壊し、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ 地震や大雨・大雪等の異常気象によって、道路やライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生する。

## 推進方針(概要)

### 1-1) 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

### 1-2) 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備
  - ・ 大規模地震発生時の建物被害による死者ゼロを目指すための取組の推進
  - ・ 木造住宅の耐震化促進
  - ・ 医療機関の耐震化促進
  - ・ 社会福祉施設の耐震化促進
- 建築物の倒壊等防止対策
  - ・ 老朽危険建築物(空き家等)の解消
  - ・ 危険ブロック塀等の解消
- 自助・共助の取組強化
  - ・ 自主防災組織の組織率向上・防災士等人材育成
- 緊急輸送道路等の機能確保
  - ・ 強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築
  - ・ インフラ施設の老朽化対策の推進
- 情報収集体制の強化
  - ・ ドローンやライブカメラなどの活用
- 情報発信力の強化
  - ・ 徳島県公式LINEアカウント登録者数の増加

### 1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

- 津波避難意識の向上及び訓練の実施
  - ・ 率先避難の取組拡大
  - ・ 高台移転の検討を推進
- 津波避難路・避難場所の整備
  - ・ 避難路や避難場所の整備促進
  - ・ 都市公園における防災機能強化
- 避難行動要支援者対策の促進
  - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定を促進
- 海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化
  - ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進



### 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する防災機能の長期的低下

- 河川整備等の推進
  - ・ 国管理河川の事業促進
  - ・ 県管理河川(重点対策河川)の整備の推進
- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
  - ・ 洪水浸水想定区域図の住民への周知
  - ・ 排水ポンプ車の稼働訓練
  - ・ 水害に関する出前講座の実施



### 1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)や大雪等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害対策及び森林整備の推進
  - ・ 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設整備を推進
- 大雪等に伴う孤立化対策の推進
  - ・ 大雪等により孤立化した場合に備え、立木事前伐採事業や倒木処理訓練を実施

## 1 【命の72時間への対応】

大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

- 1-1) 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2) 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### <要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

### 住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 古い木造住宅が多い地域など、重点的に戸別訪問を行い、耐震化を控える高齢世帯に響くよう、関係団体と連携した普及啓発活動に努める。また、市町村と連携し、耐震化の補助制度の充実を検討する。
- 入所者の安全を確保するため、指導監査の機会を通じて助言・指導を行う等、社会福祉施設の耐震化を促進するとともに、非常時における各種防災計画やBCPの未策定である社会福祉施設等に対しては、速やかに重点的に指導を実施する。

#### 【重要業績指標】社会福祉施設の耐震化率

95.1% (R4) → 95.6% (R7) → 95.9% (R10)

### 自助・共助の取組強化

- 各種研修会等を開催し、地域の防災リーダーとなり、自主防災組織等「共助」の担い手として活躍できる人材を育成する。
- 防災士の資格取得を支援し、「共助」の担い手として活躍できる人材を育成する。

#### 【重要業績指標】自主防災組織の組織率

94.8% (R5) → 96% (R7) → 100% (R10)

#### 【重要業績指標】防災士登録者数（累計）

6,342人 (R5) → 7,700人 (R7) → 10,000人 (R10)

### 建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、市町村と連携して、老朽化して危険な空き家・空き建築物や危険ブロック塀の解消、瓦屋根の飛散防止対策等を推進する。

### 防火・消火体制の整備

- 地震時の火災を予防するため、耐震改修や減災化対策と併せ、強い揺れを感知して電気を遮断する感震ブレーカー設置への補助を促進する。

#### 消防団への入団促進・団活動の活性化

- 若者や女性等の多様な人材の**入団を促進するため**、体験型の教育やイベント等での啓発活動を実施する。**また、地域防災の担い手として、救助・救出や避難所運営など災害対応力を習得・向上する研修・訓練を充実させ、団活動の活性化を図る。**

#### 救助・救急活動体制の整備

- 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準（消防庁）」に則り、体制の充実や設備整備などの確な運航管理を実施し、安全かつ円滑な航空消防活動の推進を図る。

#### 緊急輸送道路等の機能確保

- 強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、生命線道路や緊急輸送道路等における橋梁の耐震化や無電柱化を推進する。インフラ施設について、計画的に老朽化対策を進めるとともに、デジタル技術や民間活力を積極的に活用しながら、市町村に対する技術的な支援に取り組み、効率的・効果的な維持管理を推進する。



【重要業績指標】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率

25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率

23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）

33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】無電柱化事業による管路完成延長（累計）

12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

【重要業績指標】老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）

92% (R5) → 95% (R7) → 100% (R10)

#### 情報収集体制の強化

- 発災時に速やかに被災状況を把握できるよう、関係機関・事業者と連携し、ドローンやライブカメラなどの活用により、**情報収集体制の強化を図る。**

#### 防災訓練の頻回実施

- 県防災訓練大綱に基づき、市町村や関係機関と連携し、「地域の特性」や「災害リスク」を踏まえた、より実践的な防災訓練を頻回実施するとともに、P D C Aサイクルによる検証を通じて、**災害対応力の強化を図る。**

#### 情報発信力の強化

- 南海トラフ地震臨時情報に関する住民理解と円滑な対応を促進するため、市町村と連携した啓発活動を実施するとともに、臨時情報発表時の県や市町村における具体的な対応方針を検討する。

【重要業績指標】徳島県公式 LINE アカウントの登録者数（累計）

3万人 (R5) → 13万人 (R7) → 20万人 (R10)

### 1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

#### <要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう県民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、避難行動要支援者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防の整備や県民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

#### 地震津波対策の計画的な推進

- 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえ、これまでの防災対策の再検証を行い、市町村等と連携し、住民目線に立った事前防災対策をハード・ソフト面から推進する。

#### 津波避難意識の向上及び訓練の実施

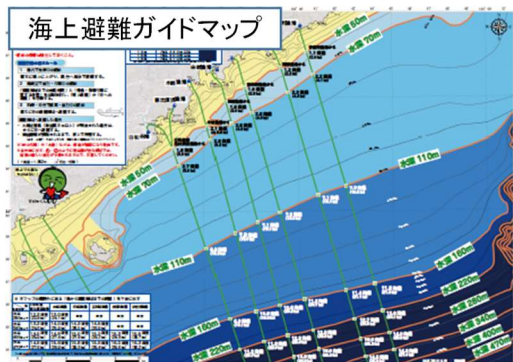
- 「自らの命は自らが守る」という当事者意識を醸成するため、市町村等と連携し、VR等を活用した災害疑似体験機会を広く提供し、避難意識の向上につなげる。

- 迅速な避難体制を確立するため、「津波防災の日」・「世界津波の日」にあわせ、県、市町及び防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。



- 迅速な避難体制を確立するため、県・市町村等の連携のもと、J-ALERTを活用し、地域住民の津波避難訓練を実施する。

- 徳島県漁業用牟岐無線局を中心とする「海上防災通信ネットワーク」、また、「津波高さ別の避難海域」や「港から避難海域までの距離」などを記載した「海上避難ガイドマップ」を活用し、漁業者など船舶利用者との連携により、海上避難訓練等に取り組む。



- 徳島県商工3団体青年部が主体となり、発災時に従業員が率先して避難行動を行うことで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組を実施し、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む。

- 市町村との連携による「高台移転推進ワークショップ」を開催し、個別地域をモデルに具体的な議論を喚起することで、高台移転の検討を推進する。

#### 避難行動要支援者対策の促進

- 平時から発災後にかけて要配慮者へのシームレスな福祉的支援を実現するため、市町村が進める個別避難計画の作成に対して、専門サポートチームによる重点支援を実施する等、官民連携による災害福祉支援体制の強化を図る。

【重要業績指標】個別避難計画作成に向けた専門サポートチームによる支援（累計）  
30回以上（R10）

#### 津波避難路・避難場所の整備

- 津波発生時に緊急的・一時的に避難するため、避難路・避難場所の整備を促進する。

【重要業績指標】津波避難困難者数

1,304人（R5）→ 494人（R7）→ 0人（R10）



- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する。

【重要業績指標】都市公園における防災機能強化着手率

86%（R5）→ 93%（R7）→ 100%（R10）

#### 海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化

- 発生確率が高まる南海トラフ巨大地震に備えるため、河川・海岸堤防等の地震・津波対策を推進する。水門・樋門・陸閘等については、定期点検の実施及び点検結果に基づく改修・機能強化による減災対策を進めるとともに、自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する。

【重要業績指標】海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率

60%（R5）→ 62%（R7）→ 70%（R10）



#### 情報発信力の強化

- 津波浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図る。

- 南海トラフ地震臨時情報に関する住民理解と円滑な対応を促進するため、市町村と連携した啓発活動を実施するとともに、臨時情報発表時の県や市町村における具体的な対応方針を検討する。

### 建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、市町村と連携して、老朽化して危険な空き家・空き建築物や危険ブロック塀の解消、瓦屋根の飛散防止対策等を推進する。



除却前



除却後

### 救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。



全地形対応車



夜間救急搬送訓練



- 津波発生時の迅速な救助・救急体制を構築するため、自衛隊、警察、消防等と連携した救助訓練を実施する。



海上漂流者の救助(漁船、警察、自衛隊)

### 市町村の圏域を超えた相互応援

- 大規模災害が発生した際に、市町村の圏域を超えた広域避難に対応するとともに、県内市町村間におけるカウンターパート支援体制の構築をはじめ、県と各市町村が平時から「互いに助け合う関係」を構築することを目的として締結した協定の更なる実効性向上を図る。

1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する防災機能の長期的低下

#### <要点>

河川整備等を推進し被害の最小化を図るとともに、洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

### 河川整備等の推進

- 激甚化・頻発化する水害に備えるため、吉野川・那賀川水系等において、無堤対策、ダム再生等による「流域治水」を推進する。



- 水門・樋門・陸閘等については、定期点検の実施及び点検結果に基づく改修・機能強化による減災対策を進めるとともに、自動化・統廃合・常時閉鎖を推進する。

【重要業績指標】老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）  
92%（R5）→ 95%（R7）→ 100%（R10）

【重要業績指標】海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率  
60%（R5）→ 62%（R7）→ 70%（R10）

【重要業績指標】県管理河川（重点対策河川）の整備率  
70%（R5）→ 74%（R7）→ 80%（R10）

#### 避難対策の推進及び事前の防災力強化

- 高まる水害リスクに対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、きめ細やかな雨量・水位等を提供する。
- 農業用ため池について、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価結果に基づき、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。
- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を実施する。

【重要業績指標】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率  
25%（R5）→ 31%（R7）→ 47%（R10）

【重要業績指標】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率  
23%（R5）→ 27%（R7）→ 33%（R10）

【重要業績指標】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）  
33km（R5）→ 36km（R7）→ 39km（R10）

【重要業績指標】無電柱化事業による管路完成延長（累計）  
12.0km（R5）→ 12.9km（R7）→ 14.4km（R10）

【重要業績指標】中小河川における洪水浸水想定図の作成数（累計）  
推進（R5）→ 488河川（R7完）

【重要業績指標】農業用ため池における老朽化対策の着手施設数（累計）  
85箇所（R5）→ 93箇所（R7）→ 105箇所（R10）

1－5）大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図るとともに、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

また、大雪等に伴い孤立化した場合に備え、立木事前伐採事業や倒木処理訓練を実施することにより、孤立化対策を図る。

#### 土砂災害対策及び森林整備の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害に対し、関係機関とともに迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を促進する。



【重要業績指標】砂防関係施設の整備による要配慮者利用施設および避難所の保全施設数（累計）  
340箇所（R5）→ 346箇所（R7）→ 361箇所（R10）

【重要業績指標】土砂災害発生のおそれのある新規箇所の基礎調査実施割合  
0%（R5）→ 20%（R7）→ 100%（R10）

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

【重要業績指標】森林経営計画認定面積（累計）  
61.5千ha（R5）→ 62.5千ha（R7）→ 64.0千ha（R10）

#### 土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

- 高精度な地形情報を用いて新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の抽出を実施し、土砂災害警戒区域の指定により土砂災害の危険性の周知を強化する。



- 山地災害の情報収集活動等を行う山地防災ヘルパーの積極的な活動を促進・支援し、地域住民の山地災害に対する啓蒙や意識の高揚に努める。

#### 救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

#### 大雪等に伴う孤立化対策の推進

- 大雪等により孤立化した場合に備え、立木事前伐採事業や倒木処理訓練を実施する。

## 2 【助かった命をつなぐ対策】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生する。
- ・ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による人材・資機材の不足により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルートやエネルギー供給の途絶により、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化し、感染症が大規模発生する。
- ・ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、電源喪失による不十分な健康管理が原因で被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。

### 推進方針(概要)

#### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 2-2) 道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 物資調達・供給体制の構築
  - ・ 生活必需品等の確保・搬送を行うため民間企業等と連携強化
  - ・ 大規模災害に備えた神社仏閣との連携強化
- 孤立化防止のための道路整備
  - ・ 緊急輸送道路等の整備や無電柱化の推進
  - ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備推進
- 救援物資等の輸送確保対策
  - ・ 四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備推進
  - ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化の推進
  - ・ 孤立地域への物資輸送に資する体制づくり
  - ・ 物流関係機関・団体との連携強化
  - ・ 防災拠点等における通信手段の冗長性確保

#### 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

- 消防団や自主防災組織の充実強化
  - ・ 消防団協力事業所の普及等による消防団員確保対策の推進及び少年消防クラブの育成支援
  - ・ 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等が連携した地域防災の担い手育成
- 関係機関の連携強化、訓練の実施
  - ・ 合同訓練等の実施等  
他都道府県との連携強化



#### 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 帰宅困難者の受入体制等の確保
  - ・ 帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の確保
- 信号機電源付加装置の整備
  - ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備



#### 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 2-6) 大規模な自然災害と感染症等の同時発生

#### 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

- 災害医療体制の構築
  - ・ 医療機関における給水設備や非常用電源設備の整備
- 災害医療を担う人材育成
  - ・ DMATの更なる充実・強化
  - ・ DPATの資質向上に向けた取組
  - ・ 「こどもメディカルラリー」の開催
- 災害医療対応力・機動力の強化
  - ・ 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練を実施
  - ・ 消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備、設備等の充実
- 避難環境の向上
  - ・ 避難所QOL確保に向けた相互応援体制の構築
  - ・ 住民主体の避難所運営訓練の実施
  - ・ 避難所となる県立学校体育館の空調設備の設置
- 要配慮者支援の強化
  - ・ 福祉避難所における運営体制強化
  - ・ 円滑な広域避難体制の構築
- トイレの備蓄・環境整備
  - ・ 「災害時快適トイレ計画」および「避難所快適トイレ・実践マニュアル」に基づくトイレの備蓄・環境整備を促進



## 2 【助かった命をつなぐ対策】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2) 道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### <要点>

物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・緊急輸送道路の整備により、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

### 物資調達・供給体制の構築

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

【重要業績指標】 都市公園における防災機能強化着手率

86% (R5) → 93% (R7) → 100% (R10)

- 災害時における避難所・避難場所としての活用や、物資の備蓄、炊き出し支援の拠点等活用のため、四国八十八ヶ所霊場阿波部会等との連携に向けた取組を進める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ確かな支援活動が実施できるよう体制を整備する。
- 大規模災害が発生した際、国等からの支援物資を、迅速に避難所まで配送するため物流事業者との災害支援協定の締結を市町村に促す。

### 救援物資等の受援体制の整備

- 社会福祉6団体との協力態勢を一層強化するため、災害福祉ネットワーク会議との連携を強化する。

### 救援物資等の輸送確保対策

- 県南部の交通ネットワークを確保するため、国道55号牟岐バイパス、海部野根道路の整備を促進する。
- 海部郡北部では耐震強化岸壁が整備されておらず、空白地帯を解消するため、日和佐港（恵比須浜）において岸壁耐震化を進める。
- 自衛隊等との連携による海路、空路からの物資輸送訓練の実施・検証を行うとともに、ドローン等の活用を検討する。

- 迅速かつ適正な緊急救援物資輸送に資するため、物流関係機関・団体との輸送に関する協定を締結するとともに、具体的なシミュレーションに基づく、実践的な「物流マニュアル」を策定し、訓練の実施・検証を行う。
- 防災拠点等における衛星通信サービスの配備を促進するとともに、県内における相互応援体制を構築する。

#### 水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める。

【重要業績指標】水道施設(配水池)の耐震化率

39% (R6) → 40% (R7) → 45% (R10)

#### 孤立化防止のための道路整備

- 強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、生命線道路や緊急輸送道路等の整備を推進する。また、緊急輸送道路を補完する役割を持つ農林道の整備を推進し、路線の複線化により集落の孤立化防止を図る。

【重要業績指標】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率

25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率

23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長(累計)

33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】無電柱化事業による管路完成延長(累計)

12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

- 立木事前伐採事業の実施や道路関係部局等との倒木処理訓練を実施する。

- 「災害対策基本法第76条の6」に基づく指定区間手続きの迅速化を推進する。



倒木による県道の通行止

#### 孤立化防止のための海岸・河川堤防等の整備など

- 孤立集落の発生を防止するため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

【重要業績指標】海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率

60% (R5) → 62% (R7) → 70% (R10)

【重要業績指標】 県管理河川（重点対策河川）の整備率

70% (R5) → 74% (R7) → 80% (R10)

ヘリコプターによる支援体制の整備

- 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進し、あわせて受援体制の強化を図る。



2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

警察・消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

- 警察、消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るため、訓練施設、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を推進するとともに、給油手段の確保を図る。

消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。
- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。

【重要業績指標】 自主防災組織の組織率

94.8% (R5) → 96% (R7) → 100% (R10)

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。
- 医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する更なる体制づくりの推進、身元不明遺体の保管場所、管理方法等についての市町村と協議、検視活動に必要な装備資機材や備蓄品等の整備を行って検視能力の向上を図る。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業

や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

#### 帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。



#### ミッシングリンクの早期解消や緊急輸送道路等の強化

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、徳島南部自動車道及び阿南安芸自動車道の整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や無電柱化を推進する。

【重要業績指標】 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率

25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率

23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）

33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】 無電柱化事業による管路完成延長（累計）

12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

#### 信号機電源付加装置の整備

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。



- 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-6) 大規模な自然災害と感染症等の同時発生
- 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

### <要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

他都道府県との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要配慮者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

### 災害医療体制の構築

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。
- 医療機関における給水設備や非常用電源設備の整備、耐震性の強化などの取組を支援し、災害時の持続可能な医療体制の構築を促進する。

### 災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの体制整備を促進する。また県独自の「徳島ローカルDMAT」により、更なる体制強化を図る。

【重要業績指標】DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備数

32チーム（R5）→ 33チーム（R7）→ 35チーム（R10）



- 大規模災害発生時、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対し中長期にわたり専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る。
- 切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制の充実・強化を図る。

【重要業績指標】災害支援ナースの登録者数（累計）

70人（R5）→ 120人（R7）→ 200人（R10）

### 災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実動的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。
- 大規模災害時に備え、カウンターパートである鳥取県をはじめ関西広域連合内や四国4県等における相互応援の取組の拡大を図る。
- 大規模災害時における関西広域連合ドクターヘリの円滑な運行体制の充実を図るとともに、近隣県とも相互応援態勢の強化を図る。



### ミッシングリンクの早期解消や緊急輸送道路等の強化

- 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、徳島南部自動車道及び阿南安芸自動車道の整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や無電柱化を推進する。

【重要業績指標】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率

25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率

23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）

33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】無電柱化事業による管路完成延長（累計）

12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

### 交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、医薬品の遠隔診療による処方や病院・救護所等への迅速な搬送体制についても検討を進める。

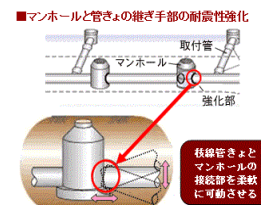
### 感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、また、調整に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により対応技術の向上を図る。
- 避難所開設における感染症対策を強化するため、市町村が行う必要な物資・資機材の整備等を支援するとともに、多くの避難所の確保等に取り組む。

- 避難所運営における感染症対策を推進するため、市町村が行う避難所の感染症対策の周知及び市町村版避難所運営マニュアル作成の支援を行う。
- 福祉避難所における感染症対策を推進するため、市町村が行う福祉避難所の感染症対策に必要な資機材の整備等を支援する。

#### 下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる。



#### 避難環境の向上

- 発災直後から、避難所にTKB（トイレ・キッチン・ベッド）をはじめ必要な物資・資機材を速やかに提供できるよう、既存ストック等を活用した分散備蓄を推進するとともに、県備蓄物資・資機材を拡充し、プッシュ型支援体制の充実強化を図る。
- 避難所QOL確保に向け、県と市町村による水・食料等必要な備蓄の確保はもとより、トイレカー、水循環シャワーシステム、テント・パーティションなど、有事には被災地に持ち寄る資機材の確保を促進し、相互応援体制の構築を図る。
- 住民主体の避難所運営に向け、市町村における住民参加の「避難所運営訓練」の実施を促進する。
- 快適な避難環境の構築により災害関連死をなくすため、空調整備など避難所の機能強化に取り組む。

【重要業績指標】避難所となる県立学校体育館の空調設備の設置校数（累計）

5校（R5） → 推進（R7） → 44校（R8完）



避難所の快適性等を診断



仮設テントの設営



避難生活ワークショップ

- 避難所のリーダー養成や、市町村において子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。
- 避難所における適切な食事提供や、アレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。
- 市町村の避難所等における発動発電機（燃料備蓄含む）、可搬式バッテリー、ソーラーパネルなどの非常用電源設備の確保を促進する。

- 避難所の運営主体である市町村に対し、ペットの同行避難が可能な避難所の確保と公表を促進する。

【重要業績指標】 ペットの同行避難が可能な避難所を公表する市町村（累計）

5市町村（R5）→ 13市町村（R7）→ 24市町村（R10）

#### 在宅避難対策の推進

- 市町村と連携し、在宅避難にかかる把握・支援手順等について検討を進める。

#### 車中泊避難対策の推進

- 災害時における車中泊避難者の安全確保のため、「災害時の『車中泊』避難対応ガイドライン」をもとに、車中泊避難場所の指定や訓練の実施等、市町村における車中泊避難に対する取組を促進する。

#### 要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
- 要配慮者の広域避難訓練等で実施手順の検証を行い、円滑な広域避難体制の構築に向けた取組を進める。
- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の策定を促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していく。
- 災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスを受けられるよう「災害医療推進基金」を活用し、必要な医薬品や資機材の整備、医療機関と患者間のネットワークの構築、相談体制や情報基盤の整備など、きめ細やかな支援を行う。

#### 在住外国人の災害意識向上

- 防災出前講座など平時からの災害に関する知識の獲得支援に継続的に取り組む。

#### トイレの備蓄・環境整備

- 市町村向けの研修等において、トイレの備蓄・環境整備についての周知・啓発活動を実施するなど、「災害時快適トイレ計画」および「避難所快適トイレ・実践マニュアル」に基づく取組を促進する。

### 3 【初動対応力の強化】

防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、  
初動対応の遅れを防ぐ

#### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け、被災地域のパトロールが手薄になり治安が悪化する。
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する。
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機関が機能不全となる。また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足していたことから、初動対応に遅れが生じた。

#### 推進方針(概要)

##### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

###### ○庁舎等の耐震化、機能強化

- ・ 防災拠点や避難所等における非常用電源設備の確保
- ・ 防災拠点となる県有施設の耐震化を推進
- ・ 自治体クラウドの導入



###### ○行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- ・ 関西広域連合をはじめ、カウンターパートである鳥取県・新潟市や四国4県での相互応援の取組拡大と連携強化
- ・ 「災害対策本部設置・デジタル技術活用訓練」
- ・ 「県庁・受援計画」策定・訓練を通じた検証
- ・ 内陸市町村と沿岸市町における「カウンターパート支援体制」の構築
- ・ 災害時活動拠点等の最適化



###### ○警察機能維持対策や信号機の停止防止対策の推進

- ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化
- ・ 信号機電源付加装置の整備推進



###### ○エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動の推進



### 3 【初動対応力の強化】

防災対策に必要な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ

- 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

#### <要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

#### 庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

- 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する。

【重要業績指標】 設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率  
60.7% (R5) → 75.0% (R7) → 79.5% (R10)

#### 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- 県内の各行政機関が業務継続計画を策定し、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。
- 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づくカウンターパートである鳥取県や新潟市をはじめ、関西広域連合や四国4県における、相互応援の取組の拡大を図り、大規模災害時に備え、平時から連携強化に向けた取組を推進する。
- 災害時の受援計画を新たに策定するとともに、実効性の確保に向け、訓練等を通じて検証を行う。
- 各市町村における災害の規模や状況に応じて、内陸市町村と沿岸市町において相互応援できるよう、職員を派遣する「カウンターパート支援体制」を構築する。
- 県及び市町村職員に対する研修や訓練、被災地への派遣などを継続し、災害対応に関する実践的な知識、経験を有する職員を育成する。
- 災害対応要員の確保に向け、危機管理業務経験者や被災地派遣職員をリスト化（OB職員含む）し、研修・訓練等により災害対応力のアップデートを行い、大規模災害に備える。
- 関係機関における災害時活動拠点の候補地を調査・選定し、災害時活動拠点（物資輸送拠点、仮設住宅、復旧事業者拠点等）を最適化するとともに、訓練を通じて検証を行う。

- 各市町村の備蓄や計画策定状況など現状を調査把握し、市町村ごとの「処方箋」を示した「防災カルテ」を作成し、公表する。

#### 警察機能維持対策の推進

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 災害時における被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、安全な留置施設への護送体制を構築するとともに、関係機関との迅速な相互連絡体制の確立を図る。

#### 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- プライベートクラウド（庁内クラウド）基盤について、本庁舎及びデータセンターのどちらにおいても運用が可能な状況を維持するとともに、サーバーールームについて、耐災害対策を推進する。
- 市町村の基幹系業務システムをはじめとするシステムやファイルサーバー等のクラウド化を促進する。

【重要業績指標】 県との連携による「災害対策本部設置・DX 活用運営訓練」の実施市町村数（累計）

0 市町村（R5）→ 推進（R7）→ 24 市町村（R10）

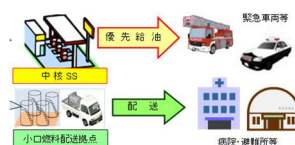


#### 信号機の停止防止対策等の推進

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。
- 自動車の民間プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る。

#### エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。
- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。



## 4 【社会インフラの早期復旧】

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、また情報通信が長期間麻痺する。
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、県民に重要な情報が届かない。
- ・ 四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受け四国が孤立。海上交通も、揺れや液状化、津波の襲来により、港湾施設が長期使用不能。また、空路も滑走路の使用が出来ない状況が発生。

### 推進方針(概要)

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の広域的かつ長期にわたる機能停止による停電

○関係機関間の情報通信確保対策の推進

- ・ 防災拠点等における衛星通信サービスの配備促進及び県内における相互応援体制の構築
- ・ 災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性向上

○情報収集・共有体制の強化

- ・ 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を推進
- ・ 防災訓練、図上訓練の実施

○臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- ・ 臨時情報の周知を推進
- ・ 臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等の問い合わせ窓口の整備促進



4-3) 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能停止

○ライフライン事業者等との連携強化

- ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練や石油コンビナート総合防災訓練等の実施
- ・ 災害時活動拠点の最適化

○各ライフライン事業者における対策

- ・ 電力会社における発電・送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
- ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の推進
- ・ 中核SSの維持・機能強化を促進

○電力等供給体制の整備

- ・ 自立・分散型の電力供給システムの導入促進

4-4) 長期にわたる断水、下水道施設の機能停止

○水道施設の耐震化等

- ・ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を推進
- ・ 断水発生時の備え(応急給水・応急復旧・受援体制)の強化

○汚水処理施設の耐震化等

- ・ 下水管渠の耐震化や下水処理場における津波対策を推進
- ・ 農業集落排水処理施設の機能強化事業を促進

4-5) 陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止

○緊急輸送道路・津波迂回路等の整備

- ・ 緊急輸送道路等の整備・耐震化・無電柱化を推進
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進

○交通ネットワークの早期復旧を可能とするための海岸・河川堤防等の整備等

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進
- ・ 吉野川・旧吉野川・那賀川の洪水対策を促進

○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備を推進

○海上輸送拠点港の整備

- ・ 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進

#### 4 【社会インフラの早期復旧】

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 4-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
- 4-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の広域的かつ長期にわたる機能停止による停電

##### <要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、県民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動の支援により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努め、テレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

##### 関係機関間の情報通信確保対策の推進

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。
- 衛星インターネットアクセスサービス等を活用した防災機能の強化等を進める。



##### 情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効性を高める。



##### 放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。

##### 放送継続が可能となる体制の整備

- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく。

##### 情報伝達体制の強化

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用、県公式LINEをはじめSNSの積極活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、更なる取組を推進する。

### 被災状況の迅速な把握と関係機関との情報共有

- 被災状況の把握に向け、各機関との災害時に情報共有するシステムを継続的に改善するとともに、関係機関・事業者との協定締結や協定の実効性を確保する連携訓練を実施する。

### 中山間地域における不感エリアの解消

- 孤立集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであり、継続的に通信訓練を実施する。

### 情報収集・共有体制の強化

- 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を図るとともに、SNSを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず県民が相互に必要なとする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。



【重要業績指標】徳島県公式 LINE アカウントの登録者数（累計）  
3万人（R5）→ 13万人（R7）→ 20万人（R10）

【重要業績指標】中小河川における洪水浸水想定図の作成数（累計）  
推進（R5）→ 488河川（R7完）

- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の整備、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や研修を実施する。

### 避難行動要支援者対策の促進

- 平時から発災後にかけて要配慮者へのシームレスな福祉的支援を実現するため、市町村が進める個別避難計画の作成に対して、専門サポートチームによる重点支援を実施する等、官民連携による災害福祉支援体制の強化を図る。

【重要業績指標】個別避難計画作成に向けた専門サポートチームによる支援（累計）  
30回以上（R10）

### 率先避難企業の取組拡大

- 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難企業」の取組を拡大する。

### 臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した市町村における「防災対応」の計画策定を支援する。

**被害を最小限にとどめるためのインフラ整備**

- 被害を最小限にとどめるためのインフラ整備を推進する。

【重要業績指標】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率  
25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率  
23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）  
33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】無電柱化事業による管路完成延長（累計）  
12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

【重要業績指標】海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率  
60% (R5) → 62% (R7) → 70% (R10)

【重要業績指標】県管理河川（重点対策河川）の整備率  
70% (R5) → 74% (R7) → 80% (R10)

【重要業績指標】老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）  
92% (R5) → 95% (R7) → 100% (R10)

**4-3) 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能停止**

**<要点>**

各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。

**ライフライン事業者等との連携強化**

- 石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、更なる応急対処能力の向上等を図るため、定期的により実践的な訓練を実施する。
- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。
- 関係機関における災害時活動拠点の候補地を調査・選定し、災害時活動拠点（物資輸送拠点、仮設住宅、復旧事業者拠点等）を最適化するとともに、訓練を通じて検証を行う。

#### 各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。また、市町村や自衛隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、早期復旧体制を構築する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

#### 電力等供給体制の整備

- 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。



#### 被害を最小限にとどめるためのインフラ整備

- 被害を最小限にとどめるためのインフラ整備を推進する。

【重要業績指標】 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率  
25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率  
23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）  
33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)

【重要業績指標】 無電柱化事業による管路完成延長（累計）  
12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

【重要業績指標】 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率  
60% (R5) → 62% (R7) → 70% (R10)

【重要業績指標】 県管理河川（重点対策河川）の整備率  
70% (R5) → 74% (R7) → 80% (R10)

【重要業績指標】 老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）  
92% (R5) → 95% (R7) → 100% (R10)

#### 4-4) 長期にわたる断水、下水道施設の機能停止

##### < 要点 >

水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策を推進する。

#### 水道施設の耐震化等

- 水道事業の国土交通省への移管を契機に、「要件緩和や補助率引き上げ」を国に要望する。また、「経営基盤強化や人員の強化」に向け、広域連携を推進する。

【重要業績指標】 水道施設(配水池)の耐震化率

39% (R6) → 40% (R7) → 45% (R10)

- 市町村におけるマニュアル作成の参考となる「応急給水・応急復旧ガイドライン」を作成するとともに、市町村が実施する地域参加型の「応急給水訓練」の実施を支援する。また、地域の実情にあった資機材（給水車など）の確保のための補助制度拡充を国に要望するとともに、各市町村の防災井戸の普及活動を支援する。

汚水処理施設の耐震化等

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる。

4-5) 陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止

<要点>

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備、耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を実現する。

緊急輸送道路・津波迂回路等の整備

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化・無電柱化を推進する。

【重要業績指標】 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率

25% (R5) → 31% (R7) → 47% (R10)

【重要業績指標】 無電柱化事業による管路完成延長（累計）

12.0km (R5) → 12.9km (R7) → 14.4km (R10)

- 緊急輸送道路を補完するため、県管理道や農林道の整備を推進する。

【重要業績指標】 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率

23% (R5) → 27% (R7) → 33% (R10)

【重要業績指標】 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）

33km (R5) → 36km (R7) → 39km (R10)



ミッシングリンクの早期解消

- 高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、徳島南部自動車道及び阿南安芸自動車道の整備を推進する。

#### 輸送ルートを確認する土砂災害対策

- 輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進する。

#### 交通ネットワークの早期復旧を可能とするための海岸・河川堤防等の整備等

- 陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を可能とするため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

【重要業績指標】 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率

60% (R5) → 62% (R7) → 70% (R10)

【重要業績指標】 県管理河川（重点対策河川）の整備率

70% (R5) → 74% (R7) → 80% (R10)

【重要業績指標】 老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）

92% (R5) → 95% (R7) → 100% (R10)

#### 海上輸送拠点港の整備

- 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。また、港湾施設の同時多発被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、重要港湾BCPの実効性を高める。

#### 四国への新幹線の整備推進

- 「大規模災害への対応力向上」や「国土軸のリダンダンシー確保」の観点から、「四国への新幹線」の整備を推進する。



#### 住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 古い木造住宅が多い地域など、重点的に戸別訪問を行い、耐震化を控える高齢世帯に響くよう、関係団体と連携した普及啓発活動に努める。また、市町村と連携し、耐震化の補助制度の充実を検討する。

#### 建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、市町村と連携して、老朽化して危険な空き家・空き建築物や危険ブロック塀の解消、瓦屋根の飛散防止対策等を推進する。

## 5 【持続可能な地域経済】 経済活動を機能不全に陥らせない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する。
- ・ コンビナート・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する。
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす。
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- ・ 南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

### 推進方針(概要)

#### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

#### 5-2) コンビナート・重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

#### 5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

#### 5-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### ○BCPの取組等を促進

- ・ 企業防災土育成講座開設
- ・ 安否確認アプリの提供
- ・ 県内企業のBCP策定を促進
- ・ 情報共有、データ・重要文書の保全対策の促進

##### ○ライフライン事業者等との連携強化

- ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練や石油コンビナート総合防災訓練等の実施
- ・ 災害時活動拠点の最適化

##### ○各ライフライン事業者における対策

- ・ 電力会社における発電・送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
- ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の推進

##### ○被災企業等に対する支援対策

- ・ 大規模災害時における資金安定供給を図るため、官民連携による資金供給対策の構築

#### 5-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

##### ○農・工業用水の耐震化等

- ・ 第2次管路更新計画に基づく継続した耐震化・老朽化対策

##### ○農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- ・ 利水施設の耐震化を推進



#### 5-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

##### ○森林の適正管理と保全の推進

- ・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進
- ・ 森林経営計画による計画的な森林整備の促進
- ・ 森林の公的取得、保安林等の指定拡大を推進

##### ○県産材の利用促進等

- ・ 公共建築物、民間住宅への県産材利用推進

##### ○農地・農業水利施設等の保全

- ・ 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施



## 5 【持続可能な地域経済】

経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 5-2) コンビナート・重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
- 5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
- 5-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響

<要点>

県内企業のBCP策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

### BCPの取組等を促進

- 「防災出前講座」や「企業防災士育成講座」により、企業防災の担い手となる人材を育成し、BCP策定につなげる。また、業務継続に向けた即応体制を確保するため、「安否確認アプリ」を無償提供する。
- 県内大学や商工団体等と連携した講習会の開催や認証制度の実施を通じ、県内企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。また、製造業と物流事業者間などサプライチェーンを構成する企業間における取組についても促進を図る。
- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

### 金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進する。

### 被災企業等に対する支援対策

- 県民への資金供給体制の安定を図るため、行政、金融機関及び関係機関が連携して大規模災害などの危機事象の発生に備える。

## 5-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

<要点>

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防を整備する。

### 農・工業用水の耐震化等

- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

【重要業績指標】土地改良施設における耐震化着手施設数（累計）

15箇所（R5）→ 17箇所（R7）→ 20箇所（R10）

- 県営工業用水道は、大規模災害時においても給水を継続し、企業のBCPを支援するため、優先度評価に基づく管路更新に取り組む。また、被災時に早期復旧が図られるよう、緊急給水設備の整備、応急復旧体制の構築や復旧資材の備蓄等のバックアップ対策を推進する。



【重要業績指標】工業用水道の第2次管路更新計画（送水管）に基づく整備率

-（R5）→ 20%（R7）→ 100%（R10）

#### 5-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

##### <要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

#### 森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。
- 森林を適正に管理・保全するため、県をはじめとした公的機関による「保安林」や「とくしま県版保安林」の指定拡大等による森林の「公的管理」を推進する。また、将来にわたって適正な森林管理が継続されるよう私有林の森林境界の明確化を促進する。



## 6【創造的復興の推進】

### 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し復旧・復興が遅れる。
- ・ 治安の悪化や長期の避難生活により地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が襲来することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する。
- ・ 南海トラフ地震・津波により、沿岸域を中心に地域社会の結びつきを維持し、また、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることによる祭り行事等の活動停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・ 被災による基幹インフラの損壊が広範囲に及んだことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足することから建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・ 企業において業務継続計画の未策定など事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長期に及び、地域経済の復興が大幅に遅れる。

#### 推進方針(概要)

##### 6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

##### 6-2) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

##### 6-3) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興できなくなる事態

##### 6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| ○災害廃棄物等の処理                    | ○復興を支える人材の養成                 |
| ・ 災害廃棄物の仮置場候補地の確保             | ・ 「復興まちづくりイメージトレーニング」等の実施    |
| ・ 公費解体の迅速化に向けた体制の確保           | ・ 事前復興の取組の推進                 |
| ○地籍調査の推進                      | ○「徳島被災者支援プラットフォーム(TPF)」の取組強化 |
| ・ 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう地籍調査を促進 | ・ 被災者支援に携わる多様な団体との連携強化       |
| ○被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保        | ○官民連携による被災者支援体制の構築           |
| ・ 住家被害認定調査研修の実施               | ・ 災害ケースマネジメントの実施体制構築         |
|                               | ○教育機会の確保                     |
|                               | ・ オンライン授業による教育継続の取組の推進       |

##### 6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ○応急仮設住宅の確保   | ○住まいの確保          |
| ・ 事前の用地確保の推進 | ・ 建築事業者との協力体制を構築 |

##### 6-6) 速やかな復興に資する事業継続対策等の準備不足による地域経済への甚大な影響

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ○各BCPの策定と体制の向上 | ○建設業BCPの実効性の向上     |
| ・ 各BCPの充実・強化   | ・ 建設業BCP実効性向上研修を実施 |

## 6 【創造的復興の推進】

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-2) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-3) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
- 6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

### <要点>

大量に発生する災害廃棄物の処理を停滞させないようにするとともに、被災後の復旧および復興を迅速かつ円滑に推進できるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。

### 災害廃棄物等の処理

- 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、仮設焼却炉の設置等を検討する。
- 南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場候補地の選定を促進する。



【重要業績指標】 災害廃棄物発生量に対する県全体の仮置場候補地の充足率

88% (R5) → 94% (R7) → 100% (R10)

- 県及び市町村の災害廃棄物処理計画の実効性向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。
- 能登半島地震を教訓に手順を明確化するとともに、県・市町村・関係団体と連携した実践的な訓練等を通じて検証を行う。

### 事前復興計画の策定促進

- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興の取組みを支援する。

【重要業績指標】 「事前復興計画」策定に着手した市町村数（累計）

1市町村 (R5) → 4市町村 (R7) → 10市町村 (R10)

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興を促進する。

### 地籍調査の推進

- 南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域や集中豪雨による土砂災害が想定される山地災害地域などの「防災・減災対策の重点エリア」において、地籍調査の推進を図る。

【重要業績指標】地籍調査進捗率

44% (R5) → 46% (R7) → 49% (R10)

復興を支える人材の育成

- 被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施や「事前復興」等をテーマとした動画の制作・配信による県民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

- 大規模災害発生時において余震等による二次被害を防止するための被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、受援も考慮した実施体制を構築するとともに専門人材を養成する。

【重要業績指標】住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数（累計）

655人 (R5) → 800人 (R7) → 950人 (R10)

- 罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査を円滑に実施するため、県・市町村の職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

住家被害認定調査の迅速化に向けた体制の構築

- 日本不動産鑑定士協会連合会等と連携し、住家被害認定調査の迅速化に向けた体制を構築する。

「徳島被災者支援プラットフォーム(TPF)」の取組強化

- 平時より被災者支援に携わる多様な団体との関係構築や連携強化を図るとともに、**他県の災害中間支援組織から災害対応のノウハウを取り入れることで**、災害時には被災地のニーズとNPO等の支援の迅速かつ的確なマッチングにより、円滑な被災者支援につなげる。

官民連携による被災者支援体制の構築

- 被災者一人ひとりに寄り添った「災害ケースマネジメント」を実施するため、**ワンストップ相談窓口を設置する**。また、民間支援団体との連携による市町村実践モデルを構築し、広く展開する。

【重要業績指標】民間支援団体等との連携による災害ケースマネジメントの実施体制の構築に着手した市町村数（累計）

0市町村 (R5) → 4市町村 (R7) → 10市町村 (R10)

地震保険加入の促進

- 地震保険に関する住民理解の醸成を図るため、日本損害保険協会等と連携した啓発を実施し、加入を促進する。

【重要業績指標】地震保険付帯率

76.7% (R6) → 80% (R7) → 90% (R10)

### 貴重な文化財の保護

- 「文化財災害対応マニュアル」により、市町村・所有者等に対し文化財の耐震化についての意識向上を図る。また、文化財の喪失を防ぐため、平時から県民の文化財保護意識を醸成する。さらに、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。
- 博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめ、また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形・無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。

### 教育機会の確保

- 域外避難も選択肢の1つとして想定し、児童生徒の県域アカウントを活用した「オンライン授業による教育継続」を視野に入れた取組を進める。

### 6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### <要点>

発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。また、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を促進する。

### 応急仮設住宅の確保

- 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、市町村に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくよう促す。
- 応急仮設住宅の確保戸数を検証し、公営住宅、賃貸型・建設型仮設住宅などを円滑に供給するため、市町村や関係団体と連携するとともに、**定住可能な復興住宅への転用も見据えた仕様・配置の検討を進める。**

### 住まいの確保

- 発災後には応急修理を請け負う建築業者の確保が困難になるため、あらかじめ応急修理協力事業者登録制度等により、応急修理が円滑に実施できるよう建築事業者との協力体制を構築する。
- 被災したマンションの再建には、権利者の合意形成、建設資金の確保等が必要となるため、平時からマンション管理組合の管理活動を活性化させるとともに、被災マンション再建支援等について、関係市町村やマンション管理組合等と情報共有を図る。

### 6-6) 速やかな復興に資する事業継続対策等の準備不足による地域経済への甚大な影響

#### <要点>

大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、策定されたBCPの実効性向上を図る。

#### 建設業BCPの実効性の向上

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、大規模災害からの被害軽減、早期復旧を図るため、建設業BCPの策定や、策定されたBCPの実効性向上を図る。

#### 地場産業を構成する事業者等のBCP策定の促進

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。

#### 各BCPの策定と体制の向上

- 各団体のBCP策定を支援し、実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る。

## ●横断的施策分野の推進方針

### リスクコミュニケーション分野

- 県民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、地方公共団体その他の関係者が、震災等大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながらそれぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携・協働することにより、大規模災害対策を着実に推進する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会の提供などにより、地域の「防災リーダー」となる人材を育成する。
- 児童生徒における災害に適切に対応する能力や、主体的に判断し行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する。



### 人材育成分野

- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

#### 【重要業績指標】 自主防災組織の組織率

94.8% (R5) → 96% (R7) → 100% (R10)

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。また、DMAT等の計画的養成をはじめ、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む。

#### 【重要業績指標】 DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備数

32チーム (R5) → 33チーム (R7) → 35チーム (R10)

#### 【重要業績指標】 災害支援ナースの登録者数（累計）

70人 (R5) → 120人 (R7) → 200人 (R10)

- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

- 大規模災害発生時において余震等による二次被害を防止するための被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、受援も考慮した実施体制を構築するとともに専門人材を養成する。
- 罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査を円滑に実施するため、県・市町村の職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

【重要業績指標】住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数（累計）

655人（R5）→ 800人（R7）→ 950人（R10）

#### 官民連携分野

- 県民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、地方公共団体その他の関係者が、震災等大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながらそれぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携・協働することにより、大規模災害対策を着実に推進する。
- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする災害中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、被災自治体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備が必要。さらに、被災自治体が設置する災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討する。

#### 長寿命化対策分野

- 既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする老朽施設の戦略的な長寿命化を実行し、県土強靱化に資するとともに県民の安全安心の確保を図る。
- 各施設類型毎の個別施設計画を整備するとともに、防災インフラの機能を最大限発揮させる長寿命化対策を推進する。



【重要業績指標】老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）

92%（R5）→ 95%（R7）→ 100%（R10）

【重要業績指標】農業用ため池における老朽化対策の着手施設数（累計）

85箇所（R5）→ 93箇所（R7）→ 105箇所（R10）

【重要業績指標】工業用水道の第2次管路更新計画（送水管）に基づく整備率

-（R5）→ 20%（R7）→ 100%（R10）

#### 研究開発分野

- SDGs達成に向けた取組や、基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発が求められることを踏まえつつ、技術の社会実装に向けた研究開発を進める。
- 5Gによる情報通信基盤の整備及び利活用を促進し、たえず最新の技術を防災に活用し人命を守る取組を進める。

## V 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制と財源

#### ① 推進体制

強靱化計画の推進については、国、県、市町村、民間事業者、NPO 団体、県民等の叡智を結集し、本県の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

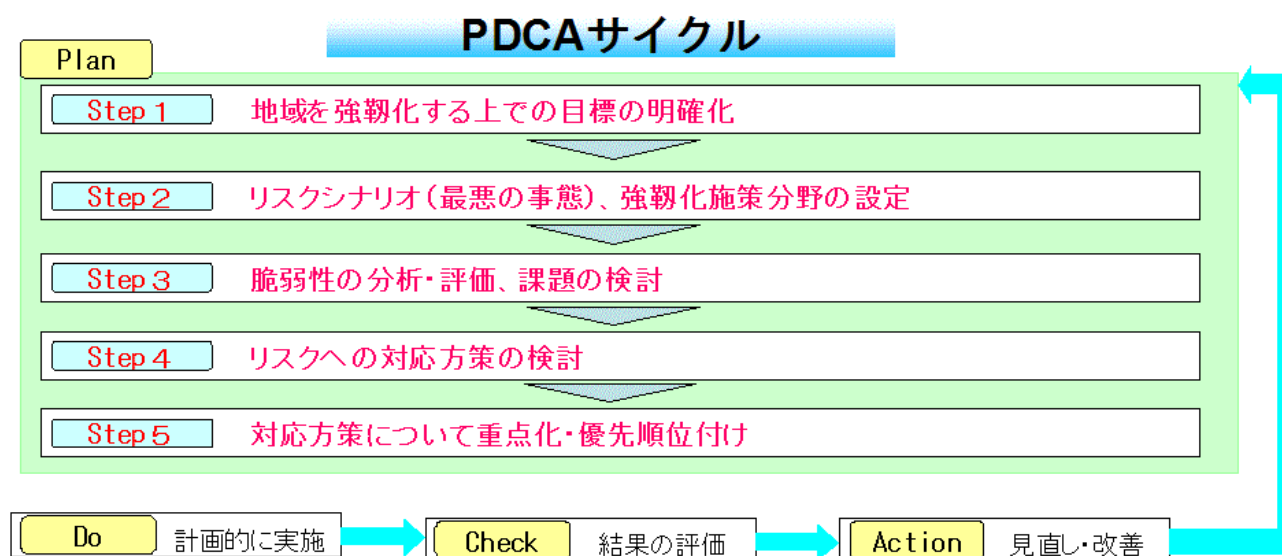
#### ② 財源

強靱化計画による「強靱な県土づくり」を実現するため、「目に見える財源」として、「命を守るための大規模災害対策基金」を活用するものとする。また、関係府省庁からの交付金等を活用し施策を推進するものとする。

なお、国土強靱化関係の補助金・交付金事業は、別紙3のとおりである。

### 2 計画の進捗管理と見直し

強靱化計画による県土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しをPDCAサイクルを適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



なお、次頁以降に「県土強靱化・レジリエンス施策の一覧」を示す。

## VI 県土強靱化・レジリエンス施策の一覧

### ① 【命の72時間への対応】 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
1	1-1 1-2 4-5	大規模地震発生時の建物被害による死者ゼロを目指すための取組の推進	古い木造住宅が多い地域など、重点的に戸別訪問を行い、耐震化を控える高齢世帯に響くよう、関係団体と連携した普及啓発活動に努める。また、市町村と連携し、耐震化の補助制度の充実に検討する。	○	○	○	○	県土整備部
2	1-1 1-2 4-1 4-2	住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備	入所者の安全を確保するため、指導監査の機会を通じて助言・指導を行う等、社会福祉施設等の耐震化を促進するとともに、非常時における各種防災計画やBOPの未策定である社会福祉施設等に対しては、抽出し速やかに重点的に指導を実施する。	○	○	○		保健福祉部 ことども未来部
3	1-1 1-2	耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の利用	【KPI】社会福祉施設の耐震化率  (R4)95.1% → (R7)95.6% → (R10)95.9%		○	○		経済産業部
4	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 2-3 6-1 6-2 6-3 6-4	自助・共助の取組強化	企業が自らの被害を最小限に抑える取組を支援するため、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の利用を促進する。		○	○		危機管理部
5	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 6-1 6-2 6-3 6-4	自助・共助の取組強化	各種研修会等を開催し、地域の防災リーダーとなり、自主防災組織等「共助」の担い手として活躍できる人材を育成する。  【KPI】自主防災組織の組織率  (R5)94.8% → (R7)96% → (R10)100%		○	○		危機管理部
6	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	自助・共助の取組強化	防災士の資格取得を支援し、「共助」の担い手として活躍できる人材を育成する。  【KPI】防災士登録者数(累計)  (R5)6,342人 → (R7)7,700人 → (R10)10,000人		○	○		危機管理部
		自助・共助の取組強化	県立防災センターをはじめとする防災啓発施設の企画展示やイベント等をより充実させるとともに、SNSを活用した情報発信や地域へ出向いた移動防災センターや防災出前講座を実施する。  【KPI】防災出前講座受講数  (R5)2万人/年 → (R7)2万人/年 → (R10)2万人/年		○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
7	1-1 1-2 1-3 4-5	老朽危険建築物(空き家等)等の解消	地域の防災力の向上を図るため、市町村と連携して、老朽化して危険な空き家・空き建築物や危険ブロック塀の解消、瓦屋根の飛散防止対策等を推進する。	○	○	○		県土整備部
8	1-1 1-2	アスベスト飛散防止対策について、解体等工事に関わる様々な事業者に対する周知を実施	国の「改訂災害時飛散防止マニュアル」を踏まえた県の「被災建築物解体マニュアル(アスベスト対策)」の改訂や、飛散防止対策に係る法令等を分かり易く纏めた利便性の高いホームページを作成するとともに、解体等工事に関わる様々な業界団体に対し、効果的な周知を行う。	○	○	○		生活環境部
9	1-1 1-2 2-3 6-1 6-2 6-3 6-4	消防団への入団促進・団活動の活性化を図るため啓発活動を実施	若者や女性等の多様な人材の入団を促進するため、体験型の教育やイベント等での啓発活動を実施する。また、地域防災の担い手として、救助・救出や避難所運営など災害対応力を習得・向上する研修・訓練を充実させ、団活動の活性化を図る。	○	○	○		危機管理部
10	1-1 1-2 2-1 2-2 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2	消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらすぎ」の装備、設備等の充実	「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準(消防庁)」に則り、体制の充実や設備整備などの確かな運航管理を実施し、安全かつ円滑な航空消防活動の推進を図る。	○	○	○		危機管理部 警察本部
11	1-3 1-4 2-2 2-2 4-1 4-2 4-3 4-5	徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道及び徳島環状道路等の整備推進、徳島自動車道4車線化の推進	強靱な高規格道路ネットワークを構築するため、徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道及び徳島環状道路等の整備、徳島自動車道の全線4車線化に向けた整備を推進する。	○		○		県土整備部
12	1-1 1-2 1-3 1-4 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	地震発生後も通行可能となる耐震化をはじめとする橋梁の地震対策	生命線道路や緊急輸送道路等における橋梁の耐震化を進めるとともに、地震により橋梁取合部で段差等が生じ、通行不能となった箇所での早期の復旧対策を推進する。	○		○		県土整備部
13	1-1 1-2 2-1 2-2 2-4 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	緊急輸送道路等の機能確保 【KPI】緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率	強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、生命線道路や緊急輸送道路等の整備や法面対策等を推進する。 (R5)25% → (R7)31% → (R10)47%	○		○		県土整備部
14	1-1 1-2 1-4 2-2 2-2 2-4 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	緊急輸送道路等の機能確保 【KPI】緊急輸送道路等を補完する道路の改良率	人命救助・支援物資等の輸送経路確保や復旧活動を支援するため、道路拡幅をはじめ、落石対策・土砂流出防止・照明灯LED化・道の駅機能強化など、道路の改良を推進する。 (R5)23% → (R7)27% → (R10)33%	○		○		県土整備部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
15	1-1 1-2 1-4 2-1 2-2 2-3 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	緊急輸送道路等の機能確保 【KPI】緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長(累計)	緊急輸送道路を補完する役割を持つ農林道の整備を推進し、路線の複線化により集落の孤立化防止を図る。 (R5)33km → (R7)36km → (R10)39km	○			○	農林水産部
			強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、生命線道路や緊急輸送道路等の無電柱化を推進する。 (R5)12.0km → (R7)12.9km → (R10)14.4km	○		○	県土整備部	
17	1-1 1-2 1-4 4-1 4-2 4-3 4-5	緊急輸送道路等の機能確保 【KPI】予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率(排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅)	インフラ施設について、計画的に老朽化対策を進めるとともに、DXや民間活力を積極的に活用しながら、市町村に対する技術的な支援に取り組み、効率的・効果的な維持管理を推進する。 (R5)92% → (R7)95% → (R10)100%	○			○	県土整備部 農林水産部
			発災時に速やかに被災状況を把握できるよう、関係機関・事業者と連携し、ドローンやライブカメラなどの活用により、情報収集体制の強化を図る。 県防災訓練大綱に基づき、市町村や関係機関と連携し、「地域の特性」や「災害リスク」を踏まえた、より実践的な防災訓練を頻回実施するとともに、PDCAサイクルによる検証を通じて、災害対応力の強化を図る。	○	○	○	危機管理部	
20	1-1 1-2 1-3	情報発信力の強化 【KPI】南海トラフ地震臨時情報に関する啓発活動の実施	南海トラフ地震臨時情報に関する住民理解と円滑な対応を促進するため、市町村と連携した啓発活動を実施するとともに、臨時情報発表時の市町村における具体的な対応方針を検討する。 (R5)1回以上/年 → (R7)1回以上/年 → (R10)1回以上/年	○				危機管理部
			生活インフラとして幅広い世代に定着している「LINE」を活用し、迅速に災害情報を住民に伝達するため、徳島県公式LINEの登録啓発を推進する。 (R5)3万人 → (R7)13万人 → (R10)20万人	○	○	○	危機管理部	
22	1-1 1-2 1-3	「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」の見直し	徳島県南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえ、これまでの防災対策の再検証を行い、市町村等と連携し、住民目線に立った事前防災対策をハード・ソフト面から推進する。	○				危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
23	1-1 1-2 2-5 2-6 2-7	市町村が実施する防災対策の支援	南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への防災力を高めるため、事前復興の取組や避難所の機能強化など、市町村が実施する事前防災対策をハード・ソフト両面から支援する。	○	○	○		危機管理部
24	1-3	関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施	迅速な避難体制を確立するため、「津波防災の日」・「世界津波の日」にあわせ、県、市町及び防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。	○	○	○		危機管理部
25	1-3	津波避難意識の向上及び訓練の実施	「自らの命は自らが守る」という当事者意識を醸成するため、市町村等と連携し、VR等を活用した災害疑似体験機会を広く提供し、避難意識の向上につなげる。	○	○	○		危機管理部
26	1-3 4-1 4-2	津波避難意識の向上及び訓練の実施	迅速な避難体制を確立するため、県・市町村等の連携のもと、J-ALERTを活用し、地域住民の津波避難訓練を実施する。	○	○	○		危機管理部
27	1-3	津波避難意識の向上及び訓練の実施	【KPI】J-ALERTを活用した地域住民の津波避難訓練を実施					
28	1-3 4-1 4-2	発生時に従業員が率先して避難行動を行うことで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組を実施	徳島県漁業用牟岐無線局を中心とする「海上防災通信ネットワーク」、また、「津波高さ別の避難海域」や「港から避難海域までの距離」などを記載した「海上避難ガイドマップ」を活用し、漁業者など船舶利用者との連携により、海上避難訓練等に取り組む。 【KPI】「海上避難ガイドマップ」を活用し、漁業者など船舶利用者との海上避難訓練等を実施(累計)	○	○	○		農林水産部
29	1-3	高台移転の推進	徳島県商工3団体青年部が主体となり、発生時に従業員が率先して避難行動を行うことで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組を実施	○	○	○		経済産業部
30	1-3 4-1 4-2	避難行動要支援者対策の促進	平時から発生後にかけて要配慮者へのシームレスな福祉的支援を実現するため、市町村が進める個別避難計画の作成に対して、専門サポートチームによる重点支援を実施する等、官民連携による災害福祉支援体制の強化を図る。 【KPI】個別避難計画作成に向けた専門サポートチームによる支援(累計)	○	○	○		危機管理部 保健福祉部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
31	1-3 4-1 4-2	避難行動要支援者対策の促進 【KPI】市町村における個別避難計画策定促進に向けた研修会の実施	「災害時要配慮者対策」を効果的に進めるため、各市町村における避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組を促進する。 (R5)1回/年 → (R7)1回以上/年 → (R10)1回以上/年	○	○	○		保健福祉部
32	1-3	津波避難路・避難場所の整備 【KPI】津波避難困難者数	南海トラフ巨大地震による津波から助かる命を助けるため、市町村が行う津波避難場所や避難路の整備及び機能強化を支援する。 (R5)1,304人 → (R7)494人 → (R10)0人	○				危機管理部
33	1-3 2-1 2-2 2-3	津波避難路・避難場所の整備 【KPI】都市公園における防災機能強化着手率	広域かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する。 (R5)86% → (R7)93% → (R10)100%	○		○		県土整備部
34	1-3 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 4-1 4-2 4-3 4-5	海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化 【KPI】海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率	発生確率が高まる南海トラフ巨大地震に備えるため、河川・海岸堤防の地震・津波対策等を推進する。 (R5)60% → (R7)62% → (R10)70%	○		○		県土整備部 農林水産部
35	1-3 1-4 5-1 5-2 5-3 5-4	「流域水管理行動計画」の推進	地域の特性を活かし、市町村や地域住民などが参画した対策を進める「流域水管理行動計画」を策定し、施策を展開する。		○			県土整備部
36	1-3 1-4 5-1 5-2 5-3 5-4	水面貯木における浮遊対策について管理事業者への周知	水面貯木を行う際には、事前に固定を行うなどの浮遊対策を実施しておくよう、説明会等により、管理事業者へ周知する。		○	○		農林水産部
37	1-3 1-4 5-1 5-2 5-3 5-4	「放置艇」の解消に向けた取組み	津波・洪水時における船舶の流出による県民の生命・財産への被害を防ぐため、「徳島県放置艇削減計画」に基づき、「放置艇」の解消に向けた取組みを推進する。		○		○	県土整備部 農林水産部
38	1-3	県防災ポータルサイト「安心とくしま」の刷新	津波浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすく、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図る。		○	○	○	危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
39	1-1 1-2 1-3 1-5 4-5 6-1 6-2 6-3 6-4	救助・救急活動体制の整備 【KPI】警察組織において関係機関等との広域的な連携訓練・講習会等の実施回数	警察独自の災害警備訓練を実施する他、防災関係機関や地域住民等と合同による各種防災訓練に参加し、相互の連携を強化する。特に消防、自衛隊との連携を図るため、合同調整所の運営を目的とした訓練に積極的に参加する。 (R5)100回/年 → (R7)100回/年 → (R10)100回/年	○	○	○	○	警察本部
40	1-4 2-1 2-2 2-4 2-5 2-6 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	河川整備等の推進 【KPI】県管理河川(重点対策河川)の整備率	激甚化・頻発化する水害に備えるため、吉野川・那賀川水系等において、無堤対策、ダム再生等による「流域治水」を推進する。 (R5)70% → (R7)74% → (R10)80%	○				県土整備部
41	1-3 2-2 2-3 2-5 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	国直轄事業による河川整備・ダム再生等の促進	国直轄事業における無堤対策や地震・津波対策、ダム再生等による流域治水を促進する。	○				県土整備部
42	1-3 2-2 2-3 2-5 2-7 4-1 4-2 4-3 4-5	県管理ダムの設備改良や老朽化対策の推進	県管理ダムにおいて、確実にダム操作を行うため、計画的な設備改良や老朽化対策を推進する。	○				県土整備部
43	1-4 4-1 4-2	避難対策の推進及び事前の防災力強化 【KPI】中小河川における洪水浸水想定図の作成数(累計)	浸水想定区域図等を活用した啓発活動を推進することにより、住民が自らの住む地域のリスクを的確に把握し、命を守るための避難行動への意識醸成を図る。 (R7)488河川完了	○				県土整備部
44	1-4 5-5	避難対策の推進及び事前の防災力強化 【KPI】農業用ため池における老朽化対策の着手施設数(累計)	農業用ため池について、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価結果に基づき、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。 (R5)85箇所 → (R7)93箇所 → (R10)105箇所	○				農林水産部
45	1-5 2-1 2-2 2-5 2-6 4-1 4-2 4-3 4-5	国直轄事業による砂防や地すべり事業等の促進	深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害対策に対し、関係機関とともに迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を促進する。	○				県土整備部
46	1-5	土砂災害対策及び森林整備の推進 【KPI】砂防関係施設の整備による要配慮者利用施設および避難所の保全施設数(累計)	砂防関係施設の整備により、要配慮者利用施設及び避難所の保全対策を推進する。 (R5)340箇所 → (R7)346箇所 → (R10)361箇所	○				県土整備部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
47	1-5	土砂災害対策及び森林整備の推進	高精度な地形情報を用いて抽出した新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について基礎調査を実施する。	○	○	○		県土整備部
		【KPI】土砂災害発生のおそれのある新規箇所の基礎調査実施割合	(R5)0% → (R7)20% → (R10)100%					
48	1-5	土砂災害対策及び森林整備の推進	土砂災害の危険性のある人家の保全対策を推進する。	○				農林水産部
		【KPI】治山関係施設等の整備による人家保全戸数(累計)	(R5)2,694戸 → (R7)2,794戸 → (R10)2,944戸					
49	1-5	祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の推進	祖谷川地区の山腹崩壊の復旧や地すべり対策を推進する。	○		○		農林水産部
50	1-5 5-6	土砂災害対策及び森林整備の推進	森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。		○			農林水産部
		【KPI】森林経営計画認定面積(累計)	(R5)61.5千ha → (R7)62.5千ha → (R10)64.0千ha					
51	1-5 5-6	土砂災害対策及び森林整備の推進	森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。		○			農林水産部
		【KPI】森林境界明確化面積実施率	(R5)54% → (R7)57.0% → (R10)61.5%					
52	1-5 5-6	土砂災害対策及び森林整備の推進	森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。					農林水産部
		【KPI】間伐等森林整備面積(累計)	(R5)31千ha → (R7)33千ha → (R10)36千ha		○			
53	1-5 5-6	土砂災害対策及び森林整備の推進	森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。		○			農林水産部
		【KPI】県産材の生産量	(R5)45万㎡ → (R7)51万㎡ → (R10)60万㎡					

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
54	1-5 5-6	土砂災害対策及び森林整備の推進 【KPI】山地災害の危険性が高い箇所(山地災害危険地区)の調査・点検 パトロールの実施箇所数	平時から山地災害の危険性が高い箇所(山地災害危険地区等)の調査・点検を行い、山地に起因する災害による人的被害を防止する。 (R5)180箇所/年 → (R7)180箇所/年 → (R10)180箇所/年	○	○	○		農林水産部
55	1-5 5-6	土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備 【KPI】山地防災ヘルパーの認定者数	山地災害の情報収集活動等を行う山地防災ヘルパーの積極的な活動を促進・支援し、地域住民の山地災害に対する啓蒙や意識の高揚に努める。 (R5)200人/年 → (R7)200人/年 → (R10)200人/年	○	○	○		農林水産部
56	1-5 2-1 2-2	立木事前伐採事業や倒木処理訓練の実施	立木事前伐採事業の実施や道路関係部局等との倒木処理訓練を実施する。	○	○	○		農林水産部

②【助かった命をつなぐ対策】  
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う

57	2-1 2-2 2-4	大規模災害に備えた神社仏閣との連携	災害時における避難所・避難場所としての活用や、物資の備蓄、炊き出し支援の拠点等活用のため、四国八十八ヶ所霊場阿波部会等との連携に向けた取組を進める。	○	○	○		危機管理部
58	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 5-4	発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送を行うため、支援協定を締結した民間企業等との訓練を実施	生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。	○	○	○		経済産業部
59	2-1 2-2 4-1 4-2 4-3	物資調達・供給体制の構築 【KPI】ZEV普及台数	発災時の電源確保に資するZEV(EV・PHV・FCV)の普及拡大を促進し、車両の普及と充電インフラの整備を車の両輪として、一体的に推進する。 (R5)― → (R7)4,757台 → (R10)10,000台	○	○	○		生活環境部
60	2-1 2-2 2-5 2-7 5-1 5-2 5-4	「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づく食糧等の備蓄	県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄についてローリングストックを行うとともに、各市町村が保管する物資について、備蓄台帳を作成し県・市町村間で情報共有を行う。	○	○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
61	2-1 2-2 2-5 2-6 2-7	救援物資等の受援体制の整備	社会福祉6団体との協力態勢を一層強化するため、災害福祉ネットワーク会議との連携を強化する。					保健福祉部
		【KPI】社会福祉6団体との「災害福祉ネットワーク会議」の実施	(R5)1回/年 → (R7)1回/年 → (R10)1回/年					
62	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 5-4 6-6	災害時における企業の「災害支援実施」情報を掲載したWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」の効率的な運用	災害時における企業の「災害支援実施」情報の集約・掲載したWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」を効率的に運用するため、防災関係施設の視察や勉強会等の実施を通じて登録企業教及び支援内容の拡大を推進する。					経済産業部
		岸壁耐震化をはじめとする港湾施設の機能強化	大規模災害時の緊急物資輸送機能を確保するため日和佐港(恵比須浜)耐震強化岸壁の整備をはじめ、港湾施設の機能強化等を推進する。					
63	2-1 2-2	孤立地域への物資輸送に資する体制づくり	自衛隊等との連携による海路、空路からの物資輸送訓練の実施・検証を行うとともに、ドローン等の活用を検討する。					危機管理部
		物流関係機関・団体との連携強化	迅速かつ適正な緊急救援物資輸送に資するため、物流関係機関・団体との輸送に関する協定を締結するとともに、具体的なシミュレーションに基づく、実践的な「物流マニュアル」を策定し、訓練の実施・検証を行う。					
64	2-1 2-2 2-5 2-6 2-7	防災拠点等における通信手段の冗長性確保	防災拠点等における衛星通信サービスの配備を促進するとともに、県内における相互応援体制を構築する。					危機管理部
		水道施設の耐震化	水道事業の国土交通省への移管を契機に、「要件緩和や補助率引き上げ」を国に要望する。また、「経営基盤強化や人員の強化」に向け、広域連携を推進する。					
65	2-1 2-2 2-5 2-6 2-7	水道施設の耐震化	水道事業の国土交通省への移管を契機に、「要件緩和や補助率引き上げ」を国に要望する。また、「経営基盤強化や人員の強化」に向け、広域連携を推進する。					県土整備部
		【KPI】水道施設(配水池)の耐震化率	(R6)39% → (R7)40% → (R10)45%					
66	2-1 2-2 4-1 4-2	道路啓開の実効性を向上させるため、関係機関との調整や訓練を実施してブラッシュアップするとともに、空港や港湾に至る主要幹線道路の液状化リスクの分析及び対策の検討を進める。	道路啓開の実効性を向上させるため、関係機関との調整や訓練を実施してブラッシュアップするとともに、空港や港湾に至る主要幹線道路の液状化リスクの分析及び対策の検討を進める。					県土整備部
		【KPI】道路啓開の実効性を向上させるため、関係機関との調整や訓練を実施してブラッシュアップするとともに、空港や港湾に至る主要幹線道路の液状化リスクの分析及び対策の検討を進める。	(R6)39% → (R7)40% → (R10)45%					
67	2-1 2-2 4-4	警察災害派遣隊員の受援体制の確立のため、部隊活動に必要な装備資器材や備蓄品等の整備	警察災害派遣隊員の迅速な要請、早期受入れに向けて平素から受援体制を確立するとともに、部隊活動に必要な装備資器材や備蓄品等の整備を推進する。					警察本部
		警察災害派遣隊員の受援体制の確立のため、部隊活動に必要な装備資器材や備蓄品等の整備	警察災害派遣隊員の迅速な要請、早期受入れに向けて平素から受援体制を確立するとともに、部隊活動に必要な装備資器材や備蓄品等の整備を推進する。					

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
70	2-3 4-1 4-2	警察組織における施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化	電源や通信回線等のインフラ途絶対策を講じるなど、災害時の活動拠点となる警察施設の機能強化に努める。	○	○	○	○	警察本部
71	2-3	関係機関の連携強化、訓練の実施	医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する更なる体制づくりの推進、身元不明遺体の保管場所、管理方法等についての市町村と協議、検視活動に必要な装備資機材や備蓄品等の整備を行うことで検視能力の向上を図る。 (R5)1回/年 → (R7)1回/年 → (R10)1回/年	○	○	○		警察本部
72	2-4	「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発	関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅支援ステーション」の普及啓発を推進する。	○				危機管理部
73	2-4 3-1 3-2 4-5	緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備	緊急交通路設定予定路線の信号機については電源付加装置等を整備し停電対策を推進する。	○	○		○	警察本部
74	2-5 2-6 2-7	病院内災害対策訓練や関係機関との広域訓練による災害医療提供体制の一層の充実・強化	院内災害対策訓練はもとより、県、市町村等関係機関や自衛隊等の外部機関との広域訓練に参加し、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。	○	○			病院局
75	2-5 2-6 2-7	県立病院の機能維持に向けたBCPの見直し	発災後も持続可能な医療提供体制の構築を図るため、訓練結果等をもとに毎年BCPの見直しを図る。	○	○			病院局
76	2-5 2-6 2-7 6-6	医療機関におけるBCP策定や見直し	医療機能の早期回復を図るため、医療機関におけるBCPの策定やブラッシュアップを促進する。	○	○			保健福祉部
77	2-5 2-6 2-7	医療機関における給水設備や非常用電源設備の整備、耐震性の強化	医療機関における給水設備や非常用電源設備の整備、耐震性の強化などの取組を支援し、災害時の持続可能な医療体制の構築を促進する。	○	○		○	保健福祉部
78	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成	災害医療に必要な知見について、実習形式で学ぶ研修を開催し、DMATの育成を促進する。また、県独自の「徳島ローカルDMAT」により、更なる体制強化を図る。 (R5)32チーム → (R7)33チーム → (R10)35チーム	○	○			保健福祉部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
79	2-5 2-6 2-7	DMAT(災害派遣医療チーム)の災害医療訓練への参加を支援	DMATの災害医療訓練への参加を支援することで、DMATのスキルアップを図るとともに、県内外関係者との「顔の見える関係」の構築を促進する。	○	○	○		保健福祉部
80	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成 【KPI】DPAT(災害派遣精神医療チーム)の資質向上に向けた研修の実施	DPAT体制の強化を図るため、災害時の地域支援や他機関との連携等、隊員の資質向上のための研修会や訓練等を開催する。 (R5)2回/年 → (R7)2回以上/年 → (R10)2回以上/年	○	○	○	○	保健福祉部
81	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成 【KPI】DWAT(災害派遣福祉チーム)の養成研修の実施	災害時に要支援者に対して適切な福祉支援を行う体制を構築するため、徳島県災害派遣福祉チームの養成研修を実施する。 (R5)1回/年 → (R7)1回以上/年 → (R10)1回以上/年	○	○	○		保健福祉部
82	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成 【KPI】DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の養成研修の実施	災害時保健医療福祉活動の指揮調整機能を補佐する「DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)」の養成等を通じ、災害時における体制の強化を図る。 (R5)2回/年 → (R7)2回以上/年 → (R10)2回以上/年	○	○	○		保健福祉部
83	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成 【KPI】JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)のリーダ者数(累計)	徳島県栄養士会と連携し、災害時のJDA-DATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携した体制づくりを推進する。 (R5)37人 → (R7)39名 → (R10)42名	○	○	○		保健福祉部
84	2-5 2-6 6-1 6-2 6-3 6-4	人材育成を目的として、適切な応急手当ができたかどうかを競う「こどもメディカルラリー」を開催	適切な応急手当ができたかどうかを競う「こどもメディカルラリー」を開催し、未来の地域における消防・防災リーダーや災害医療従事者となるような人材の育成に繋げる。	○	○	○	○	保健福祉部
85	2-5 2-6 2-7	医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」の連携強化	医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置・連携することにより、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する。	○	○	○		保健福祉部
86	2-1 2-2 2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成 【KPI】災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る訓練・研修の実施	他県や過去の災害事例、今後想定される被害想定や発生地域ごとに具体的な災害内容等を踏まえた研修・訓練を実施する。 (R5)1回/年 → (R7)1回以上/年 → (R10)1回以上/年	○	○	○		保健福祉部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
87	2-5 2-6 2-7	災害医療を担う人材育成	県看護協会と連携し、災害支援ナースの養成、受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。  【KPI】災害支援ナースの登録者数(累計)  (R5)70人 → (R7)120人 → (R10)200人	○	○	○		保健福祉部
88	2-5 2-6 2-7	災害医療対応力・機動力の強化	医薬品を分散備蓄するとともに、関係団体等との協定締結による供給体制を確保する。また、陸路以外の供給手段(ドローン・ヘリ等)を検討、確保する。  【KPI】備蓄医薬品(初動期用・慢性疾患用)の維持  (R5)1万人分 → (R7)1万人分 → (R10)1万人分	○	○	○		保健福祉部
89	2-5 2-6 2-7	避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、感染予防対策についての体制整備	避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害初期段階から実効性の高い感染予防対策を図る。	○	○	○		保健福祉部
90	2-5 2-6 2-7	県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、必要な資機材の整備	避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、衛生・防疫用資機材を整備する。	○	○			保健福祉部
91	2-5 2-6 2-7	感染症の発生・まん延防止	災害時における保健衛生活動の指針となる「災害時保健衛生活動マニュアル」について内容の充実を図るとともに、研修等を通じ、市町村や関係機関への周知に取り組む。  【KPI】災害時保健活動研修会の実施  (R5)1回/年 → (R7)1回/年 → (R10)1回/年	○	○	○		保健福祉部
92	2-5 2-6 2-7	「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等による市町村の円滑な避難所運営を行える体制づくり	市町村において「避難所における良好な生活環境の確保」や「感染症防止」のため、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等による避難所運営体制づくりを促進する。	○	○	○		危機管理部
93	2-5 2-6 2-7	福祉避難所体制整備支援の実施	市町村の指定する福祉避難所が災害時に開設できるよう、訓練や備品等の整備を支援する。	○	○	○		保健福祉部
94	2-5 2-6 2-7 4-4	重要施設に係る下水道管路等の耐震化	下水道施設の耐震化に取り組むとともに、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、市町村による適切な維持管理を促進する。	○	○	○		県土整備部
95	2-5 2-6 2-7	避難所QOL確保に向けた資機材の確保及び相互応援体制の構築	発災直後から、避難所にTKB(トイレ・キッチン・ベッド)をはじめ必要な物資・資機材を速やかに提供できるよう、既存ストック等を活用した分散備蓄を推進するとともに、県備蓄物資・資機材を拡充し、プッシュ型支援体制の充実強化を図る。	○	○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
96	2-5 2-6 2-7	避難所QOL確保に向けた資機材の確保及び相互応援体制の構築	避難所QOL確保に向け、県と市町村による水・食料等必要な備蓄の確保はもとより、トイレカー、水循環シャワーシステム、テント・パーテーションなど、有事には被災地に持ち寄る資機材の確保を促進し、相互応援体制の構築を図る。	○	○	○	○	危機管理部
97	2-5 2-6 6-1 6-2 6-3 6-4	住民主体の避難所運営訓練の実施	住民主体の避難所運営に向け、市町村における住民参加の「避難所運営訓練」の実施を促進する。	○	○	○	○	危機管理部
98	2-5 2-6 2-7	避難所における防災機能強化	快適な避難環境の構築により災害関連死をなくすため、空調整備など市町村における避難所の機能強化を促進する。	○	○	○	○	危機管理部
99	2-5 2-6 2-7	避難環境の向上	学びの場としての教育環境の充実はもとより、災害時の安心・快適な避難所としても活用できるようにするため、県立学校施設の環境整備を進める。	○			○	教育委員会
100	2-5 2-6 6-1 6-2 6-3 6-4	【KPI】避難所となる県立学校体育館の空調設備の設置校数(累計) 避難所運営を担う地域の防災リーダー人材の育成	(R5)5校 → (R10)44校(R8完) 住民主体の避難所運営に向け、女性、学生、シニア等の防災リーダー人材の育成に取り組む。		○		○	危機管理部
101	2-5 2-6 2-7	「とくしま災害栄養チーム」連携会議をはじめとした関係者との連携体制づくり	「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」を活用し、避難者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、「とくしま災害栄養チーム」の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進する。		○	○	○	保健福祉部
102	2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 3-2 4-2 4-3	防災拠点や避難所等における非常用電源設備の確保	市町村の防災拠点や避難所等における発動発電機(燃料備蓄含む)、可搬式バッテリー、ソーラーパネルなどの非常用電源設備の確保を促進する。		○		○	危機管理部
103	2-5 2-6 2-7	避難環境の向上 【KPI】ペットの同行避難が可能な避難所を公表する市町村(累計)	避難所の運営主体である市町村に対し、ペットの同行避難が可能な避難所の確保と公表を促進する。 (R5)3市町村 → (R7)11市町村 → (R10)24市町村		○		○	生活環境部
104	2-5 2-6 2-7	避難環境の向上 【KPI】ペットに関する相談窓口を設置する市町村(累計)	災害発生時のペットに関する情報収集と整理が必要であり、各市町村対策本部において相談窓口等の設置を促進する。 (R5)5市町村 → (R7)13市町村 → (R10)24市町村		○		○	生活環境部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
105	2-5 2-6 2-7	在宅避難対策の推進	市町村と連携し、在宅避難にかかる把握・支援手順等について検討を進める。	○	○	○	○	危機管理部
106	2-5 2-6 2-7	車中泊避難対策の推進	災害時における車中泊避難者の安全確保のため、「災害時の『車中泊』避難対応ガイドライン」をもとに、車中泊避難場所の指定や訓練の実施等、市町村における車中泊避難に対する取組を促進する。	○	○	○	○	危機管理部
107	2-5 2-6 2-7	大規模災害に備えた広域避難体制の構築	要配慮者の広域避難訓練等で実施手順の検証を行い、円滑な広域避難体制の構築に向けた取組を進める。	○	○	○		危機管理部
108	2-5 2-6 2-7	要配慮者支援の強化	「発達障がい者」のための「防災ハンドブック」を活用し、当事者及び家族、支援者等に対して災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制整備の必要性についてさらに周知し、災害対応力を向上させる。  (R5)3回/年 → (R7)3回/年 → (R10)3回/年	○	○	○		保健福祉部
109	2-5 2-6 6-1 6-2 6-3 6-4	【KPI】発達障がい者支援のため災害研修会の実施  市町村における「地域生活支援拠点」の整備	平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を果たす「地域生活支援拠点」の整備を促進する。	○	○	○		保健福祉部
110	2-5 2-6 2-7	在留外国人の災害意識向上に向けた防災出前講座の実施	防災出前講座など平時からの災害に関する知識の獲得支援に継続的に取り組む。	○	○	○		生活環境部
111	2-5 2-6 2-7	「災害時快適トイレ計画」および「避難所快適トイレ・実践マニュアル」に基づくトイレの備蓄・環境整備	市町村向けの研修等において、トイレの備蓄・環境整備についての周知・啓発活動を実施するなど、「災害時快適トイレ計画」および「避難所快適トイレ・実践マニュアル」に基づく取組を促進する。	○	○	○	○	危機管理部
112	2-5 2-6 2-7	災害関連死の認定について  【KPI】市町村向け研修会の実施	市町村が災害関連死の認定を速やかにできるよう、災害関連死事例集等について周知を図る。  (R5)1回/年 → (R7)1回/年 → (R10)1回/年	○	○	○	○	保健福祉部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強化	レスリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
-----	---------	----	------	------	--------	------	--------	-----

③【初動対応力の強化】  
防災対策に必要不可欠な拠点機能確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ

113	3-1 3-2	防災拠点等となる県有施設の耐震化	大規模災害時の行政機能を確保するため、各行政機関において庁舎の耐震化を推進する。	○				危機管理部
114	3-1 3-2	防災行政無線の適切な管理運用	大規模災害時の行政機能を確保するため、各行政機関において、情報・通信システムの確保を推進する。	○				危機管理部
115	3-1 3-2 4-1 4-2	本庁舎における非常用電源設備に係る燃料備蓄	災害時に本庁舎の電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。	○				企画総務部
116	3-1 3-2	災害発生時において職員住宅を宿舍として利用できるよう住環境を整備	災害発生時において、機動的かつ継続的に職員が業務に従事できるようにするため、拠点となる住環境を整備する。	○				企画総務部
117	2-1 2-2 2-5 2-6 2-7 3-1 3-2 4-1 4-2 4-3	防災拠点施設の機能強化 【KPI】設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率	初期投資不要のPPA(Power Purchase Agreement: 電力販売契約)により、太陽光発電設備及び蓄電池の新設や増設を集中的に進める。 (R5)60.7% → (R7)75.0% → (R10)79.5%	○				生活環境部
118	3-1 3-2	被災者支援システムの導入促進	避難所の開設状況、停電・断水等の状況など被災状況を一元把握できるとともに、マイナナンバーカードを活用した雇災証明書のオンライン申請もできる、被災者支援システムの導入を促進する。	○				企画総務部
119	3-1 3-2	県庁診療所における応急手当用物品や災害対応用品等の整備	スムーズな避難誘導及び速やかな初動体制の構築をバックアップするため、発災直後、県庁舎に避難してきた傷病者や受傷した職員への応急処置を実施するための体制づくりを行う。	○				企画総務部
120	3-1 3-2	県職員の災害対応能力の向上に向けた防災士資格取得	災害対応への初動対応を迅速に行うため、新規採用職員を対象とした防災士資格取得のための研修を実施し、県職員の災害対応能力の向上を図る。	○				企画総務部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
121	3-1 3-2	災害対応に携わる職員に向けたセルフケア・ストレス対処法等の研修および専門医等による相談体制の充実	災害対応に携わる職員の心身を健全に保つため、セルフケア・ストレス対処法等の研修、啓発活動を進めるとともに、専門医等による相談体制の充実を図る。	○	○	○		企画総務部
122	3-1 3-2	放浪・病傷動物の捕獲・保護・治療等に関する体制づくり	動物愛護団体をはじめとする関係者と連携を図り、災害時におけるペット等動物の捕獲・救護体制を整備する。	○	○	○		生活環境部
123	3-1 3-2	県庁BCPの実効性向上	県庁BCPを組織や防災体制・国等の支援制度の変更に合わせて適宜見直すとともに、実効性の確保に向け、職員への周知や訓練を推進する。	○	○	○		危機管理部
124	3-1 3-2	「県庁・受援計画」策定	災害時の受援計画を新たに策定するとともに、実効性の確保に向け、訓練等を通じて検証を行う。	○	○	○		危機管理部
125	3-1 3-2	「カウンターパート支援体制」構築	各市町村における災害の規模や状況に応じて、内陸市町村と沿岸市町村において相互応援できるよう、職員を派遣する「カウンターパート支援体制」を構築する。	○	○	○		危機管理部
126	3-1 3-2	災害マネジメント総括支援員（累計）	県及び市町村職員に対する研修や訓練、被災地への派遣などを継続し、災害対応に関する実践的な知識、経験を有する職員を育成する。	○	○	○		危機管理部
127	3-1 3-2	災害時における行政機関の機能維持体制の整備  【KPI】災害マネジメント支援員（累計）	県及び市町村職員に対する研修や訓練、被災地への派遣などを継続し、災害対応に関する実践的な知識、経験を有する職員を育成する。  (R5)399人 → (R7)480人 → (R10)480人	○	○	○		危機管理部
128	3-1 3-2	災害対応要員登録制度の推進	災害対応要員の確保に向け、危機管理業務経験者や被災地派遣職員をリスト化(OB職員含む)し、研修・訓練等により災害対応力のアップグレードを行い、大規模災害に備える。	○	○	○		危機管理部
129	2-1 2-2 2-3 3-1 3-2 4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	災害時活動拠点の最適化	関係機関における災害時活動拠点の候補地を調査・選定し、災害時活動拠点(物資輸送拠点、仮設住宅、復旧事業者拠点等)を最適化するとともに、訓練を通じて検証を行う。	○	○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レスリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
130	3-1 3-2	市町村の「防災カルテ」作成・公表	各市町村の備蓄や計画策定状況など現状を調査把握し、市町村ごとの「処方箋」を示した「防災カルテ」を作成し、公表する。	○	○	○		危機管理部
131	3-1 3-2 6-1 6-2 6-3 6-4	耐震性能の確保や電源・通信回線等のインフラ途絶対策など、災害時の活動拠点となる警察施設の機能強化	警察署施設の耐震性能の確保や、地震や浸水等の被害想定に基づく電源、通信回線等のインフラ途絶対策など、災害時の活動拠点となる警察施設の機能強化を推進する。	○	○	○	○	警察本部
132	3-1 3-2	警察組織におけるBCPの見直し	本部機能が被災した場合を想定して代替施設移設訓練を行うなど、防災機能の強化を図る。	○	○	○		警察本部
133	3-1 3-2	留置施設への安全な護送体制の構築	安全な留置施設への護送体制の構築を図るとともに、関係機関との相互連絡体制の確保を図る。	○				警察本部
134	3-1 3-2	災害時の庁内情報ネットワークシステムの維持及び主要システム業務継続性の確保	プライベートクラウド(庁内クラウド)基盤について、本庁舎及びデータセンターのどちらにおいても運用が可能な状況を維持するとともに、サーバーームについて、耐災害対策を推進する。	○	○		○	企画総務部
135	3-1 3-2	市町村システムのクラウド化の促進	市町村の基幹系業務システムをはじめとするシステムのクラウド化を促進する。	○	○			企画総務部
136	3-1 3-2	情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進	県と市町村が連携し、災害対策本部設置及びDX活用運営に向けた体制づくりを行う。  (R5)0市町村 → (R10)24市町村		○		○	危機管理部

④【社会インフラの早期復旧】  
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

137	4-1 4-2	「徳島県危機管理総合調整会議」の開催による関係機関との連携強化	「徳島県危機管理総合調整会議」を開催することにより、ライフライン事業者との連携強化を進める。	○	○	○		危機管理部
-----	------------	---------------------------------	--	---	---	---	--	-------

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強化	レスリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
138	4-1 4-2	県民向け災害情報ポータルサイト「安心とくしま」による迅速かつ分かりやすい情報発信	災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進めるため、安心とくしまネットワークの機能強化、安定性・利便性向上を図る。	○	○	○	○	危機管理部
139	4-1 4-2 4-5	被災状況の迅速な把握と関係機関との情報共有	被災状況の把握に向け、各機関との災害時に情報共有するシステムを継続的に改善するとともに、関係機関・事業者との協定締結や協定の <b>実効性を確保する連携訓練を実施する</b> 。	○	○		○	危機管理部
140	4-1 4-2	情報収集・共有体制の強化	県公式SNSアカウント登録者数の増加により、SNSでの災害情報発信について、映像を活用した発信、偽・誤情報への注意喚起発信を行う。 (R5)約45万人 → (R10)70万人	○	○	○	○	知事戦略局
141	4-1 4-2	緊急交通路の指定等に関する交通規制情報の周知、交通情報板の整備、関係機関との連携	大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両等の通行を円滑にするため、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両確認制度等の的確な運用を行う。	○	○	○	○	警察本部
142	4-1 4-2	「災害時障がい者支援ハンドブック」を用いた研修や周知を実施	災害時に障がい者を支援するための「災害時障がい者支援ハンドブック」を用いた研修や周知を実施するとともに、障がい特性についての理解促進や適切な対応等を習得するための研修を実施する。	○	○	○		保健福祉部
143	4-1 4-2	「臨時情報」発表時の警備体制確保に向けた取組み	各種活動を通じて臨時情報について啓発活動を図るとともに、臨時情報発表時の警備体制確保に向けた取組みを進める。	○				警察本部
144	4-1 4-2	被害を最小限にとどめるためのインフラ整備	川口ダム洪水吐ゲート巻上機の老朽化対策を推進し、施設の健全性を確保するとともに、耐震化を図る。 (R5)ー → (R7)15% → (R10)65%	○		○		企業局
145	4-3	徳島県石油商業組合等と連携した訓練の実施、発災時の連絡体制の強化	災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給に向けて、石油商業組合と情報交換等、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組む。	○			○	経済産業部
146	2-1 2-2 4-4	断水発生時の備え(応急給水・応急復旧・受援体制)の強化	市町村におけるマニュアル作成の参考となる「応急給水・応急復旧ガイドライン」を作成するとともに、市町村が実施する地域参加型の「応急給水訓練」の実施を支援する。また、地域の実情にあった資機材(給水車など)の確保のための補助制度拡充を国に要望するとともに、各市町村の防災井戸の普及活動を支援する。	○	○	○	○	危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
147	4-1 4-2 4-3 4-5 6-6	「港湾BCP」の実効性向上に資する取組み	海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに重要港湾BCPの実効性を高め、多発同時被災による港湾施設的能力低下、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。	○	○	○		県土整備部
148	4-5	四国への新幹線の整備推進	首都機能のバックアップも含め、災害に強い地域づくりを進めるために、四国への新幹線整備の早期実現を推進する。	○				生活環境部
149	4-5	「徳島空港A2-BCP」に基づく適切な運用について、訓練による実効性の向上	空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有できる体制づくりを図る。		○	○		観光スポーツ文化部
150	4-5	緊急通行車両確認制度等の周知および緊急交通路の設定予定路線の的確な指定	大規模な災害が発生した際に、災害応急対策を実施するための緊急通行車両等の通行を円滑にするため、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両確認制度等の的確な運用を行う。		○	○		警察本部

⑤【持続可能な地域経済】  
経済活動を機能不全に陥らせない

151	5-1 5-2 5-3 5-4 6-6	BCPの取組等を促進	「防災出前講座」や「企業防災士育成講座」により、企業防災の担い手となる人材を育成し、BCP策定につなげる。また、業務継続に向けた即応体制を確保するため、「安否確認アプリ」を無償提供する。		○	○		危機管理部
152	5-1 5-2 5-3 5-4 6-6	BCPの取組等を促進	県内企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないためにも、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する。 【KPI】BCP認定企業数(累計)			○		経済産業部
153	5-1 5-2 5-3 5-4	金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進	県民への資金供給体制の安定を図るため、行政、金融機関及び関係機関が連携して大規模災害などの危機事象の発生に備える。 【KPI】大規模災害時における資金の安定供給訓練の参加金融機関数(累計)			○		出納局

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
154	5-1 5-2 5-3 5-4	被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」等、発災時の支援制度を周知	発災時の被災企業への支援が円滑に行われるようにするため、支援について関係機関と情報共有を行う。	○	○	○		経済産業部
155	5-1 5-2 5-3 5-4	化学物質や毒物・劇物を保有する事業所への指導	災害、事故等に備えた必要な資機材の整備や訓練を実施するとともに、事業所に対し、保有状況等の把握や立入検査による適正管理を指導する。 【KPI】指導件数	○				保健福祉部
156	4-4 5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	農・工業用水の耐震化等	大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。 【KPI】土地改良施設における耐震化着手施設数(累計)	○				農林水産部
157	5-5	農・工業用水の耐震化等	老朽化が進む管路を、優先度評価に基づき更新し、耐震化を進める。 【KPI】工業用水道の第2次管路更新計画(送水管)に基づく整備率	○				企業局
158	5-1 5-2 5-3 5-4 6-1 6-2 6-3 6-4 6-6	徳島県農業版BCP・漁業版BCPの実効性向上	大規模地震による津波災害からの速やかな被災農地の復旧と営農再開に向け、徳島県農業版BCPや漁業版BCPの実効性向上を図る。	○	○			農林水産部
159	5-6 6-1 6-2 6-3 6-4	木材産業事業者によるBCP作成を支援	木材産業の事業継続を図るため、木材産業事業者によるBCP作成を支援する。	○	○			農林水産部
160	5-6	森林の適正管理と保全の推進	森林の持つ公益的機能を維持し、適切に管理・保全していくため、保安林等の指定による公益的管理や適正な管理を推進する。 【KPI】保安林指定面積(民有林)(累計)	○				農林水産部
161	5-6	森林の適正管理と保全の推進	森林の持つ公益的機能を維持し、適切に管理・保全していくため、保安林等の指定による公益的管理や適正な管理を推進する。 【KPI】「とくしま県版保安林」指定面積(累計)	○				農林水産部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
-----	---------	----	------	-------	--------	------	--------	-----

⑥【創造的復興の推進】  
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

162	6-1 6-2 6-3 6-4	災害廃棄物の処理 【KPI】災害廃棄物発生量に対する県全体の仮置場候補地の充足率	各市町村における仮置場候補地の選定を促進するため、仮置場選定におけるポイントや注意点等を助言するなど技術的支援を行う。 (R5)88% → (R7)94% → (R10)100%		○	○		生活環境部
163	6-1 6-2 6-3 6-4	災害廃棄物の処理 【KPI】県内の災害廃棄物処理体制を強化するため関係機関・団体との訓練を実施(累計)	県、市町村及び民間事業者団体等の職員を対象とした災害廃棄物に関する訓練や研修等を行う。 (R5)3回 → (R7)7回 → (R10)13回		○	○		生活環境部
164	6-1 6-2 6-3 6-4	災害廃棄物の処理 【KPI】災害廃棄物等の輸送手段を確保するため広域連携に関する訓練等を実施(累計)	道路寸断等に対する広域処理における災害廃棄物等の輸送手段の確保に向けて訓練を実施する。 (R5)― → (R7)2回 → (R10)5回		○	○		生活環境部
165	6-1 6-2 6-3 6-4	公費解体の迅速化に向けた体制の確保	能登半島地震を教訓に手順を明確化するとともに、県・市町村・関係団体と連携した実践的な訓練等を通じて検証を行う。		○	○		危機管理部
166	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	事前復興計画の策定促進 【KPI】「事前復興計画」策定に着手した市町村数(累計)	「徳島県事前復興計画策定ガイドライン」の作成や「県土強靱化・レジリエンス推進事業費補助金」等により、市町村における復興ビジョン、復興プロセス、復興まちづくり計画等を包含した「事前復興計画」策定を支援する。 (R5)11市町村 → (R7)4市町村 → (R10)10市町村		○	○		危機管理部
167	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	市町村が実施する事前復興の取組支援	県土強靱化・レジリエンス推進事業費補助金等により、市町村に「事前復興」の取組をハード・ソフト両面から支援する。		○	○		危機管理部 県土整備部
168	6-1 6-2 6-3 6-4	県における復興体制づくり	県における震災復興本部の設置・運営方法や復興方針・復興計画の内容を検討する。		○	○		危機管理部 企画総務部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
169	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	地籍調査の推進	南海トラフ巨大地震における津波浸水地域や集中豪雨による土砂災害が想定される山地災害地域などの「防災・減災対策の重点エリア」において、地籍調査の推進を図る。 【KPI】地籍調査進捗率	(R5)44% → (R7)46% → (R10)49%	○	○		農林水産部
170	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	「復興まちづくりイメーজトレーニング」による被災後の復興を支える人材の育成など「復興事前準備」の取組みの推進	津波や活断層地震などによるあらゆる被害を想定し、復興課題を把握するとともに、各自自治体において「復興まちづくり」を行える人材を育成するため、「復興まちづくりイメージトレーニング」の自主的取組への支援や「学識経験者による講演会」を開催する。		○	○	○	県土整備部
171	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6	復興を支える人材の育成	災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、県・市町村の対応力向上を図る。 【KPI】被災者支援制度の市町村説明会の開催	(R5)1回/年 → (R7)1回以上/年 → (R10)1回以上/年	○	○		危機管理部
172	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	被災建築物・宅地危険度判定に係る実施体制の構築等	大規模災害発生時において余震等による二次被害を防止するための被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、支援も考慮した実施体制を構築するとともに専門人材を養成する。		○	○		県土整備部
173	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保	被災者の生活再建に向け、迅速な住家被害認定を行うため、市町村職員等に対し研修を実施することで調査員を養成し、名簿を作成する。 【KPI】住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数(累計)	(R5)655人 → (R7)800人 → (R10)950人	○	○		危機管理部
174	6-1 6-2 6-3 6-4	住家被害認定調査の迅速化に向けた体制の構築	日本不動産鑑定士協会連合会等と連携し、住家被害認定調査の迅速化に向けた体制を構築する。		○	○		危機管理部
175	6-1 6-2 6-3 6-4	「徳島被災者支援プラットフォーム(TPF)」の取組強化	平時より被災者支援に携わる多様な団体との関係構築や連携強化を図るとともに、他県の災害中間支援組織から災害対応のノウハウを取り入れることで、災害時には被災地のニーズとNPO等の支援の迅速かつ的確なマッチングにより、円滑な被災者支援につなげる。		○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強靱化	レジリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
176	6-1 6-2 6-3 6-4	官民連携による被災者支援体制の構築 【KPI】民間支援団体等との連携による災害ケースマネジメントの実施体制の構築に着手した市町村数(累計)	被災者一人ひとりに寄り添った「災害ケースマネジメント」を実施するため、 <b>ワンストップ相談窓口を設置する</b> 。また、民間支援団体との連携による市町村実践モデルを構築し、広く展開する。 (R5)0市町村 → (R7)4市町村 → (R10)10市町村	○	○	○		危機管理部
177	6-1 6-2 6-3 6-4	官民連携による被災者支援体制の構築 【KPI】災害ケースマネジメントが実施できる体制を構築するための人材育成研修の受講者数	平時から官民連携による被災者支援体制が構築できるよう、地域の被災者支援の担い手に対して災害ケースマネジメントが実施できる人材育成研修を実施する。 (R5)ー → (R7)50人/年 → (R10)50人/年	○	○	○		危機管理部
178	6-1 6-2 6-3 6-4	官民連携による被災者支援体制の構築 【KPI】災害ボランティアセンターの運営訓練を支援	県社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを速やかに開設・運営できるように、市町村社会福祉協議会等と連携して実施する運営訓練等を支援する。 (R5)3回/年 → (R7)3回以上/年 → (R10)3回以上/年	○	○	○		保健福祉部
179	6-1 6-2 6-3 6-4	地震保険加入の促進 【KPI】地震保険付帯率	地震保険に関する住民理解の醸成を図るため、日本損害保険協会等と連携した啓発を実施し、加入を促進する。 (R5)76.7% → (R7)80% → (R10)90%	○	○	○		危機管理部
180	6-1 6-2 6-3 6-4	「文化財災害対応マニュアル」の周知啓発、文化財巡視員のハブロールを実施	発災時に、文化財への被害を最小限にするため、迅速かつ適切な緊急対応と文化財保護の観点からも事前防災の充実を図る。	○	○	○		観光スポーツ文化部
181	6-1 6-2 6-3 6-4	「文化財防災カルテ」の整備、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づく体制づくり	大規模災害発生時に、相互連携し迅速に応援活動を遂行するための体制を整える。	○	○	○		観光スポーツ文化部
182	6-1 6-2 6-3 6-4	収蔵文化財等の仮保管場所候補の選定、台帳等の作成管理、収蔵庫等の防災対策、資料等をアーカイブ	展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、被災した文化財を修復するとともに、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。	○	○	○		観光スポーツ文化部
183	6-1 6-2 6-3 6-4	域外避難等による教育機会の確保	域外避難も選択肢の1つとして想定し、児童生徒の県域アカウントを活用した「オンライン授業による教育継続」を視野に入れた取組を進める。	○	○	○		危機管理部

No.	該当プログラム	項目	取組内容	県土強化	レスリエンス	事前復興	能登地震教訓	部局名
184	6-1 6-2 6-3 6-4	災害時の支援体制構築のため、スクールカウンセラーの配置を拡充	公立小・中学校及び県立学校等にスクールカウンセラーを配置し、関係機関との連携を強化しながら、災害時における支援体制構築する。また、オンラインカウンセリング等も促進し、教育相談活動の充実を図る。	○	○	○		教育委員会
185	6-1 6-2 6-3 6-4	雇用調整助成金や就労支援情報等について、ホームページやSNSでの発信内容準備	支援窓口について体制表を事前作成するとともに、非常時の通信手段を確保する。また、雇用調整助成金や就労支援情報等をいち早く広報するため、ホームページやSNSの発信内容をあらかじめ準備しておく。	○	○	○		生活環境部
186	6-1 6-2 6-3 6-4 6-6	「建設業BCP」の実効性向上に資する取組み	建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進し、建設企業のBCP策定を支援するとともに、策定されたBCPの実効性向上を図る。	○	○	○		県土整備部
187	6-5	応急仮設住宅の確保	各市町村における「応急仮設住宅建設候補地」について、安全性や実行性を考慮した候補地リストの見直しや候補地の電子地図化、市町村の事前復興計画へ候補地の位置付けを推進する。応急仮設住宅の確保戸数を検証し、公営住宅、賃貸型・建設型仮設住宅などを円滑に供給するため、市町村や関係団体と連携するとともに、定住可能な復興住宅への転用も見据えた仕様・配置の検討を進める。	○	○	○	○	県土整備部
188	6-6	企業局BCPの充実・強化	企業局に係るBCP、応援協定、事前復興マニュアル等の見直しを図る。	○	○	○		企業局
189	6-6	各BCPの策定と体制の向上	緊急用の設備、他県や関係団体との協定を活用した防災・事故復旧訓練を実施する。 (R5)10回/年 → (R7)10回以上/年 → (R10)10回以上/年	○	○	○		企業局
190	6-6	企業局所管施設における定期的な巡視、運転保守基準等の随時見直し	設備の日常巡視及び運転保守基準、設備台帳、管路台帳等の随時見直しを行う。	○				企業局

### 横断的施策分野

191		県立防災人材育成センター等で防災意識向上に向けたパネル展を実施、HPやSNS等を通じた啓発	県民の防災意識や防災知識の普及を図るため、職員が地域へ出向いて実施する「防災出前講座の実施」や徳島県公式SNSをはじめとするデジタルコンテンツを活用した啓発等を推進する。	○				危機管理部
192		「安心とくしまネットワーク」の安定運用に努め、適宜システムの機能向上・基盤強化を実施	災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進めるため、安心とくしまネットワークの機能強化、安定性・利便性向上を図る。	○	○	○	○	危機管理部

## 別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」の様相

1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<p>・南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、沿岸部や吉野川、那賀川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、宿泊施設等の不特定多数の方が利用する建築物や、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊するとともに、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒し、これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>・南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、宿泊施設等の不特定多数の方が利用する建築物や、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災が発生した。また、倒壊した建物などによる道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p> <p>・建築物の火災に加え、津波により燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、石油タンクから流出した油などに引火して、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。津波が退かない状況の中で津波避難ビルも襲われ、消火ができないことから多くの犠牲者が発生した。</p>	
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
<p>・南海トラフ地震が発生し、沿岸部には大津波が襲来した。地震による強い揺れで海岸や河川の堤防等が損壊するとともに、津波が河川を遡上し内陸部まで到達したことにより、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による避難ができず、大混乱となった。逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。</p>	
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する防災機能の長期的低下
<p>・気候変動等に伴い激甚化・頻発化する豪雨や大型化する台風の襲来等に伴って、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防からの越水に加え決壊による大規模な浸水被害が発生した。</p> <p>・南海トラフ地震や集中豪雨の発生に伴い、堤防や砂防ダムが決壊したことで、周辺の集落に甚大な被害が発生した。また、速やかな復旧が出来ず、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期にわたり継続した。</p> <p>・南海トラフ地震の揺れにより、県内沿岸部では、堤防や護岸、排水機場等が被災するとともに、広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下した中、津波襲来により広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、農地は広範囲にわたりガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風襲来被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れ</p>	

た。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

・気候変動等に伴い激甚化・頻発化する豪雨や大型化する台風の襲来等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多数の住民が犠牲となった。また、近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めや倒木によりライフラインが途絶し、孤立した集落において、死者が発生した。

・南海トラフ地震や直下型地震、大型台風により大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調節機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発した。また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、直下型地震などにより決壊することで下流に多くの被害が発生した。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

・南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県等から被災直後より供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため、物資の供給が長期停止した。さらに、地震に伴い四国内の各発電所の多くが揺れや津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても基幹道路等や港湾施設等の被害により受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期にわたり停止した。

2-2 道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

・南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨、豪雪等により交通網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送はヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

・南海トラフ地震が発生し、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより、思うように進まないという事態が発生した。

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
<p>・南海トラフ地震によって、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や駅及び緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。</p>	
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>・臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、県下への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。南海トラフ地震による揺れ、津波により、東部・沿岸区域にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。</p>	
2-6	大規模な自然災害と感染症等の同時発生
<p>・寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により十分な治療が受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活している中、断水や、手指消毒剤・マスク等衛生用品の不足から、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。また、避難所では治療方法や予防方法の確立していない新型ウイルスの爆発的な感染拡大が発生した。</p>	
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
<p>・南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起り、多数の死者が発生した。また、避難所における劣悪なトイレ環境により、トイレを敬遠した避難者が水分摂取を控えたため、エコノミークラス症候群により死亡した。さらに、長期にわたる避難所や仮設住宅の生活により、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはストレス関連障害等による自殺者が発生した。</p>	

3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>・南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。また、警察も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。さらには、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備</p>	

された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

・南海トラフ地震による強い揺れと津波により、県職員をはじめとする行政職員に多くの死傷者が出た。また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶した。さらに、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となり、行政機関が機能不全となった。代替施設にて災害対策本部を設置したものの、職員の災害対応の経験不足から初動対応に遅れが生じた。

4-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

・南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする地震等により、四国内の各発電所や変電所をはじめとする送電設備が大きな被害を受け、長期停電に陥った。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間使用不能となり、県民生活や経済活動に大きな影響が出た。

・南海トラフ東側を中心とする半割れ地震により、テレビやラジオ局の放送機器が損壊し、残った放送機器も津波による浸水のため使用不能となった。

・その後、臨時情報が発表されたが、県民に重要な情報が届かない事態が発生し、時間差で発生した後発地震により多数の死傷者が発生した。

4-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の広域的かつ長期にわたる機能停止による停電

・南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により、四国内の各発電所の多くが大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても基幹道路等や港湾施設等の被害により受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期にわたり停止した。

・南海トラフ地震の揺れや津波等により火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・LPガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、電力供給能力を喪失した。

・巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れた。

4-3 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能停止

・南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等による基幹道路等や港湾施設等の被害により、石油等の燃料の受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

・南海トラフ地震の揺れや津波等により、石油・LPガスのタンクは海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。

・巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・

技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れた。

#### 4-4 長期にわたる断水、下水道施設の機能停止

・南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で上水道の配管が破断し、沿岸部では津波の襲来により、さらに被害が拡大した。このため、上水道が長期にわたり供給停止となり、県民の生活に大きなダメージを与えた。

・南海トラフ地震の揺れにより、松茂町にある終末処理場は液状化と地盤沈下による大きな被害を受け、さらに津波に襲われ設備等が浸水し、長期の機能停止に陥った。また、下水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり、旧吉野川流域下水道は長期の機能不全に陥った。

#### 4-5 陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止

・南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により交通網が断絶した。また、南海トラフ地震による揺れは広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼした。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立した。海上交通も、揺れや液状化、津波の襲来により港湾施設が長期使用不能となり、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化した。また、空路も同様に、滑走路の使用が出来ない状況が発生した。

・地震の揺れにより、沿線や沿道の建物が倒壊し人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難においても支障となり、さらに、車が道路に放置されたことから交通麻痺が発生した。特に、木造住宅が密集する地域では道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生した。

・南海トラフ地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊した。また、巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れた。

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

・南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、県内企業の生産力が大きく低下した。

#### 5-2 コンビナート・重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

・南海トラフ地震による揺れにより、コンビナートが設置されている埋め立て地が液状化と地盤沈下を起こすことでタンクが破損し、漏れた石油に引火して爆発した。化学消火ができる消防車は地震の影響で現場に急行できず延焼が広がり、火力発電所も焼失した。

・南海トラフ地震による津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれていった。また、臨海部では、液状化、地盤沈下で動けなくなった自動車が津波を被ったためショートし、海面を流れる燃料に引火して、あらゆる場所で火災が発生した。

・大規模な地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊した。その後に発生する津波により、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生した。さらに、当該有害化学物質による農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じた。

5-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

・南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力供給や通信インフラが途絶え、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し・入金・送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期にわたり停止された。

5-4 食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響

・南海トラフ地震発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止した。また、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。さらには、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに塩害により農業生産ができない事態が発生した。

5-5 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

・南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破断し、沿岸部では津波の襲来により、さらに被害が拡大した。このため、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。

5-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

・南海トラフ地震や台風、集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃した。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じたところに大雨が降ったことにより大崩壊が発生し、甚大な人的・物的被害が発生した。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕した。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

・南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化した。さらに、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。

6-2 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

・南海トラフ地震・津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等

が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧が大幅に遅れた。

6-3 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態

・南海トラフ地震で津波被害に遭った地域は、余震等により津波が再襲来する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。これら長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れた。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

・南海トラフ地震・津波により、沿岸域を中心に地域社会の結びつきを維持し、また地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じた。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

・南海トラフ地震の発生に伴う揺れや津波により住宅が著しく損壊し、応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足した。また、事前に選定していた民有地の所有者等の特定に多大な時間を要し、応急仮設住宅等の建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れた。

6-6 速やかな復興に資する事業継続対策等の準備不足による地域経済への甚大な影響

・南海トラフ地震が発生し、県内の多くの企業が被災した。また、壊滅的な被害を免れた企業においても業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れた。

## 別紙2 脆弱性評価

### 1 【命の72時間への対応】

大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1) 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

#### 【プログラム】

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。また、老朽化した住宅・建築物は、地震時の倒壊による人命への影響や道路閉塞の危険性が高く、空き家のように放置されて適切に管理されていない場合には、放火による火災リスクも大きいことから、早急に所有者を特定して、除却などの必要な措置を求める必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。
- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

<p>○ 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合の備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。</p>
<p>1-2) 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>【プログラム】</p> <p>○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。</p> <p>○ 大規模火災時の空中消火に備え、空中消火訓練が必要である。</p> <p>○ 住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。また、老朽化した住宅・建築物は、地震時の倒壊による人命への影響や道路閉塞の危険性が高く、空き家のように放置されて適切に管理されていない場合には、放火による火災リスクも大きいことから、早急に所有者を特定して、除却などの必要な措置を求める必要がある。</p> <p>○ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。</p> <p>○ 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合の備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。</p> <p>○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。</p> <p>○ 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。</p> <p>○ 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。</p> <p>○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。</p> <p>○ 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。</p> <p>○ 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携によ</p>

る地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

【重要業績指標：R7時点】

- ・ 社会福祉施設の耐震化率：95.6%
- ・ 自主防災組織の組織率：96%
- ・ 防災士登録者数（累計）：7,700人
- ・ 防災出前講座受講者数：2万人／年
- ・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%
- ・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km
- ・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%
- ・ 南海トラフ地震臨時情報に関する啓発活動の実施：1回以上／年
- ・ 徳島県公式LINEアカウントの登録者数（累計）：13万人
- ・ 警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年

1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

【プログラム】

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。また、老朽化した住宅・建築物は、地震時の倒壊による人命への影響や道路閉塞の危険性が高く、空き家のように放置されて適切に管理されていない場合には、放火による火災リスクも大きいことから、早急に所有者を特定して、除却などの必要な措置を求める必要がある。
- 津波に対する避難路や避難場所については、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路の法面を活用した避難路・避難場所、津波避難タワーの整備をすすめることにより、津波避難困難地の解消に向け取り組む必要がある。
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。
- 県南地域では、南海トラフ巨大地震の津波により、唯一の幹線道路である国道55号が分断され、地域の孤立化が危惧されることから、津波回避バイパスとなる国道55号牟岐バイパス、海部野根道路等の整備を進める必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する必要がある。
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合の備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等

の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。

- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。
- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図る必要がある。
- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、津波情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 津波からの即避難率100%を目指し県民の意識啓発を促進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を促進する必要がある。
- 徳島県漁業用牟岐無線局を中心とする「海上防災通信ネットワーク」、また、「津波高さ別の避難海域」や「港から避難海域までの距離」などを記載した「海上避難ガイドマップ」を活用し、今後、漁業者など船舶利用者との連携により、海上避難訓練等に取り組む必要がある。
- 「災害時要配慮者対策」を効果的に進めるため、各市町村において作成している「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組みを実施し、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。
- 県内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。

**【重要業績指標：R7時点】**

- ・ 自主防災組織の組織率：96%
- ・ 防災士登録者数（累計）：7,700人
- ・ 防災出前講座受講者数：2万人／年
- ・ 南海トラフ地震臨時情報に関する啓発活動の実施：1回以上／年
- ・ 徳島県公式LINEアカウントの登録者数（累計）：13万人
- ・ J-ALERTを活用した地域住民の津波避難訓練を実施：1回／年
- ・ 「海上避難ガイドマップ」を活用し、漁業者など船舶利用者との海上避難訓練等を実施（累計）：25回
- ・ 市町村における個別避難計画策定促進に向けた研修会の実施：1回／年
- ・ 津波避難困難者数：494人
- ・ 都市公園における防災機能強化着手率：93%

- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%
- ・ 警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年

1－4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する防災機能の長期的低下

【プログラム】

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する必要がある。
- 関係市町において、浸水（洪水、内水、高潮等）ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨での教訓を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の激甚化・頻発化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。
- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 橋梁やトンネルなどインフラ施設については、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など計画を戦略的に実行していく必要がある。

【重要業績指標：R7時点】

- ・ 自主防災組織の組織率：96%
- ・ 防災士登録者数（累計）：7,700人
- ・ 防災出前講座受講者数：2万人／年
- ・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%
- ・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km
- ・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%
- ・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%
- ・ 農業用ため池における老朽化対策の着手施設数（累計）：93箇所

1－5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大

## 雪等による多数の死傷者の発生

### 【プログラム】

- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また、要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。
- 土砂災害防止対策の住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い、緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。
- 地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。

### 【重要業績指標：R7時点】

- ・ 自主防災組織の組織率：96%
- ・ 防災士登録者数（累計）：7,700人
- ・ 防災出前講座受講者数：2万人／年
- ・ 警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年
- ・ 砂防関係施設の整備による要配慮者利用施設および避難所の保全施設数（累計）：346箇所
- ・ 土砂災害発生のおそれのある新規箇所の基礎調査実施割合：20%
- ・ 治山関係施設等の整備による人家保全戸数（累計）：2,794戸
- ・ 森林経営計画認定面積（累計）：62.5千ha

- ・森林境界明確化面積実施率：57.0%
- ・間伐等森林整備面積（累計）：33千ha
- ・県産材の生産量：51万m<sup>3</sup>
- ・山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施箇所数：180箇所／年
- ・山地防災ヘルパーの認定者数：200人／年

## 2 【助かった命をつなぐ対策】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 【プログラム】

- 高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための訓練を実施する必要がある。
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。
- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。

### 2-2) 道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### 【プログラム】

- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの運航体制を強化するとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路や緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、高規格道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。
- 県南地域では、南海トラフ巨大地震の津波により、唯一の幹線道路である国道55号が分断され、地域の孤立化が危惧されることから、津波回避バイパスとなる国道55号牟岐バイパス、海部野根道路等の整備を進める必要がある。
- 海部郡北部では耐震強化岸壁が整備されておらず、空白地帯を解消するため、日和佐港（恵比須浜）において岸壁耐震化を進める必要がある。

【重要業績指標：R7時点】

- ・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%
- ・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km
- ・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km
- ・ 都市公園における防災機能強化着手率：93%
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%
- ・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%
- ・ ZEV普及台数：4,757台
- ・ 社会福祉6団体との「災害福祉ネットワーク会議」の実施：1回／年
- ・ 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る訓練・研修の実施：1回／年
- ・ 設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率：75.0%

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

【プログラム】

- 警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての防災機能を強化する必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油手段の確保を図る必要がある。</li> <li>○ 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。</li> <li>○ 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</li> <li>○ 警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応（身元確認等）体制が構築されつつあるが、訓練等により強化を図っていく必要がある。</li> </ul>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の組織率：96%</li> <li>・ 都市公園における防災機能強化着手率：93%</li> <li>・ 多数遺体の検視・検案・身元確認等について、関係機関との合同訓練の実施：1回／年</li> </ul>

<p>2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱</p>
<p><b>【プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰宅困難者を発生させないよう、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。</li> <li>○ 官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。</li> <li>○ 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や、企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進しているところであるが、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%</li> <li>・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%</li> <li>・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km</li> <li>・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km</li> <li>・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%</li> <li>・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%</li> </ul>

<p>2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p><b>【プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必</li> </ul>

要がある。

- エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。
- DMAT指定医療機関においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。
- DMATが活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置・連携することにより、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護等の状況を的確に把握し、他都道府県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援体制を構築しているところであるが、継続的な訓練の実施など連携強化を図る必要がある。
- 発災時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備、設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

## 2-6) 大規模な自然災害と感染症等の同時発生

### 【プログラム】

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。
- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を設置し感染予防対策支援を行うこととしているが、より実行性の高い活動を行うため、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により、対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 新型コロナウイルスのような治療方法や予防方法の確立していない感染症が発生し

<p>ている状況で、避難所でのクラスターによる爆発的な感染拡大を防ぐため、通常の災害発生時よりも多くの避難所の確保等に取り組む必要がある。</p>
<p>2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生</p>
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各市町村における福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</li> <li>○ 市町村において「避難所における良好な生活環境の確保」を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。</li> <li>○ 大規模災害発生時、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対し中長期にわたり専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。</li> <li>○ 市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性についてさらに周知し、災害対応力を向上させる必要がある。</li> <li>○ 避難所における劣悪なトイレ環境を改善し災害関連死を防ぐため、災害時快適トイレ計画及びトイレ計画アクションプランに基づく施策を推進する必要がある。</li> <li>○ 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。</li> <li>○ 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する必要がある。</li> </ul>
<p>【重要業績指標：R7時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31% <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%</li> <li>・緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km</li> <li>・無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km</li> <li>・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%</li> <li>・県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%</li> </ul> </li> <li>・社会福祉6団体との「災害福祉ネットワーク会議」の実施：1回／年</li> <li>・DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備数：33チーム</li> <li>・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の資質向上に向けた研修の実施：2回／年</li> <li>・DWAT（災害派遣福祉チーム）の養成研修の実施：1回／年</li> <li>・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成研修の実施：2回／年</li> <li>・JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）のリーダー数（累計）：39人</li> <li>・災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る訓練・研修の実施：1回／年</li> <li>・災害支援ナースの登録者数（累計）：120人</li> <li>・備蓄医薬品（初動期用・慢性疾患用）の維持：1万人分</li> <li>・災害時保健活動研修会の実施：1回／年</li> <li>・避難所となる県立学校体育館の空調設備の設置校数（累計）：44校（R8）</li> <li>・ペットの同行避難が可能な避難所を公表する市町村（累計）：11市町村</li> </ul>

- ・ペットに関する相談窓口を設置する市町村（累計）：13市町村
- ・発達障がい者支援のため災害研修会の実施：3回／年
- ・災害関連死の認定について、市町村向け研修会の実施：1回／年
- ・設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率：75.0%

### 3 【初動対応力の強化】

防災対策に必要な不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。</li> <li>○ 安全な留置施設への護送体制の構築を図るとともに、関係機関との相互連絡体制の確保を図る必要がある。</li> <li>○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。</li> </ul>
3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。</li> <li>○ 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。</li> <li>○ エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。</li> <li>○ 本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システム基盤を本庁舎とデータセンターの両方に設置し、双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する必要がある。</li> <li>○ 市町村役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。</li> <li>○ 行政機関のBCPの策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。また、本庁舎が被災した場合にも災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る必要がある。</li> </ul>

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下して、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。

【重要業績指標：R7時点】

- ・ 設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率：75.0%
- ・ 災害マネジメント支援員（累計）：480人
- ・ 県との連携による「災害対策本部設置・DX活用運営訓練」の実施市町村数（累計）：24市町村（R10）

4 【社会インフラの早期復旧】

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNSなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【プログラム】

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、更なる取り組みが必要である。
- 災害時情報共有システムにより収集された各種防災情報をGIS上で可視化し、県民に「総合地図提供システム」、「安心とくしまHP」や「Lアラート」で情報提供をするシステムの安定的な運用と情報発信手段の多様化を図る必要がある。
- 緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報板の整備、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 「災害時要配慮者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。
- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る必要がある。
- 臨時情報が発表されたことによる犯罪や混乱等の防止に努める必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時情報（南海トラフ地震臨時情報）への認知度が低く、また、発表頻度が高くないことが想定されるため、臨時情報の周知を継続的に行う必要がある。</li> <li>○ 臨時情報が発表された場合に、市町村や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。</li> </ul>
<p>4-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の広域的かつ長期にわたる機能停止による停電</p>
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。</li> <li>○ エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。</li> <li>○ 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進及び、当該車両を保有する自治体・民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。</li> <li>○ 発電施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。</li> <li>○ 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討も含め市町村の事前復興の取組みを支援する必要がある。</li> </ul>
<p>【重要業績指標：R7時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設の耐震化率：95.6%</li> <li>・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%</li> <li>・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%</li> <li>・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km</li> <li>・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km</li> <li>・ 予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%</li> <li>・ 徳島県公式LINEアカウントの登録者数（累計）：13万人</li> <li>・ J-ALERTを活用した地域住民の津波避難訓練を実施：1回／年</li> <li>・ 市町村における個別避難計画策定促進に向けた研修会の実施：1回／年</li> <li>・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%</li> <li>・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%</li> <li>・ ZEV普及台数：4,757台</li> <li>・ 設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率：75.0%</li> <li>・ 県公式SNSアカウントの登録者数（累計）：70万人（R10）</li> <li>・ 川口ダム老朽化施設（洪水吐ゲート巻上機）の更新率：15%</li> </ul>
<p>4-3) 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能停止</p>
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商</li> </ul>

<p>業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。</p>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%</li> <li>・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%</li> <li>・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km</li> <li>・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km</li> <li>・ 予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%</li> <li>・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%</li> <li>・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%</li> <li>・ ZEV普及台数：4,757台</li> <li>・ 設置可能な県有施設への太陽光発電設備設置率：75.0%</li> </ul>

<p>4-4) 長期にわたる断水、下水道施設の機能停止</p>
<p><b>【プログラム】</b></p> <p>○ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備については、人口減少や核家族化に伴う都市の空洞化により非効率で高コスト構造となり、また、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい上、補助率も低い状況である。このため、スケールメリットを活かし効率的・効果的な事業運営を図るため、市町村の圏域を越えた水道事業の広域連携や広域化を促進するとともに、国へ補助採択基準の緩和や、補助率の向上を提言する必要がある。</p> <p>○ 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。</p> <p>○ 再利用水（中間水）の活用の促進については、さらにその有効性の啓発に努める必要がある。</p> <p>○ 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。</p> <p>○ 重要な下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。さらに、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。</p> <p>○ 農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。</p>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良施設における耐震化着手施設数（累計）：17施設</li> </ul>

<p>4-5) 陸海空の交通インフラの長期にわたる機能停止</p>
<p><b>【プログラム】</b></p>

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高規格道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高規格道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに重要港湾BCPの実効性を高め、多発同時被災による港湾施設の能力低下、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有できる体制づくりを図る必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討も含め市町村の事前復興の取組みを支援する必要がある。

**【重要業績指標：R7時点】**

- ・ 緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率：31%
- ・ 緊急輸送道路等を補完する道路の改良率：27%
- ・ 緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計）：36km
- ・ 無電柱化事業による管路完成延長（累計）：12.9km
- ・ 予防保全型インフラメンテナスの実現に向けた老朽化対策の実施率（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%
- ・ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率：62%
- ・ 警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年
- ・ 県管理河川（重点対策河川）の整備率：74%

**5 【持続可能な地域経済】**

経済活動を機能不全に陥らせない

**5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下**

**【プログラム】**

- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものであり、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。

○ 大規模災害時の円滑な企業間支援を図る必要がある。
5-2) コンテナ・重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
<p>【プログラム】</p> <p>○ 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携した「放置艇対策推進会議」により、放置艇対策の検討を進め、漁業関係者とも連携しながら、水域の適正な利用を促進する必要がある。また、沈船の撤去を進める必要がある。</p> <p>○ 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。</p> <p>○ 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。</p> <p>○ 県は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。</p>
5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
<p>【プログラム】</p> <p>○ 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。また、BCPの実効性を向上させるための対策を継続的に実施する必要がある。</p> <p>○ 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。</p> <p>○ 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談にWeb上で24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する必要がある。</p>
5-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響
<p>【プログラム】</p> <p>○ 巨大地震による津波災害からの速やかな被災農地の復旧と営農再開に向け、策定した農業版BCPの実効性を高める必要がある。</p> <p>○ 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。</p>
<p>【重要業績指標：R7時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP認定企業数（累計）：34企業</li> <li>・大規模災害時における資金の安定供給訓練の参加金融機関数（累計）：9団体</li> <li>・化学物質や毒物・劇物を保有する事業所への指導件数：150件／年</li> <li>・土地改良施設における耐震化着手施設数（累計）：17施設</li> </ul>
5-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
<p>【プログラム】</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「企業局BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。</li> <li>○ 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用ため池における老朽化対策の着手施設数（累計）：93箇所</li> <li>・ 土地改良施設における耐震化着手施設数（累計）：17施設</li> <li>・ 工業用水道の第2次管路更新計画（送水管）に基づく整備率：20%</li> </ul>

<p>5-6) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下</p>
<p><b>【プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、「徳島県豊かな森林を守る条例」や「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。</li> <li>○ 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、災害に強い健全な森林育成のため、県産材の利用を促進する必要がある。</li> </ul>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林経営計画認定面積（累計）：62.5千ha</li> <li>・ 森林境界明確化面積実施率：57.0%</li> <li>・ 間伐等森林整備面積（累計）：33千ha</li> <li>・ 県産材の生産量：51万m<sup>3</sup></li> <li>・ 山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロールの実施箇所数：180箇所／年</li> <li>・ 山地防災ヘルパーの認定者数：200人／年</li> <li>・ 保安林指定面積（民有林）（累計）：99,500ha</li> <li>・ 「とくしま県版保安林」指定面積（累計）：750ha</li> </ul>

6 【創造的復興の推進】

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<p>6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><b>【プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。</li> <li>○ 県及び市町村の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。</li> <li>○ 既存の処理施設（焼却施設、破碎機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を</li> </ul>

<p>要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。</p> <p>○ 市町村においては、南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。</p>
<p>6-2) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>
<p>【プログラム】</p> <p>○ 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進める必要がある。</p> <p>○ 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。</p> <p>○ 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。</p> <p>○ 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興の取組みを支援する必要がある。</p> <p>○ 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。</p> <p>○ 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。</p> <p>○ 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての市町村への啓発を継続するとともに、市町村が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。</p>
<p>6-3) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態</p>
<p>【プログラム】</p> <p>○ 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。</p> <p>○ 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを検討する必要がある。</p> <p>○ 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。</p>

<p>6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「文化財災害対応マニュアル」により、市町村・所有者等に対し文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。</li> <li>○ 文化財の喪失を防ぐためには、平時から県民の文化財保護意識を醸成する必要がある。</li> <li>○ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。</li> <li>○ 博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。</li> <li>○ 定住人口の著しい減少によって地域の活力が低下し、万一の場合、復興できなくなることがあり得るが、それによって生活文化・民族文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
<p>【重要業績指標：R7時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の組織率：96%</li> <li>・ 防災士登録者数（累計）：7,700人</li> <li>・ 警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年</li> <li>・ 災害廃棄物発生量に対する県全体の仮置場候補地の充足率：94%</li> <li>・ 県内の災害廃棄物処理体制を強化するため関係機関・団体との訓練を実施（累計）：7回</li> <li>・ 災害廃棄物等の輸送手段を確保するため広域連携に関する訓練等を実施（累計）：2回</li> <li>・ 「事前復興計画」策定に着手した市町村数（累計）：4市町村</li> <li>・ 地籍調査進捗率：46%</li> <li>・ 被災者支援制度の市町村説明会の開催：1回／年</li> <li>・ 住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数（累計）：800人</li> <li>・ 民間支援団体等との連携による災害ケースマネジメントの実施体制の構築に着手した市町村数（累計）：4市町村</li> <li>・ 災害ケースマネジメントが実施できる体制を構築するための人材育成研修の受講者数：50人／年</li> <li>・ 災害ボランティアセンターの運営訓練を支援：3回／年</li> </ul>
<p>6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>【プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。</li> <li>○ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手</li> </ul>

順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、発災時に地方公共団体に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、県・市町村職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

**【重要業績指標：R7時点】**

- ・「事前復興計画」策定に着手した市町村数（累計）：4市町村
- ・地籍調査進捗率：46%
- ・被災者支援制度の市町村説明会の開催：1回／年
- ・住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数（累計）：800人

6-6) 速やかな復興に資する事業継続対策等の準備不足による地域経済への甚大な影響

**【プログラム】**

- 大規模災害の発生による被災状況を、国や他の都道府県へ情報発信し、応急対策期からの受援体制を構築するとともに、復旧・復興期に至るまで、切れ目なく広域支援を受け入れる体制づくりが必要である。
- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、県・市町村の対応力向上を図る必要がある。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図っておく必要がある。また、被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施や「事前復興」等をテーマとした動画の制作・配信による県民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる必要がある。

<p>○ 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。</p> <p>○ 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。</p>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP認定企業数（累計）：34企業</li> <li>・被災者支援制度の市町村説明会の開催：1回／年</li> <li>・企業局の関係機関・団体との協定に基づく訓練の実施：10回／年</li> </ul>

横断的施策分野

<p>リスクコミュニケーション分野</p> <p><b>【プログラム】</b></p> <p>○ 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。</p> <p>○ 発達段階に応じた防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。</p> <p>○ リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。</p>
<p><b>【重要業績指標：R7時点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災出前講座受講者数：2万人／年</li> <li>・J-ALERTを活用した地域住民の津波避難訓練を実施：1回／年</li> <li>・「海上避難ガイドマップ」を活用し、漁業者など船舶利用者との海上避難訓練等を実施（累計）：25回</li> <li>・警察組織において関係機関等との広域的な連携を図るため、訓練・講習会等の実施：100回／年</li> <li>・社会福祉6団体との「災害福祉ネットワーク会議」の実施：1回／年</li> <li>・多数遺体の検視・検案・身元確認等について、関係機関との合同訓練の実施：1回／年</li> <li>・災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る訓練・研修の実施：1回／年</li> <li>・県との連携による「災害対策本部設置・DX活用運営訓練」の実施市町村数（累計）：24市町村（R10）</li> <li>・大規模災害時における資金の安定供給訓練の参加金融機関数（累計）：9団体</li> <li>・県内の災害廃棄物処理体制を強化するため関係機関・団体との訓練を実施（累計）：7回</li> <li>・災害廃棄物等の輸送手段を確保するため広域連携に関する訓練等を実施（累計）：2回</li> <li>・災害ボランティアセンターの運営訓練を支援：3回／年</li> <li>・企業局の関係機関・団体との協定に基づく訓練の実施：10回／年</li> </ul>

<p>人材育成分野</p>
---------------

**【プログラム】**

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、DMAT等の計画的養成をはじめ、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成が必要である。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。

**【重要業績指標：R7時点】**

- ・ 自主防災組織の組織率：96%
- ・ 防災士登録者数（累計）：7,700人
- ・ 山地防災ヘルパーの認定者数：200人／年
- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備数：33チーム
- ・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）の資質向上に向けた研修の実施：2回／年
- ・ DWAT（災害派遣福祉チーム）の養成研修の実施：1回／年
- ・ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成研修の実施：2回／年
- ・ JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）のリーダー数（累計）：39人
- ・ 災害支援ナースの登録者数（累計）：120人
- ・ 災害マネジメント支援員（累計）：480人
- ・ 県内の災害廃棄物処理体制を強化するため関係機関・団体との訓練を実施（累計）：7回
- ・ 住家被害認定業務に係る調査員名簿登録者数（累計）：800人
- ・ 災害ケースマネジメントが実施できる体制を構築するための人材育成研修の受講者数：50人／年
- ・ 災害ボランティアセンターの運営訓練を支援：3回／年

**官民連携分野**

**【プログラム】**

- 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。

**【重要業績指標：R7時点】**

- ・ 企業局の関係機関・団体との協定に基づく訓練の実施：10回／年

## 長寿命化対策分野

### 【プログラム】

- 橋梁やトンネルなどインフラ施設については、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など計画を戦略的に実行していく必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。

### 【重要業績指標：R7時点】

- ・ 予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率  
（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、県営住宅）：95%
- ・ 農業用ため池における老朽化対策の着手施設数（累計）：93箇所
- ・ 川口ダム老朽化施設（洪水吐ゲート巻上機）の更新率：15%
- ・ 工業用水道の第2次管路更新計画（送水管）に基づく整備率：20%

## 研究開発分野

### 【プログラム】

- 各防災機関等の自律的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組みを実施する必要がある。



番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
12	道路	緊急地方道路整備事業	徳島鴨島線	徳島町城内～ 上助任工区	1.0 km	R5～	710				1-1)2)4) 2-1)2)4)5)6)7)	1-1)2)4-1)2)3)5)	道路整備課
13	公園	都市公園等事業	鳴門総合運動 公園他	撫養町立岩地	14 設備	-	-	86%	都市公園における 防災機能強化着手 率	広域防災拠点とな る公園設備の防災 機能強化	5設備 9設備	4-2)3)5) 1-1)4)	都市計画課
14	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	樺泊漁港海岸	樺泊地区	1 箇所	-	-	60%	海岸・河川堤防等 の地震・津波対策 の着手率	海岸・河川堤防等 の地震・津波対策 の実施数(累計)	21	1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
15	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	樺泊漁港海岸	樺川地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
16	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	由岐漁港海岸	由宇地区	1 箇所	-	-	70%	海岸・河川堤防等 の地震・津波対策 の着手率	海岸・河川堤防等 の地震・津波対策 の実施数(累計)	30	1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
17	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	由岐漁港海岸	木岐地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
18	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	牟岐漁港海岸	楠ノ浦地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
19	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	牟岐漁港海岸	古牟岐地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
20	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	鞆奥漁港海岸	鞆奥地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
21	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	鞆奥漁港海岸	鞆地区	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-5)	生産基盤課
22	海岸	農地海岸保全施設整備 事業	那賀川左岸	那賀川左岸	166 m	-	-					1-3)4)5-4)	生産基盤課
23	海岸	農地海岸保全施設整備 事業	竹ヶ島	竹ヶ島	1 箇所	-	-					1-3)4)5-4)	生産基盤課
24	河川	地震・高潮対策河川事 業	撫養川	撫養川	1 箇所	R3～R11	1,560					1-3)2-2)5-6)	河川整備課
25	河川	地震・高潮対策河川事 業	勝浦川	勝浦川	1 箇所	R3～R11	1,160					1-3)2-2)5-6)	河川整備課
26	河川	地震・高潮対策河川事 業	福井川	福井川	1 箇所	R3～R11	1,560					1-3)2-2)5-6)	河川整備課
27	河川	地震・高潮対策河川事 業	日和佐川	日和佐川	1 箇所	R2～R11	1,000					1-3)2-2)5-6)	河川整備課
28	河川	地震・高潮対策河川事 業	紀伊水道西地 区	紀伊水道西地 区	1 箇所	R2～R11	3,560					1-3)2-2)5-6)	河川整備課
29	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	徳島小松島港 海岸	徳島小松島港 海岸	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-6)	港湾政策課
30	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	徳島小松島港 海岸	徳島小松島港 海岸	1 箇所	-	-					1-3)2-2)5-6)	港湾政策課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
31	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	徳島小松島港 海岸	和田島地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
32	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	中島海岸	中島地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
33	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	橘港海岸	橘西地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
34	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	橘港海岸	橘東地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
35	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	橘港海岸	鶴地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
36	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	日和佐港海岸	戎地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
37	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	日和佐港海岸	弁財天地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
38	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	浅川港海岸	浅川地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
39	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	浅川港海岸	粟ノ浦地区	1箇所	-	-					1-3) 2-2) 5-6)	港湾政策課
40	堰堤改 良	堰堤改良事業	福井ダム		1箇所	-	-	県管理ダムの設備 改良や老朽化対策 の推進	県管理ダムの設備 改良や老朽化対策 の推進	県管理ダムの施設 改良	県管理ダムの施設 改良	1-4) 2-2) 4-2)	河川政策課
41	堰堤改 良	堰堤改良事業	宮内川ダム		1箇所	-	-	推進	推進	工事施工中	(R4) 2設備	1-4) 2-2) 4-2)	河川政策課
42	堰堤改 良	堰堤改良事業	正木ダム		1箇所	-	-	推進	推進			1-4) 2-2) 4-2)	河川政策課
43	河川	広域河川改修事業	飯尾川		1箇所	R4~R11	1,180	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進	1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
44	河川	広域河川改修事業	團瀬川		1箇所	R4~R11	2,300	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進	県管理河川(重点 対策河川)の整備 の推進			1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
45	河川	総合流域防災事業	福井川	山下橋~羽広 橋	1箇所	R6~R15	1,880	70%	80%	72%	85%	1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
46	河川	広域河川改修事業	那賀川		1箇所	R4~R11	4,250					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
47	河川	広域河川改修事業	西大堀川		1箇所	R4~R11	2,200					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
48	河川	広域河川改修事業	多々羅川		1箇所	R4~R11	1,360					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
49	河川	広域河川改修事業	勝浦川		1箇所	R4~R11	1,980					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
50	河川	総合流域防災事業	善蔵川	西の沢川合流 点~上中須1 号橋	1箇所	R3~R11	700					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
51	河川	広域河川改修事業	岡川		1箇所	R4~R11	1,250					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
52	河川	広域河川改修事業	桑野川		1箇所	R4~R11	1,130					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
53	河川	総合流域防災事業	立江川	白鷺橋~前橋	1箇所	R1~R9	1,200					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
54	河川	総合流域防災事業	政所谷川	田野川台流点 ~政所谷川2 号線	1箇所	R8~R17	1,000					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
55	河川	総合流域防災事業	苅屋川	苅屋川橋~大 橋	1箇所	R8~R12	730					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
56	河川	総合流域防災事業	宍喰川	尾崎地区	1箇所	R8~R12	500					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
57	河川	総合流域防災事業	三谷川		1箇所	R8~R9	60					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
58	河川	広域河川改修事業	那賀川	阿井・十八女 地区	1箇所	R3~R15	2,500					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
59	河川	総合流域防災事業	吉野川圏域		1箇所	R4~R11	17,700					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
60	河川	総合流域防災事業	那賀川圏域		1箇所	R4~R11	5,440					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
61	河川	総合流域防災事業	海部圏域		1箇所	R4~R11	6,290					1-4) 2-2) 6-5)	河川整備課
62	河川	河川管理施設長寿命化 事業	新堀川	排水機場	1箇所	-	-	予防保全型インフラ メンテナンスの実現 に向けた老朽化対 策の実施率 92%	予防保全型インフラ メンテナンスの実現 に向けた老朽化対 策の実施率 92%	老朽化対策に着手 した排水機場	老朽化対策に着手 した排水機場	1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
63	河川	河川管理施設長寿命化 事業	豊ノ本川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
64	河川	河川管理施設長寿命化 事業	芝生川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
65	河川	河川管理施設長寿命化 事業	打樋川(徳島)	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
66	河川	河川管理施設長寿命化 事業	太田川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
67	河川	河川管理施設長寿命化 事業	苅屋川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
68	河川	河川管理施設長寿命化 事業	打樋川(阿南)	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
69	河川	河川管理施設長寿命化 事業	牟岐川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
70	河川	河川管理施設長寿命化 事業	奥湯川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
71	河川	河川管理施設長寿命化 事業	蛭地川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
72	河川	河川管理施設長寿命化 事業	冷田川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
73	河川	河川管理施設長寿命化 事業	多々羅川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
74	河川	河川管理施設長寿命化 事業	新町川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
75	河川	河川管理施設長寿命化 事業	田野川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
76	河川	河川管理施設長寿命化 事業	立江川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
77	河川	河川管理施設長寿命化 事業	新池川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
78	河川	河川管理施設長寿命化 事業	大谷川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
79	河川	河川管理施設長寿命化 事業	岩谷川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
80	河川	河川管理施設長寿命化 事業	出島川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
81	河川	河川管理施設長寿命化 事業	善蔵川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
82	河川	河川管理施設長寿命化 事業	穴喰川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
83	河川	河川管理施設長寿命化 事業	長泉寺谷川	長泉寺川樋門	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
84	河川	河川管理施設長寿命化 事業	海部川	排水機場	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
85	河川	河川管理施設長寿命化 事業	飯尾川	第二樋門	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
86	河川	河川管理施設長寿命化 事業	飯尾川	角ノ瀬堰	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
87	河川	河川管理施設長寿命化 事業	鶯ヶ谷川	下原樋門	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
88	河川	河川管理施設長寿命化 事業	鶴川	鶴川樋門	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
89	港湾	港湾補修	徳島小松島港	赤石地区(臨 港道路)	133 m	-	-	岸壁耐震化をはじめ めとする港湾施設 の機能強化 推進	岸壁耐震化をはじめ めとする港湾施設 の機能強化 推進			2-2)	港湾政策課
90	港湾	港湾補修	徳島小松島港	沖洲外地区 (中央道)	110 m	-	-					2-2)	港湾政策課
91	港湾	港湾補修	徳島小松島港	沖洲外地区 (区画道路)	180 m	-	-					2-2)	港湾政策課
92	港湾	港湾補修	徳島小松島港	万代地区(臨 港道路)	500 m	-	-					2-2)	港湾政策課
93	港湾	港湾補修	橋港	大湍地区(臨 港道路)	105 m	-	-					2-2)	港湾政策課
94	港湾	港湾補修	浅川港	浅川港	178 m	-	-					2-2)	港湾政策課
95	道路	緊急地方道路整備事業	道路施設老朽 化対策	道路施設老朽 化対策	585 施設	-	-	予防保全型インフラ メンテナンスの実現 に向けた老朽化対 策の実施率 92%	予防保全型インフラ メンテナンスの実現 に向けた老朽化対 策の実施率 100%	老朽化対策に着手 した道路施設数 342施設	老朽化対策に着手 した道路施設数 595施設	1-1)2) 4) 4-1)2) 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
96	公園	都市公園安全・安心対策事業	鳴門総合運動公園他	撫養町立岩他	6 公園	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 100%	老朽化対策に着手した施設数 17施設	老朽化対策に着手した施設数 44施設	1-3) 2-1)3) 5-4)	都市計画課
97	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	粟田漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 8	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
98	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	瀬戸漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
99	漁港	水産物供給基盤機能保全事業・漁港海岸保全施設整備事業	土佐泊漁港		2 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
100	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	長原漁港		2 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
101	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	今津漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
102	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	樫泊漁港		2 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
103	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	伊島漁港		2 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
104	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	由岐漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
105	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	牟岐漁港		2 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
106	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	鞆奥漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
107	漁港	水産物供給基盤機能保全事業	宋喰漁港		1 箇所	-	-	老朽化対策に着手した施設数(累計) 12	老朽化対策に着手した施設数(累計) 16	老朽化対策に着手した施設数	老朽化対策に着手した施設数	1-4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
108	港湾	港湾補修	亀浦港	亀浦地区 (D=5.8m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
109	港湾	港湾補修	栗津港	里浦地区 (D=5.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
110	港湾	港湾補修	粟津港	松茂地区 (D=5.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
111	港湾	港湾補修	栗津港	松茂地区 (D=7.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
112	港湾	港湾補修	徳島小松島港	沖洲地区 (D=4.0m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
113	港湾	港湾補修	徳島小松島港	沖洲地区 (D=5.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
114	港湾	港湾補修	徳島小松島港	末広地区 (D=5.0m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
115	港湾	港湾補修	徳島小松島港	津田地区 (D=5.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課
116	港湾	港湾補修	徳島小松島港	津田地区 (D=1.5m)	1 箇所	-	-	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	予防保全型インフラメンテナンスの実現に向けた老朽化対策の実施率 92%	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 0箇所	港湾施設の機能回復や延命化を図った箇所数 23箇所	1-1)2) 2-1)2)4) 5) 4-2)3) 5)	港湾政策課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
117	港湾	港湾補修	徳島小松島港	元根井地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
118	港湾	港湾補修	橘港	中浦地区 (D=4.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
119	港湾	港湾補修	橘港	西浜地区 (D=4.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
120	港湾	港湾補修	橘港	西浜地区 (D=3.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
121	港湾	港湾改修	橘港	西浜地区 (D=5.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
122	港湾	港湾補修	徳島小松島港	津田地区 (D=5.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
123	港湾	港湾補修	徳島小松島港	津田地区 (D=1.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
124	港湾	港湾補修	橘港	中浦地区橘 大橋L=101.5	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
125	港湾	港湾補修	橘港	大湍地区 (D=5.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
126	港湾	港湾補修	橘港	東仲浜地区 (D=3.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
127	港湾	港湾補修	橘港	東仲浜地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
128	港湾	港湾補修	日和佐港	日和佐浦地区 (D=3.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
129	港湾	港湾補修	日和佐港	日和佐浦地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
130	港湾	港湾補修	徳島小松島港	本港地区 (D=9.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
131	港湾	港湾補修	徳島小松島港	万代地区	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
132	港湾	港湾補修	徳島小松島港	西浜地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
133	港湾	港湾補修	徳島小松島港	本港地区 (D=2.4m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
134	港湾	港湾補修	徳島小松島港	沖洲外地区 (D=7.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
135	港湾	港湾補修	徳島小松島港	金磯地区 (D=9.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
136	港湾	港湾補修	今切港	川内地区 (D=4.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
137	港湾	港湾補修	今切港	川内地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
138	港湾	港湾補修	今切港	長原地区 (D=5.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
139	港湾	港湾補修	橘港	答島地区 (D=4.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
140	港湾	港湾補修	徳島小松島港	和田島地区 (D=2.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
141	港湾	港湾補修	橘港	幸野地区航路 (D=11.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
142	港湾	港湾補修	橘港	幸野地区泊地 (D=11.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
143	港湾	港湾補修	富岡港	黒津地区航路 (D=4.0m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
144	港湾	港湾補修	粟津港	里浦地区航路 (D=5.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
145	港湾	港湾補修	粟津港	松茂地区泊地 (D=7.5m)	1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
146	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	折野港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
147	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	撫養港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
148	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	粟津港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
149	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	今切港海岸		1箇所	-	-	60%				1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
150	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	徳島小松島港 海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
151	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	中島港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
152	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	富岡港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
153	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	橘港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
154	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	日和佐港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
155	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	浅川港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
156	海岸	港湾海岸保全施設整備 事業	那佐港海岸		1箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	港湾政策課
157	海岸	漁港海岸保全施設整備 事業	伊島漁港海岸		1箇所	R4~R6	80	事業進捗	R6事業完成			1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	生産基盤課
158	海岸	津波・高潮危機管理対 策緊急事業	讀岐阿波沿岸		1沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
159	海岸	津波・高潮危機管理対 策緊急事業	紀伊水道西沿 岸		1沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
160	海岸	津波・高潮危機管理対 策緊急事業	海部灘沿岸		1沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
161	海岸	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	讀岐阿波沿岸		1沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
162	海岸	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	紀伊水道西沿 岸		1沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
163	海岸	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	海部灘沿岸		1 沿岸	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
164	河川	地震・高潮対策河川事 業	新堀川	樋門	1 箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
165	河川	地震・高潮対策河川事 業	豊ノ本川	樋門	1 箇所	-	-					1-1)2) 2-1)2)4) 4-2)3) 5)	河川整備課
166	砂防	通常砂防事業	前山谷	勝浦郡勝浦町 中角豊田	4 箇所	H31~	-	砂防関係施設の整備による要配慮者利用施設および避難所の保全施設数	砂防関係施設の整備による要配慮者利用施設および避難所の保全施設数	要配慮者利用施設、避難所、避難路及び公共施設の保全数		1-4)5)	砂防防災課
167	砂防	通常砂防事業	鳥ヶ丸谷	鳴門市北灘町 鳥ヶ丸	2 箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
168	砂防	通常砂防事業	汐谷3号谷	阿南市橋町汐 谷山	1 箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
169	砂防	通常砂防事業	池ノ内谷	海部郡美波町 北河内	3 箇所	R2~R8	-	340箇所	361箇所	0箇所	55箇所	1-4)5)	砂防防災課
170	砂防	通常砂防事業	谷口局谷	美馬市木屋平 谷口	2 箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
171	砂防	通常砂防事業	広瀬北谷	美馬郡つるぎ 町貞光長瀬	2 箇所	R2~R9	-					1-4)5)	砂防防災課
172	砂防	通常砂防事業	政友谷	三好市山城町 政友	3 箇所	R2~R10	-					1-4)5)	砂防防災課
173	砂防	通常砂防事業	才毛谷	三好市池田町 イケミナミ	4 箇所	R2~R9	-					1-4)5)	砂防防災課
174	砂防	通常砂防事業	松ノ木谷	那賀郡那賀町 成瀬	3 箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
175	砂防	通常砂防事業	引地谷川	三好郡東みよ し町西庄	1 箇所	R2~R9	-					1-4)5)	砂防防災課
176	砂防	通常砂防事業	小溜谷	阿南市伊島町 瀬戸	4 箇所	R2~R10	-					1-4)5)	砂防防災課
177	砂防	通常砂防事業	ミサゴ谷	那賀郡那賀町 木頭字広瀬	3 箇所	R2~R8	-					1-4)5)	砂防防災課
178	砂防	通常砂防事業	境谷	三好市池田町 佐野	1 箇所	R7~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
179	砂防	通常砂防事業	育谷	三好市山城町 上名	1 箇所	R7~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
180	砂防	通常砂防事業	延野四ノ谷	那賀郡那賀町 延野	1 箇所	R7~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
181	砂防	通常砂防事業	竹ノ内谷	阿南市内原町 竹ノ内口	1 箇所	R7~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
182	砂防	通常砂防事業	松ノ木小谷	那賀郡那賀町 成瀬	2 箇所	R7~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
183	砂防	通常砂防事業	稲荷西谷川	吉野川市川島 町桑村	1 箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
184	砂防	通常砂防事業	延野三ノ谷	那賀郡那賀町 延野	2 箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
185	砂防	通常砂防事業	穴吹谷	美馬市穴吹町 穴吹	2箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
186	砂防	通常砂防事業	火の口谷	美馬郡つるぎ 町半田東久保	2箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
187	砂防	通常砂防事業	ミヨコ谷	三好市池田町 ヤマダ	3箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
188	砂防	地すべり対策事業	籠山	徳島市大原町	1箇所	R6~	-					1-4)5)	砂防防災課
189	砂防	地すべり対策事業	生実	勝浦郡上勝町 生実	1箇所	R5~	-					1-4)5)	砂防防災課
190	砂防	地すべり対策事業	張	吉野川市美郷 張	1箇所	R2~R6	-					1-4)5)	砂防防災課
191	砂防	地すべり対策事業	大内	美馬市穴吹町 口山大内	1箇所	R2~R8	-					1-4)5)	砂防防災課
192	砂防	地すべり対策事業	成戸	美馬市穴吹町 穴吹西成戸	2箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
193	砂防	地すべり対策事業	川瀬	美馬市穴吹町 古宮川瀬	1箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
194	砂防	地すべり対策事業	谷口カゲ	美馬市木屋平 谷口カゲ	1箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
195	砂防	地すべり対策事業	葛城	美馬郡つるぎ 町半田葛城	1箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
196	砂防	地すべり対策事業	猿飼	美馬郡つるぎ 町半田猿飼	1箇所	R2~R10	-					1-4)5)	砂防防災課
197	砂防	地すべり対策事業	西浦	三好市井川町 井内西	6箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
198	砂防	地すべり対策事業	柴川	三好市山城町 柴川	1箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
199	砂防	地すべり対策事業	柴川左岸	三好市山城町 柴川	1箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
200	砂防	地すべり対策事業	脇	三好市山城町 脇	1箇所	R2~R8	-					1-4)5)	砂防防災課
201	砂防	地すべり対策事業	信正	三好市山城町 信正	1箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
202	砂防	地すべり対策事業	仏子	三好市山城町 仏子	1箇所	R2~	-					1-4)5)	砂防防災課
203	砂防	地すべり対策事業	桑内	三好市山城町 光兼	1箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
204	砂防	地すべり対策事業	白川	三好市山城町 白川	1箇所	R2~R9	-					1-4)5)	砂防防災課
205	砂防	地すべり対策事業	山城長谷	三好市山城町 大和川	1箇所	R2~R9	-					1-4)5)	砂防防災課
206	砂防	地すべり対策事業	光兼	三好市山城町 光兼	2箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課
207	砂防	地すべり対策事業	栗山	三好市山城町 栗山	1箇所	H31~	-					1-4)5)	砂防防災課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
208	砂防	地すべり対策事業	久保	三好市東祖谷 久保	1箇所	H31～	-				1-4)5)		砂防災課
209	砂防	地すべり対策事業	九鬼	三好市東祖谷 九鬼	1箇所	R2～R9	-				1-4)5)		砂防災課
210	砂防	地すべり対策事業	有瀬	三好市西祖谷 山村有瀬	3箇所	H31～	-				1-4)5)		砂防災課
211	砂防	地すべり対策事業	冥地	三好市西祖谷 山村冥地	1箇所	R2～R7	-				1-4)5)		砂防災課
212	砂防	地すべり対策事業	中尾	三好市西祖谷 山村中尾	1箇所	H31～	-				1-4)5)		砂防災課
213	砂防	地すべり対策事業	神楽	三好市山城町 中野	2箇所	R4～R11	-				1-4)5)		砂防災課
214	砂防	地すべり対策事業	城山	三好市山城町 黒川	1箇所	R4～R11	-				1-4)5)		砂防災課
215	砂防	地すべり対策事業	明谷	美馬郡つるぎ 町一字	1箇所	R4～R11	-				1-4)5)		砂防災課
216	砂防	地すべり対策事業	国畑	三好市池田町 国畑	1箇所	R6～R10	-				1-4)5)		砂防災課
217	砂防	地すべり対策事業	平下	三好市山城町 上名	2箇所	R7～R11	-				1-4)5)		砂防災課
218	砂防	地すべり対策事業	大川持	三好市山城町 大川持	4箇所	R7～R11	-				1-4)5)		砂防災課
219	砂防	地すべり対策事業	那賀大久保	那賀郡那賀町 大久保	1箇所	R7～R11	-				1-4)5)		砂防災課
220	砂防	地すべり対策事業	長瀬	美馬郡つるぎ 町長瀬	1箇所	R7～R11	-				1-4)5)		砂防災課
221	砂防	地すべり対策事業	長安	那賀郡那賀町 長安	1箇所	R8～R12	-				1-4)5)		砂防災課
222	砂防	地すべり対策事業	西山	三好市池田町 西山	4箇所	R8～R12	-				1-4)5)		砂防災課
223	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	天神前	海部郡牟岐町 川長	2箇所	R2～R6	-				1-4)5)		砂防災課
224	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	川ヨリ西	海部郡海陽町 浅川	3箇所	R2～R6	-				1-4)5)		砂防災課
225	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	山下	海部郡海陽町 鞆浦	2箇所	R2～R6	-				1-4)5)		砂防災課
226	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	宮内	美馬市穴吹町 口山	4箇所	R2～R8	-				1-4)5)		砂防災課
227	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	西山(2)	美馬郡つるぎ 町貞光西山	4箇所	R2～R8	-				1-4)5)		砂防災課
228	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	西崎西	美馬郡つるぎ 町半田中敷	1箇所	R3～R8	-				1-4)5)		砂防災課
229	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	鍛冶屋敷	三好郡東みよ し町西庄	1箇所	R4～R8	-				1-4)5)		砂防災課
230	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	寺前	三好郡東みよ し町屋間	1箇所	R6～R10	-				1-4)5)		砂防災課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
231	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	広谷(1)	海部郡海陽町 四方原	2箇所	R7~R13	-					1-4)5)	砂防防災課
232	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	穴喰(1)	海部郡海陽町 穴喰浦	2箇所	R8~R11	-					1-4)5)	砂防防災課
233	砂防	急傾斜地崩壊対策事業	北田(2)	海部郡海陽町 久保	1箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
234	砂防	急傾斜地崩壊対策事業(砂 防メンテナンス)	竹ヶ島(1)	海部郡海陽町 穴喰浦	2箇所	R8~R12	-					1-4)5)	砂防防災課
235	砂防	総合流域防災事業(砂 防メンテナンス)	北久保谷他	阿波市他	50箇所	-	-					1-4)5)	砂防防災課
236	道路	道路改築事業・緊急地 方道路整備事業	阿南小松島線	立江・榑淵工 区	1.1 km	R1~	4,500	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部道や阿南 安芸自動車道の整 備と合わせたアケ 久道路の整備	徳島南部道や阿南 安芸自動車道の整 備と合わせたアケ 久道路の整備	2-1)2) 4-1)2) 3)5)	道路整備課
237	道路	道路改築事業・緊急地 方道路整備事業	阿南勝浦線	渡り上り工区	0.6 km	H27~	3,300	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部道や阿南 安芸自動車道の整 備と合わせたアケ 久道路の整備	徳島南部道や阿南 安芸自動車道の整 備と合わせたアケ 久道路の整備	2-1)2) 4-1)2) 3)5)	道路整備課
238	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号	桑野	0.6 km	R4~R8	400	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	推進	推進	2-1)2) 4-1)2) 3)5)	道路整備課
239	道路	緊急地方道路整備事業	久尾穴喰浦線	久保	0.8 km	R4~R8	500	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	推進	推進	2-1)2) 4-1)2) 3)5)	道路整備課
240	道路	緊急地方道路整備事業	久尾穴喰浦線	久保②	0.6 km	R4~R8	2,000	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	徳島南部自動車 道、阿南安芸自動 車道及び徳島環状 道路等の整備推 進、徳島自動車道4 車線化の推進	推進	推進	2-1)2) 4-1)2) 3)5)	道路整備課
241	道路	道路改築事業・緊急地 方道路整備事業	徳島津田イン ター線	津田②	1.1 km	R2~	6,200					1-3)4)	道路整備課
242	道路	道路改築事業・緊急地 方道路整備事業	徳島環状線	新浜~八万	2.0 km	H9~	30,300					1-3)4)	道路整備課
243	道路	道路改築事業・緊急地 方道路整備事業	徳島環状線	国府藍住	4,600 m	H14~	50,100					1-3)4)	道路整備課
244	道路	公共街路事業・緊急地 方道路整備事業	(郡)徳島東環 状線	末広住吉工区	1,770 m	H7~	57,000					1-3)4)	都市計画課
245	道路	道路改築事業	国道438号	上八万	5.5 km	R4~R8	3,000	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
246	道路	道路改築事業	国道438号	上分	1.6 km	R4~R8	500	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
247	道路	道路改築事業	国道438号	宮平	2.4 km	R4~R8	350	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
248	道路	道路改築事業	国道439号	落合	1.9 km	R4~R6	150	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
249	道路	道路改築事業	国道195号	出合大戸	2.2 km	R4~R8	500	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
250	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	小川	1.0 km	R4~R8	700	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
251	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	倉羅	5.1 km	R4~R8	500	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課
252	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	沢谷	0.3 km	R4~R8	300	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路等に おける重点整備区 間の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	緊急輸送道路にお ける重点整備地区 (35箇所)の改良率	1-1)2) 4)5)6)7)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
253	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	海川谷	2.1 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
254	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号	石量~棚谷	1.7 km	R4~R8	1,800				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
255	道路	緊急地方道路整備事業	国道319号	小川谷	1.0 km	R4~R8	450				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
256	道路	緊急地方道路整備事業	国道488号	川上(森遠)	0.5 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
257	道路	緊急地方道路整備事業	国道488号	河内	0.4 km	R2~	1,200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
258	道路	緊急地方道路整備事業	国道438号	捨子谷南	0.3 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
259	道路	緊急地方道路整備事業	国道438号	伊良原	0.2 km	R4~R8	400				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
260	道路	緊急地方道路整備事業	国道488号	中須賀	1箇所	R7~R11	100				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
261	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	菅生	0.7 km	R4~R8	450				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
262	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	小川	0.3 km	R4~R8	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
263	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	名頃(東祖谷 菅生)	0.3 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
264	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	鎖谷	0.4 km	R4~R8	270				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
265	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	久保	0.2 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
266	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	三ツ木・三ツ 木木屋平	0.8 km	R4~R8	450				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
267	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	左手	1.1 km	R4~R8	600				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
268	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	古宮(大佐古)	0.5 km	R2~	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
269	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	檜原	0.3 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
270	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	大北	0.3 km	R4~R8	400				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
271	道路	緊急地方道路整備事業	徳島上那賀線	市手~八重地	1.9 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
272	道路	緊急地方道路整備事業	徳島上那賀線	高良	0.2 km	R4~R10	600				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
273	道路	緊急地方道路整備事業	阿南勝浦線	沼江	0.5 km	R4~R8	800				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
274	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	善徳	0.4 km	R2~	390				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
275	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	高野~和田	0.5 km	R4~R8	350				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
276	道路	緊急地方道路整備事業	宮川内牛島停 車場線	吉野	1.0 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
277	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	若林	0.3 km	R4~R8	90				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
278	道路	緊急地方道路整備事業	小松島佐那河内線	三反地	0.3 km	R4~R8	150					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
279	道路	緊急地方道路整備事業	志度山川線	東原	1.0 km	R4~R8	2,020					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
280	道路	緊急地方道路整備事業	鳴門公園線	土佐泊浦~三ツ石	1.6 km	R4~R8	1,600					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
281	道路	緊急地方道路整備事業	勝浦佐那河内線	日ノ浦	0.3 km	R4~R8	150					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
282	道路	緊急地方道路整備事業	福井樺泊加茂前線	宮ヶ谷~瀬井	0.6 km	R2~	700					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
283	道路	緊急地方道路整備事業	福井樺泊加茂前線	大瀬井	0.3 km	R2~	700					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
284	道路	緊急地方道路整備事業	竹力谷鷲敷線	西納~相名	0.8 km	R2~	650					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
285	道路	緊急地方道路整備事業	芥附海部線	広岡	0.8 km	R2~	1,100					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
286	道路	緊急地方道路整備事業	芥附海部線	北河内~馬場	2.3 km	R4~R8	2,400					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
287	道路	緊急地方道路整備事業	大利辻線	井内西	0.1 km	R4~R8	30					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
288	道路	緊急地方道路整備事業	大利辻線	辻~馬路	0.1 km	R4~R8	200					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
289	道路	緊急地方道路整備事業	粟山殿野線	仏子~殿野	0.2 km	R2~R6	650					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
290	道路	緊急地方道路整備事業	上皆津奥浦線	相川	0.2 km	R4~R7	150					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
291	道路	緊急地方道路整備事業	蒲生田福井線	高瀬	0.3 km	R4~R8	150					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
292	道路	緊急地方道路整備事業	上皆津奥浦線	大又	0.4 km	R4~R8	250					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
293	道路	緊急地方道路整備事業	由岐大西線	色面~棚田	1.0 km	R4~R8	2,200					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
294	道路	緊急地方道路整備事業	日和佐小野線	恵比須浜	2,000 m	R4~R9	2,700					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
295	道路	緊急地方道路整備事業	三縄停車場黒沢線	中津川	0.2 km	R7~	300					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
296	道路	緊急地方道路整備事業	粟山殿野線	白川	0.3 km	R7~	300					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
297	道路	緊急地方道路整備事業	上名西宇線	上名	0.2 km	R7~	200					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
298	道路	緊急地方道路整備事業	木沢上那賀線	横谷	0.2 km	R7~	400					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
299	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	持井	0.6 km	R4~R8	450					1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
300	道路	緊急地方道路整備事業	小松島港線	江田	0.6 km	R4~R8	50	緊急輸送道路等を補完する道路の改良率 23%	緊急輸送道路等を補完する道路の改良率 33%	救助物資等の輸送確保対策のための緊急輸送道路等の整備・強化	救助物資等の輸送確保対策のための緊急輸送道路等の整備・強化	1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
301	道路	緊急地方道路整備事業	丸亀三好線	東山	0.2 km	R4~R8	600			推進	推進	1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課
302	道路	緊急地方道路整備事業	日和佐上那賀線	古屋~川俣	0.4 km	R4~R8	200			推進	推進	1-1)2) 4) 2-1)2) 4) 3)5) 4) 5)6)7)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課	
303	道路	緊急地方道路整備事業	由岐大西線	阿部	1.8 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
304	道路	緊急地方道路整備事業	船戸切幡上板 線	切幡	0.5 km	R4~R8	80				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
305	道路	緊急地方道路整備事業	船戸切幡上板 線	土成	2.3 km	R4~R7	100				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
306	道路	緊急地方道路整備事業	古屋日浦線	花瀬	0.7 km	R2~	850				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
307	道路	緊急地方道路整備事業	西納大久保線	請ノ谷	2.5 km	R2~	1,300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
308	道路	緊急地方道路整備事業	阿南鷲敷日和 佐線	深瀬~十八女	0.3 km	R4~R6	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
309	道路	緊急地方道路整備事業	勝浦佐那河内 線	寺谷~下野	0.3 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
310	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	白鷺橋	1 橋	R4~R8	420				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
311	道路	緊急地方道路整備事業	鴨島神山線	地ノ平~二ノ 宮	0.4 km	R4~R8	150				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
312	道路	緊急地方道路整備事業	石井神山線	阿野	1.2 km	R2~	1,000				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
313	道路	緊急地方道路整備事業	石井神山線	黒口~鍋岩	0.6 km	R4~R8	240				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
314	道路	緊急地方道路整備事業	石井神山線	長代	0.6 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
315	道路	緊急地方道路整備事業	美馬塩江線	明神原	0.6 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
316	道路	緊急地方道路整備事業	徳島北灘線	川筋	0.5 km	R4~R8	600				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
317	道路	緊急地方道路整備事業	大井南島線	吉井	0.5 km	R4~R8	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
318	道路	緊急地方道路整備事業	大井南島線	上中町宮ノ下	0.6 km	H29~R6	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
319	道路	緊急地方道路整備事業	富岡港南島線	住吉町外	1.0 km	R4~R8	750				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
320	道路	緊急地方道路整備事業	船戸切幡上板 線	引野	0.1 km	R4~R8	30				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
321	道路	緊急地方道路整備事業	鴨島神山線	鴨島	0.3 km	R4~R8	50				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
322	道路	緊急地方道路整備事業	川内大代線	加賀須野橋	1 橋	R4~R8	50				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
323	道路	緊急地方道路整備事業	鬼籠野国府線	一ノ坂	0.3 km	R4~R8	150				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
324	道路	緊急地方道路整備事業	日和佐牟岐線	中村	0.6 km	R4~R8	50				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
325	道路	緊急地方道路整備事業	宮川内牛島停 車場線	広坪	0.9 km	R4~R8	150				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
326	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	醍醐	1.2 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課
327	道路	緊急地方道路整備事業	阿南鷲敷日和 佐線	岡田	0.3 km	R4~R8	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7)	4-1)2 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
328	道路	緊急地方道路整備事業	阿南鷲敷日和 佐線	東平	0.2 km	R4~R8	130				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
329	道路	緊急地方道路整備事業	多和脇線	落合	0.2 km	R4~R8	70				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
330	道路	緊急地方道路整備事業	津田川島線	尾開	0.2 km	R4~R7	200				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
331	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	東たしご	0.2 km	R4~R7	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
332	道路	緊急地方道路整備事業	神山川島線	月野~奥丸	0.1 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
333	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	阿瀬比	0.2 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
334	道路	緊急地方道路整備事業	古屋日浦線	小浜~水崎	0.1 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
335	道路	緊急地方道路整備事業	四方原海部線	尾鼻橋	0.1 km	R4~R7	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
336	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	松尾~大和	1.2 km	R4~R8	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
337	道路	緊急地方道路整備事業	野呂内三繩停 車場線	井ノ久保	0.6 km	R4~R8	250				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
338	道路	緊急地方道路整備事業	神山国府線	阿野橋	1 橋	R4~R6	50				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
339	道路	緊急地方道路整備事業	徳島空港線	太郎八須外	0.6 km	R4~R8	500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
340	道路	緊急地方道路整備事業	穴吹塩之江線	梨子木	0.2 km	R4~R8	300				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
341	道路	緊急地方道路整備事業	石井神山線	阿野~神領	1 箇所	R4~R8	400				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
342	道路	緊急地方道路整備事業	大井南島線	水井町	1 箇所	R4~R8	100				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
343	道路	緊急地方道路整備事業	徳島北灘線	大麻町~北灘 町	1 箇所	R4~R8	100				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
344	道路	緊急地方道路整備事業	鳴門公園線	鳴門町~撫養 町	1 箇所	R4~R8	100				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
345	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号他	県内全域	20 箇所	R4~R8	600				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
346	道路	緊急地方道路整備事業	日和佐牟岐線 他	奥河内~山河 内他	8 箇所	H30~R4	1,105				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
347	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号他	県内全域	12,500 灯	R4~R8	3,500				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課
348	道路	緊急地方道路整備事業	(都)石井南島 線	第2工区	330 m	R4~R8	240				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	都市計画課
349	道路	緊急地方道路整備事業	(都)東吉野町 北沖州線		2,882 m	R4~R8	1,860				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	都市計画課
350	道路	緊急地方道路整備事業	(都)住吉万代 園瀬橋線		1,040 m	R4~R8	2,130				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	都市計画課
351	道路	緊急地方道路整備事業	石井引田線	東覚町~新田	680 m	R4~R8	1,700				1-1)2 4)	2-1)2 4)5)6)7) 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考・旧計画) 現況	(参考・旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
352	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号他	平谷他	4箇所	R4~R8	800				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
353	道路	緊急地方道路整備事業	徳島引田線他	板野町他	11箇所	R4~R8	11				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
354	道路	緊急地方道路整備事業	石井神山線	井ノ谷	0.3km	R7~R8	300				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
355	道路	緊急地方道路整備事業	板野川島線	牛島	1.1km	R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
356	道路	緊急地方道路整備事業	三加茂東祖谷山線	加茂	0.5km	R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
357	道路	緊急地方道路整備事業	三加茂東祖谷山線	加茂②	0.5km	R8~R12	500				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
358	道路	緊急地方道路整備事業	阿南小松島線	山口	0.2km	R8	150				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
359	道路	広域営農団地農道整備事業	阿南丹生谷	那賀・阿南	13230m	-	-	農道の整備延長(km)	農道の整備延長(km)	農道の整備延長(km)	2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
360	道路	広域営農団地農道整備事業	徳島東部	上勝・勝浦	26768m	-	-	10	10	10	2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
361	道路	広域営農団地農道整備事業	阿讃三好	三好・東みよし	9540m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
362	道路	広域営農団地農道整備事業	吉野川中部	吉野川・美馬	4000m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
363	道路	広域営農団地農道整備事業	吉野川中部2期	つるぎ	6700m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
364	道路	基幹農道整備事業	勝浦南部上3期	勝浦	980m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
365	道路	基幹農道整備事業	忌部6期	吉野川	712m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	生産基盤課
366	道路	森林基盤整備事業	横石谷山線		1150m	-	-	林道の整備延長(km)	林道の整備延長(km)	林道の整備延長(km)	2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
367	道路	森林基盤整備事業	広岡池ヶ谷線		726m	-	-	23	23	23	2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
368	道路	森林基盤整備事業	日和茶坂瀬線		1025m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
369	道路	森林基盤整備事業	川崎国見山線		1000m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
370	道路	森林基盤整備事業	大川原旭丸線		250m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
371	道路	森林基盤整備事業	倉羅平線		384m	-	-				2-1(2)	4-5) 3)4)	森林土木・保全課
372	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号	日浦	3箇所	R4~R8	120	緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率	緊急輸送道路等における重点整備区間の改良率	緊急輸送道路における斜面対策の実施箇所数(累計)	1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
373	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号	朴野	1箇所	R4~R8	40				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課
374	道路	緊急地方道路整備事業	国道195号	大殿	1箇所	R4~R8	40	25%	47%	168箇所	1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7) 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課	
375	道路	緊急地方道路整備事業	国道438号	川上②	3箇所	R4~R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
376	道路	緊急地方道路整備事業	国道439号	菅生	3箇所	R4~R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
377	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	大北	1箇所	R4~R8	50				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
378	道路	緊急地方道路整備事業	国道492号	穴吹町口山	3箇所	R4~R8	150				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
379	道路	緊急地方道路整備事業	徳島上那賀線	正木~旭	3箇所	R4~R8	470				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
380	道路	緊急地方道路整備事業	羽ノ浦福井線	大地	1箇所	R4~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
381	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	松尾(松本)	2箇所	R4~R8	130				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
382	道路	緊急地方道路整備事業	山城東祖谷山 線	田ノ内	1箇所	R4~R8	70				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
383	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	上分	1箇所	R4~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
384	道路	緊急地方道路整備事業	国道438号	上~下	1箇所	R4~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
385	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	美郷~山川町	1箇所	R4~R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
386	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	沢谷~海川	1箇所	R4~R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
387	道路	緊急地方道路整備事業	西祖谷山山城 線	西祖谷山村	2箇所	R4~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
388	道路	緊急地方道路整備事業	木沢上那賀線	小畠	3箇所	R4~R8	760				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
389	道路	緊急地方道路整備事業	福井椿泊加茂 前線	福井町~椿町	1箇所	R4~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
390	道路	緊急地方道路整備事業	三加茂東祖谷 山線	西庄~東祖谷	1箇所	R4~R8	200				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
391	港湾	港湾補修	日和佐港	恵比須浜地区 (D=5.5m)	1箇所	-	-	岸壁耐震化をはじめとする港湾施設の機能強化	岸壁耐震化の推進	岸壁耐震化の推進	2-2)			港湾政策課
392	交通安全	交通安全施設整備事業				-	-	緊急輸送道路等の信号機電源付加装置整備	緊急輸送道路等の信号機電源付加装置整備	緊急輸送道路等の信号機電源付加装置整備	1-2)	2-4)	3-1)	交通規制課
393	漁港	広域漁港整備事業	牟岐漁港	東防波堤	1施設	R3~R9	-				5-6)			生産基盤課
394	道路	緊急地方道路整備事業	羽ノ浦福井線	桑野~新野	1箇所	R7~	300				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課
395	道路	緊急地方道路整備事業	国道193号	西俣名	1箇所	R7~R8	100				1-1(2) 4)	2-1(2) 4)5(6)7)	4-1(2) 3)5)	道路整備課

番号	事業種別	事業名	路線名	工区名	計画延長・箇所数	実施期間	全体事業費 (百万円)	現計画 現況(R5)	現計画 目標値(R10)	(参考:旧計画) 現況	(参考:旧計画) 目標値(R5)	現計画 施策番号	担当課
396	漁港	広域漁港整備事業	樫泊漁港	-3m岸壁	1 施設	R3~R6	400					5-5)	生産基盤課
397	漁港	水産物供給基盤機能保 全事業	長原漁港	-3m岸壁	1 施設	R2~R8	200	漁港・漁港海岸等 の地震・津波対策 完成施設数(累計)	漁港・漁港海岸等 の地震・津波対策 完成施設数(累計)	漁港・漁港海岸等 の地震・津波対策 の実施数(累計)	漁港・漁港海岸等 の地震・津波対策 の実施数(累計)	5-5)	生産基盤課
398	漁港	水産物供給基盤機能保 全事業	長原漁港	-2m物揚場	1 施設	R2~R8	50					5-5)	生産基盤課
399	漁港	水産物供給基盤機能保 全事業	由岐漁港	西防波堤	1 施設	R元~R8	800	0	9	10	11	5-5)	生産基盤課
400	漁港	水産物供給基盤機能保 全事業	鞆奥漁港	東防波堤	1 施設	R元~R8	800					5-5)	生産基盤課
401	漁港	漁港海岸保全施設整備 事業	由岐漁港海岸 (由宇)	防潮堤	1 施設	R7~R9	100					5-5)	生産基盤課
402	漁港	漁港海岸保全施設整備 事業	宋喰漁港海岸 (第1地区)	防潮堤	1 施設	R4~R10	300					5-5)	生産基盤課
403	漁港	漁港海岸保全施設整備 事業	宋喰漁港海岸 (第2地区)	防潮堤	1 施設	R4~R10	80					5-5)	生産基盤課
404	漁場	水域環境保全創設事業	海部地区		30 箇所	-	-	30	39	26	30	5-5)	生産基盤課

※ 上記の実施期間、全体事業費については、社会資本整備総合交付金等により実施する期間、事業費を記載しており、今後、変更となる場合がある。

## 「復興プロセス」と「事前復興の推進」について

### 1 復興の進め方

大規模災害からの迅速な復旧や着実な復興には、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要であり、復興に向けた取組は被災前に既に始まっている。

これらの取組には、行政だけでなく地域住民や様々なコミュニティ、事業者など、復興の各主体の連携・協働が不可欠である。

そこで、復興を進めていくにあたり、各主体に期待される役割や、被災地内外の支援者との平時からの関係構築などの検討課題、復興プロセス（過程）を時間軸に沿って「平時（発災前）」と「被災後」に分け、「誰が」、「いつ」、「何を」すべきなのかを以下のとおり整理する。

### 2 復興の主体と役割

地域社会の復興は、地域における自助、共助、公助の多様な担い手を復興の主体とし、それらが連携・協働して復興に取り組む「総働」を基本としている。地域における具体的な担い手は様々だが、多くの地域に共通する主体については、担い手となる人材の育成に加え、次のような役割が期待されている。

#### (1) 住民

- ・ 高齢者や子ども、女性、障がい者、LGBT、外国人等、配慮が必要な方々を含め、地域に暮らす多様な全ての住民が自助の主体であることを認識し、平時は、災害で命を落とさないための耐震化や避難訓練等への参加や、被災後に生き延びるための備蓄や生活再建に向けた保険の加入などの取組を進める。また、コミュニティ・市町村が進めるまちづくりや事前復興トレーニング等に参画する。
- ・ 被災後は、地域コミュニティ、ボランティア、行政その他の関係者と連携し、復興における主体として、自らの生活を再建するとともに、地域コミュニティを再生し、地域社会の再生・復興に努める。

#### (2) 地域コミュニティ

- ・ それぞれのコミュニティが持つ、地域住民を束ねる絆（地域の伝統文化や近所付き合い、慣習、趣味、自主防災など）を認識し、平時は、町内会やまちづくり協議会などを通じて、まちづくりや事前復興の取組への参画など、様々な取組を通じたコ

コミュニティの育成や活性化に努める。

- ・ 被災後は、絆の維持・再生に加え新たな絆の創造により、被災住民同士の繋がりや地域における自治を回復するとともに、復興における共助の主体として、復興まちづくり協議会などを通じて、行政その他の関係者が取り組む復興対策に積極的に参画するよう努める。

### (3) 事業者・事業団体

- ・ 建設、運輸をはじめ、地域の事業者や団体を想定している。
- ・ 平時は、被災しても地域で事業活動を継続できるようBCPの策定など準備に努める。
- ・ 被災後は、事業活動の継続又は再開による雇用の確保に加え、行政その他の関係者と連携して、被災者の雇用確保や地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努める。

### (4) 専門職団体等

- ・ 県内の弁護士や建築士などの専門職団体、団体の連合体である士業ネットワークや様々な分野のNPO/NGO、大学をはじめとする研究機関を想定している。
- ・ 平時は、行政等と連携し、住民の生活再建支援などに向けた体制を構築し、被災後は、地域コミュニティ、行政その他の関係者と連携し、被災者の生活再建支援や復興対策に協力するよう努める。

### (5) 医療・福祉に係る事業者・団体

- ・ 医療機関や医師会、社会福祉法人、社会福祉協議会等を想定している。
- ・ 平時は、BCPの策定など被災しても地域における事業継続に向けた準備や、被災時の医療・福祉活動、ボランティアの受入れ等までを見据えた体制整備に努める。また、高齢者や障がい者等に係る団体やグループへの応急対応から復旧・復興へ向けての支援のあり方についても検討を行う。
- ・ 被災後は、それらの実施に加え、行政や民生委員・児童委員その他関係者と連携し、地域における災害ケースマネジメントや医療・福祉の提供を通じ、特に支援が必要な多様な被災者の生活再建を支援するよう努める。

### (6) 市町村

- ・ 平時は、災害対応における公助の担い手として、防災・減災対策の推進や、確実な業務継続体制の確保に加え、震災からの復興を迅速かつ円滑に推進するための体制構築、地域コミュニティや関係者と連携した復興に向けた議論の喚起、まちづくり等の合意形成に努める。
- ・ 被災後は、国や県と連携し、地域コミュニティや関係者の参画を図りながら、復興計画の早期策定及び計画の協働による円滑な実施に努める。

## (7) 県

- ・ 平時は、災害対応における公助の担い手として、確実な業務継続体制を確保する。さらに、震災からの復旧・復興を迅速かつ円滑に推進するための体制等の構築、国や市町村、関係者と連携した復興に向けた議論の喚起、地域づくりの合意形成に努める。
- ・ 被災後は、国や市町村と連携し、住民や関係者の参画を図りながら、復興法に基づく復興方針、条例に基づく県復興計画を早期に策定する。さらに、市町村、その他の関係者と連携して、総働による復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努める。

## 3 外部支援者との連携

### (1) 外部支援者の定義

大規模災害からの速やかな復興には、被災地内の様々な主体間の連携、協働に加え、被災地内外からの支援者の存在が欠かせない。このため、地域内の相互支援による「共助」と区別して、被災地域以外から支援を行う主体を「外部支援者」と定義し、その活動や連携体制構築に向けた取組について、以下のとおり整理する。

### (2) 外部支援者の活動

大規模災害における外部からの支援は、被災家屋の片付けや補修、避難所における生活支援など比較的初期段階のものから、生活再建に向けた各種法律や制度に関する専門的な助言や手続き支援、さらに中長期にわたる生活再建や産業復興、まちづくりに関するものまで幅広い領域にわたる。

また、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

被災後には、全国各地から、こうした支援が寄せられ、被災地の大きな助けになる一方で、被災地に関する情報の多寡、被災地へのアクセスの容易さ、ニーズ把握とマッチングの状況により、被災地間で受けられる支援の量や内容に格差が生じる事態が発生してきた。

また、多くの支援団体とは、被災後に初めて顔を合わせることが多いため、信頼関係の構築と支援メニューのマッチングに困難が生じることも散見される。

一方で、熊本地震以降、全国ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）などの中間支援組織が中心となり、様々なNPO／NGOや社会福祉協議会などから構成される外部支援団体の連携会議が、発災後極めて早い段階から被災地において定期的で開催されるなど、被災地と外部支援団体との効果的な連携が実現されつつある。

### (3) 外部支援者との連携体制構築

膨大な労力が必要となる復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするには、こうした連携会議の開催を前提とした被災前からの受援体制構築に加え、協定締結

など、外部支援団体との関係をあらかじめ築いておくことが必要である。日頃からの地域交流などにより関係が構築されている場合、被災地側からの要望を伝えやすくなるだけでなく、双方の応援・受援に関する方向性を事前に確認することが可能となる。さらに復興を見据えた場合、地域の「強み・弱み」について、外部の視点から助言を受けられるメリットがある。

また、職能団体から構成される士業ネットワークや、災害ボランティアの受入窓口となる社会福祉協議会など、地域における共助の主体も全国的なネットワークを構築しており、こうした繋がりをもとに、外部との「顔の見える」関係を広げることも速やかな支援の受入れに繋がる。

こうした関係構築に加え、復興に向けたニーズを幅広く共有しながら、専門的な支援（プロボノ）とどのように連携するか、といった受入れ調整についても議論を行い、体制を構築しておくことが重要である。

徳島県では、災害時の官民連携を確かなものとするため、過去の災害において、被災自治体と連携しながら活動した外部支援団体の活動事例を参考に、平時からの会議体の創設など関係構築に向けた取組を進めている。

なお、復興の取組は中長期にわたり幅広い分野で行われるため、外部支援者との関係も時間の経過に伴い変化していく。支援の受入れについては、ボランティアのみを前提とするのではなく、業（なりわい）としての災害分野にとどまらない支援も想定し、活動を支える財源確保についても、議論を行うことが必要である。

図5 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ

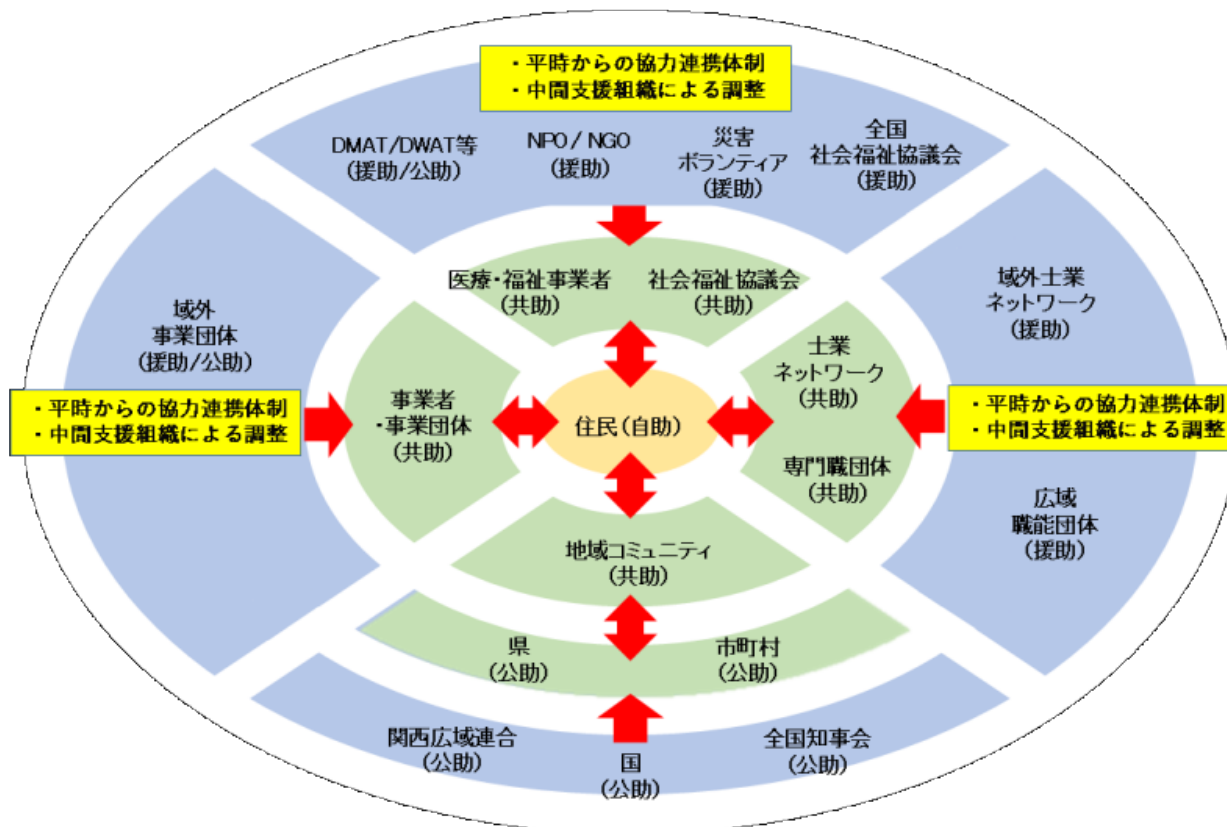


図5 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ

## 4 事前復興の推進

### (1) 概説

大規模災害からの復興は、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要なことから、平時における「事前の準備や実践」が極めて重要である。

強靱化計画では、被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称しており、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分けられる。

住宅の高台移転などのハード対策は、被災前に取り組むことにより事前に施策が完了する「実践する事前復興」といえる。一方、ソフト対策のうち、コミュニティの活性化やまちづくり活動の展開などは、事前に実践することに意味がある取組であり、計画策定の手順などは、事前にマニュアルとして準備しておくことが重要となる。個々の取組が「準備」、「実践」のいずれに該当するかは、取組のゴール設定や取り組み方によっても異なり、一律に決められるものではない。

例えば、復興に関連したある業務について、具体的な業務内容を検討し、マニュアルを作成することは被災後の業務遂行に向けた「準備」だが、マニュアルを使ってその業務に関する訓練を行い、そこから課題を抽出しマニュアルを改定することは、「準備」と同時に広い意味で「実践」ともいえる。

マニュアルは策定することが目的（ゴール）ではなく、時間的制約が多い被災後に、より効率的に活用できる状態にしておくことが大切であるため、担当者が異動しても活用できるよう、定期的な訓練により疑似的に実践し、見直しを繰り返すことが大切なのである。いつ発生するか分からない大規模災害への備えは、マニュアルなどを策定し（P）、訓練を重ね（D）、検証（C）、改定（A）していくPDCA循環の継続が特にソフト対策において重要である。

また、平時から多様な視点を持つ人材の育成や、議論に向けた環境醸成も重要である。「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、地域コミュニティの維持・再生・育成をはじめ、事前に取り組めるものについて、関係者間での議論が進むことを期待する。

### (2) 準備する事前復興

事前復興の取組は、被災イメージの共有から始まる。徳島県は「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」に係る被害想定を公表しており、これらを基に、まず地域の被害様相を関係者間で共有し、地域の生活や営みへの影響を考える。

次に、それらの被災イメージに対し、必要となる復興プロセス（復興の進め方）について、地域住民を含む関係者が地方創生の要素も含めて議論し、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け事前に取り組むべき事項を明らかにする。

例えば、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことは、迅速な復興に向け、大変重要な事前準備である。

### (3) 実践する事前復興

住宅の高台移転のように、事前に実践することにより、津波で被災しない状態を実現する取組は、典型的な「実践する事前復興」であり、事業として完了する事前復興施策となる。

一方で、前述のとおり、ソフト的な施策における「準備する事前復興」と「実践する事前復興」の区分は、厳密なものではない。策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、復興への議論・参画に向けた教育・啓発や合意事項に基づく「地区防災計画」の策定などは、準備に留まらず実践する事前復興に位置づけることができ、さらに継続的に見直していくPDCAサイクルが重要である。

例えば、被害想定をもとに、行政職員が復興の進め方を習熟するだけでなく、事前の復興まちづくりが必要であるとして、地域住民と地元自治体とで行う「復興まちづくり訓練（※）」の実施などは「実践する事前復興」と言える。個々の復興プロセスについて、どのようなことが事前に取り組めるのか、まず、担当する関係者間で議論することが重要である。

※復興まちづくり訓練＝住民や行政、専門家等が連携し、速やかに復興できるまちにするために、復興のイメージづくり、地域課題の抽出・共有、避難所生活、応急仮設住宅など暫定的な生活期を経て、地域の復興方針を考えるまでを模擬的に経験する訓練

### (4) 地域継続に向けた取組

徳島県では農林水産業、建設業、商工業、金融、保健福祉、教育・研究、行政といった分野が個別に策定していた事業継続計画（BCP）では、大規模災害時には対応が困難であるとの認識を共有し、同業他社との相互補完や異業種との連携による「地域継続」に向けた取組を推進している。

地域の担い手である各分野間の経済活動をはじめとする様々な事業継続から、情報共有モデルの構築や、多様な担い手による復興に向けた取組への発展を目指している。こうした地域継続（地域BCP）も重要な「実践する事前復興」の取組である。

### (5) 復興を担う幅広い人材の育成

過去の復興において大きな課題となってきた、復興の担い手不足の問題を解決するには、被災前からの継続的な人材育成が不可欠である。個別プロセスにおける事前復興の取組はもとより、地域外との交流を通じて得られる地域への新たな発見など、地方創生に資する幅広い取組、さらには防災・減災に限らず多様な専門領域人材の育成も必要とされている。

こうした人材育成に、官民挙げて取り組むことが、地方創生の視点を持った徳島ならではの「より良い復興（Build Back Better）」実現のために求められている。

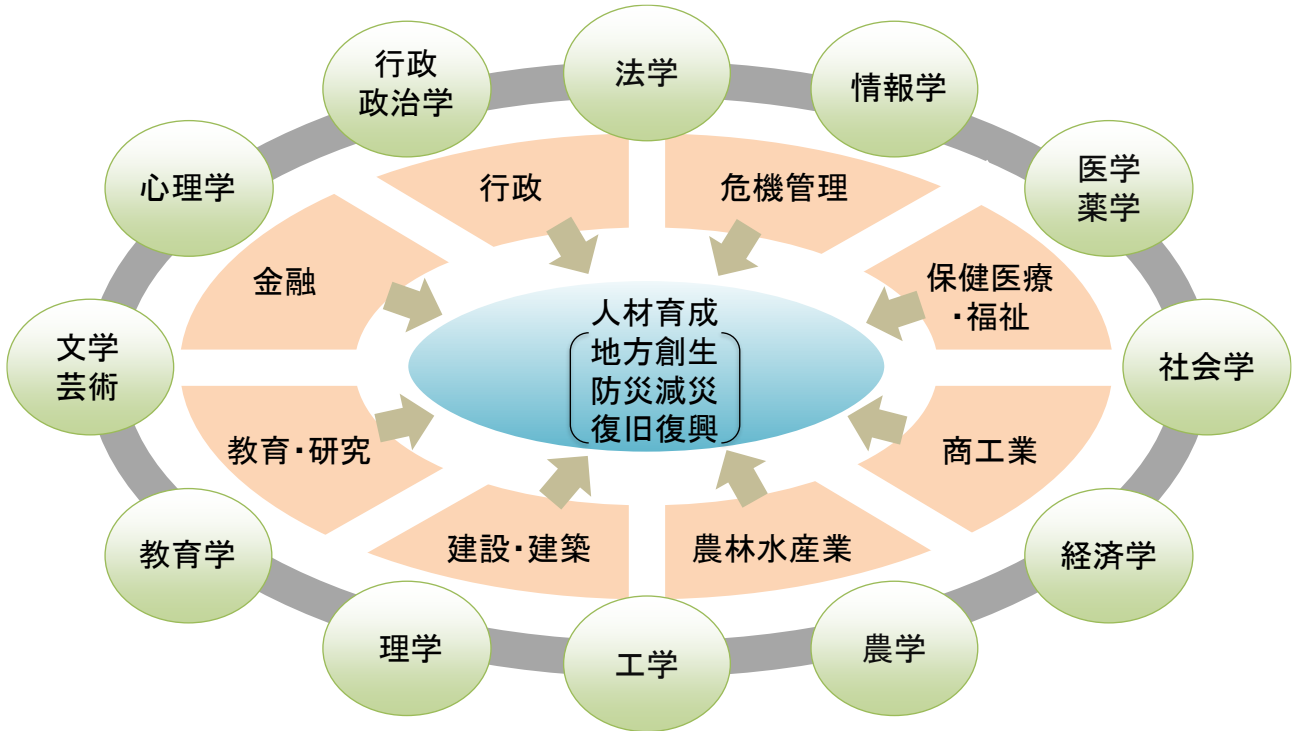


図6 幅広い人材の育成イメージ